

第九十一回国会 大蔵委員會議録 第十四号

昭和五十五年三月十九日(水曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君
理事 高島 修君
理事 佐藤 鶴樹君
理事 坂口 力君
理事 竹本 孫一君
理事 麻生 太郎君
理事 熊川 次男君
理事 白川 勝彦君
理事 中村正三郎君
理事 藤井 勝志君
理事 村上 茂利君
理事 山口シヅ子君
理事 山中 貞則君
理事 伊藤 茂君
理事 沢田 広君
理事 塚田 庄平君
理事 山田 芳治君
理事 田中 昭二君
理事 宮地 正介君
理事 渡辺 貢君

大蔵大臣 竹下 登君
大蔵政務次官 小泉純一郎君
大蔵大臣官房審議官 水野 繁君
大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君
大蔵省主計局次長 禰河 徹映君
大蔵省主税局長 高橋 元君
国税庁次長 伊豫田敏雄君

委員外の出席者

国税庁直税部長 矢島錦一郎君
国税庁徴収部長 田中 哲男君
国税庁調査査察部長 矢崎 新一君
警察庁長官官房警備管理課長 伊藤 達磨君
警察庁刑事局捜査第一課長 加藤 晶君
行政管理庁行政管理局管理官 篠沢 恭助君
行政管理庁行政管理局管理官 吉村 友祐君
国土庁土地局土地政策課長 渡辺 尚君
大蔵大臣官房審議官 宮下 鉄巳君
社会保険庁年金保険部業務第一課長 萩原 昇君
郵政省貯金局第一業務課長 小倉 久弥君
労働大臣官房審議官 倉橋 義定君
労働省労働基準局長 花田 達郎君
金課長 自治大臣官房情報管理官 小野寺秀雄君
自治省行政局選挙課長 岩田 脩君
大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

辞任

有島 重武君
田中 昭二君
宮地 正介君
大久保直彦君

補欠選任

三月十九日

医業の税制改善に関する請願(松本善明君紹介)
(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

同(野間友一君紹介)(第二五七号)

民が関心を持ったのは一般消費税であります。そういう国民の意向を受けながら予算を組んだわけでありまして、できたならば現在の情勢においては財政再建の面において増税を求めたい、増税に對して国民の理解を求めなければならぬときに所得税減税はどうか。しかも、所得税の現実の日本の姿を見ても、諸外国に比較して、課税最低限を見てもそれほど低いわけではない、国民に對して過重な負担を強いている現状でもない、こういう中であつてはできるだけ減税は避けて、減税できる状態ではありませんから、増税は避けるような方策を考えますけれども、かといつて減税するような事態ではないと私は見ております。

○多田委員 恐らくいま次官ができた増税したいというところは、国の財政が赤字で大変だ、それを埋めるには増税しかない、こういうお立場からできた増税したいという大変な発言をなさつたわけですが、そう理解してよろしいですか。

○小泉純政府委員 いまの財政状況を見ますと、増税しないでは済むにこしたことはないのですね。いろいろな財政規模等を考へてカットするには限度がある。そこで増税しないにこしたことはないのですけれども、でき得ればこの赤字財政を脱却する意味において、むだな経費をカットするとか、行政改革とか、そういう支出面の削減と同時に、歳入の増を願うということ、この両面からやつていかなければならない、そういう支出面のカット以外の歳入の増を考えた場合、増税のために国民に對して理解を求め方策を考へねばならないのではないかと、私は、いまの発言をしたつもりでございます。

選挙のとき、私もいろいろ野党の意見を聞いてみました。確かに野党は一般に對しては増税反対と言います。ところが、現実を見ますと、ずいぶん増税を要求しているものもこの委員会でもありません。ですから、簡単に増税反対といつても、そういう面だけではないわけでありまして、野党は増税反対というスローガンは掲げたにもかかわらず、この委員会におきましても、ある面において

は増税を要求している。ですから、そう考えますと、一般消費税に對しては非常な拒否反応があつたけれども、ある面においては、ほかの場によつては野党自身も増税を求めているということを考へますと、歳入の削減と歳入増というものは、できるだけ国民の理解を求め方策をこれからも鋭意考へていかなければならないのじゃないか、そういうふうに私は考へます。

○多田委員 いま述べられた課税最低限の国際比に對しては後でお伺いしたいと思います。そして、いま、野党も増税を求めている、増税以外に日本の財政の再建はないんだ、こういうような意味のお話をされたわけですが、ほかの党は知りませんけれども、私も、恐らくただ一つの党として特例公債の発行にも一掃して反対してまいりました。同時に、今年度の予算の編成に当たりまして、組み替え案にでもあるいは修正にしまして、私も、私どもの立場というのは、いまの財政の再建は、国民生活を守りながら、しかも財政再建を続けていくことができるし、また、そういう立場を政治家としてとらなくちゃならないということ、口先だけでなくて数字や計画をもつてすでお示ししているわけですね。きょうこれに深く立ち入る余裕がございませんので、一応このことを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、私は、まず第一に、やはりわれわれは国民の生活の実態から足を離れるわけにはいかならないというふうに考へております。そこで、国民の税金との関係について申し上げますと、これは、すでにさきの参議院でうちの議員が大蔵も認めた数字でいろいろお伺いしているわけですね。そこでは、昭和五十二年に年収二百五十万円の標準世帯、税額は三万一千八百円です。戻し税を入れば一万六千八百円です。その年収が消費者物価と同事で上がったとするならば、昭和五十五年では、収入が一・一六倍になり、税額は一・八一倍、戻し税を入れば三・四二倍になります。同様に、四年後の昭和五十九年度まで減税を見送るとすれば、年収は一・四一倍に上

がりますけれども、税額は何と三・六倍になるのです。戻し税を入れますと六・八倍という高率の税額になるわけですね。これは、先ほど言いましたように、大蔵省が認めた数字でございますけれども、実際の生活は、きのう皆さんが物価対策を出されたように、公共料金を初めとする諸物価の高騰がのしかかつて大変な重圧になっているわけですね。政府は、この所得税減税見送りによる実質的な負担増という形で増収を財政再建のための財源確保の一つの手段として見ているのではないかと私も考へざるを得ないわけですね。ですから、政府は赤字解消のために国民生活の後退はやむを得ない、そして、減税の必要はないというふうに考へておられるかどうか、これは先ほどの次官の、できるならば増税をしたいということとあるいはうらはらになるのかもわかりませんけれども、ここでひとつ明快にお答え願ひたいと思ひます。

○小泉純政府委員 財政再建のために国民の生活があるのじやなくて、政府も国民の生活の安定のためにいかなる方策がいいかということ考へた予算であります。ですから、今回の予算についてもあるいは税法につきましても、いまだ何と財政を再建するということが将来の国民生活の安定につながるという気持ちからやつていっているのであつて、別に財政再建のため、あるいは減税しないというところが国民生活を無視しているというふうにとられては困るのであります。いま、将来のインフレなり経済破壊を何とか防ぐためにどうしてもやらなければならぬことがたくさんある。そのことに對して国民が負担を感ずるという場合もあると思ひますけれども、そういう際には納得と理解を求めよう努力をしていかなければならぬ。いし、あくまでも財政再建というものは国民生活の将来の安定のためになければならぬと思つております。そういう点は、国民に負担を強いるためのような税法改正を意圖してはいるのではないということを切に御理解をいただきたいと思ひます。

○多田委員 引き続き、先ほどお話ししました資料に基づいてお伺いしたいと思います。この連年の減税見送りは、ただ、いまおっしゃつただけじやなくて、税制のあり方をもよめる結果になるのじやないかというのを私は恐れるわけですね。たとえば、先ほどの試算では、五十二年に二十万円の年収、これはやはり高額と言つていいでしょう。この二十万円の標準世帯の場合、減税を見送りますと五十九年度ではどうなるかといひますと、収入は一・四倍です。税額でも一・八五倍と、収入と税額の伸びが違ひはさして変わつておられません。ところが低所得者、たとえば年収二百五十万円の標準世帯の場合は、同じ昭和五十九年度でどうなるかといひますと、収入の一・四一倍に對して税額は六・七九倍という大変不均衡なものになるわけですね。このように減税の見送り、いまの諸物価の上から、実質的な増税の進む中で、このような実質的な負担が低所得者ほど激しくなつていくということですね。まさに、所得税は累進税が基本だと言われる中で、著しくこれが逆進的になつていって、税の公平という観点からも崩れてくるのじやないか、こう思ふわけですね。こういう不公平、生活難が所得税減税見送り倍加されても、当然赤字解消のためにはやむを得ないというふうに考へていられるのか、これはどう均衡が生まれるのに對して、どういう措置をこういう低所得者にとり得るべきなのか。先ほど次官は、財政のことだけを考へて国民のことを考へていないわけではありませんとおっしゃつたけれども、国民の中で二百五十万から五百万という所得の人が圧倒的な多数です。この人たちが最も不公平な税率で苦しめられるとするならば、それを放置しておいて赤字解消だけが最優先というのでは、国民は納得しないし、恐らく自民党政府と国民との間の矛盾もつと熾烈なものになつていくのじやないか、こういうふうに私は思ふわけですね。私は高成長のもとであつても低成長のもとであつても、所得税本来の姿というものは変えるべきではないというふうに考へるわけですね。次官の

がりますけれども、税額は何と三・六倍になるのです。戻し税を入れますと六・八倍という高率の税額になるわけですね。これは、先ほど言いましたように、大蔵省が認めた数字でございますけれども、実際の生活は、きのう皆さんが物価対策を出されたように、公共料金を初めとする諸物価の高騰がのしかかつて大変な重圧になっているわけですね。政府は、この所得税減税見送りによる実質的な負担増という形で増収を財政再建のための財源確保の一つの手段として見ているのではないかと私も考へざるを得ないわけですね。ですから、政府は赤字解消のために国民生活の後退はやむを得ない、そして、減税の必要はないというふうに考へておられるかどうか、これは先ほどの次官の、できるならば増税をしたいということとあるいはうらはらになるのかもわかりませんけれども、ここでひとつ明快にお答え願ひたいと思ひます。

御答弁をお願いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 計数の問題でございいますから、先に私からお答えをして、政務次官の御答弁というおことになさっていただきたいと思います。いまお話のございました、こういうことはなかなかないと思うのでございいますけれども、給与収入の増加と物価の上昇とが等しい場合の税負担の推移という試算でございいますけれども、それに基づいて年収二十万の給与所得者の場合の方が、五十二年に對した五十九年の所得税の伸びが年収二百五十万の場合よりも低くなる、これは累進を本来としておる所得税のあり方としておかしいのではないかと、この点で申し上げたいと思ひます。

その点で申し上げますと、これは御高承のとおりでございいますけれども、給与収入のうち一定の控除額を超える部分が課税所得になる。夫婦二人の給与所得者がございまして、二百一十五万円までは税率がゼロでございまして、二百一十五万円を超えてまいりますと、給与所得控除とか社会保険料控除を引きまして、残りにます一〇%から一二%という累進税率がかかってくるわけでございまして、したがって、課税所得が非常に低い方、二百五十万といういまの例示でございまして、その方の二百五十万の年収の中で所得税の課税の対象になります所得というものは三十一万八千円でございます。これに對しまして、その後収入が伸びていられる部分は課税所得として追加されていくわけでございいますから、いまの課税最低限と累進税率を持つております所得税の構造——これはあえて日本に限ったことではございませんで、世界共通でございまして、日本の累進構造は世界の中で最も高いと私は思つております。そういう所得税の累進構造を前提にいたしますと、確かに税額で三・五八倍になります。二十万の方について言えば、この中の大部分がすでに給与所得が課税所得として把握されてあるわけでございいますから、それに対してさらに累進の税率がかかっています。したがって、所得税の累進構造が有効に働いているかどうかというのを判断

断していただくためには、税額の伸び率によつてお考えになるということではなくて、むしろ税引き後の手取り額でお考えいただくのが至当であるというふうに私は思ひます。

ただいまの設例で申しますと、二百五十万の方と二十万の方それぞれについて税引き後手取り額で比べてみますと、二百五十万の方の税引き後の手取り額は五十二年對五十九年で一・四倍になります。二十万の方は一・三倍になります。もつと正確に申し上げますと、一・三八倍と一・二六倍というところでございまして、そのように給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の控除を引きました後の課税所得の伸び、それが高所得者の場合に小さい。そういうことから、いまおっしゃったようなことが出てまいるわけでございまして、税負担そのものが重いわけでございまして、やはり累進性は全体として保たれていというふうに考えたいと思ひます。

○多田委員 いまの局長のあれでも、いろいろ御説明なさりましたけれども、この数字の根本を否定なさっているわけじゃありません。そして、私は累進性が全部崩れてしまつたと言つてゐるんじゃないのです。いま申し上げましたように、やはりアンバランスがある、このことを私は指摘しているわけではあります。

さらに、私、続けてお伺ひしたいと思ひます。が、総選挙のとき大平総理は、高所得者への増税はもう相当厳しい、こういうふうにおっしゃつて、年収二百万から三百万の増税をはめかしていらつしたわけですね。だから、いまこの層への増税を、増税という形に見えない減税見送りという非常に巧妙な形で増税を進めている。私は先ほども申しましたけれども、そう見ざるを得ないんじゃないか。先ほど言ひましたように、所得税納税者のうちで大半の層が二百五十万と、所得税の層に占めてゐるわけですね。そういう意味で、その層に對するこういう実質的な増税、こういう問題について次官はどうでしょう

か、これを本心に改めて、もつとこの層に温かい手を伸べるということをお考えにならないでしようか。

○小泉(純)政府委員 確かに税の構造というのは常に検討しなければならぬことだと思ひますが、いま年収一千万円以上の人が納税者の中で約一%、その方が税収の二五%以上を占めるというふうなそういう構造にもなつておる。ですから、総理が選挙中言われたようでありまして、年収二百五十万から五百万までの層が非常に多い。ですから、ある一つのところだけ特定の負担を求めるといふんじやなくて、やはり日本の社会を形づくっていくというものは国民が支えていかなければならぬ。そういう意味において、それ相應の福祉社会を形成する費用として国民に對して公平な負担を求めるといふ、その努力と検討というものはこれからも続けていかなければならぬ、そういうふうに思つております。

○多田委員 それから、先ほど課税最低限の国際比較をなさつて、日本は高い方じゃないというふうにおっしゃつたわけですね、政府は主として為替レートを土台にしてやつておられるようです。しかし、変動の激しい為替レートを使つての比較というのは、そのものだけでは問題を正確につかむことができないのではないかと。

たとえば日経連でもいろいろ資料を出しておられますが、日経連の労働経済特別委員会が五十二年、一昨年の十二月に出した「賃金・労働時間の国際比較」というのがあります。この中の主要国の生計費指数によりまして、昭和五十三年で課税最低限は日本が二百一十五万円、こうなるんですね。ところが、諸外国はどうかといふと、円で見ますと、生計費指数ですが、アメリカは三百五十四万一千円、それから西ドイツは二百二十二万四千円、それからイギリスは二百五十九万二千円、フランスは三百九十九万二千円、こういうことで決して先進資本主義国と比べても高いどころかむしろこれは低い方になるんじゃないか、私はこういうふうに考えるわけではあります。

先日ここで、参考人としておいでになつた税調の会長も、もしそういう資料があるならば大いに税調としても参考にしたと、こういうふうにおつておられたわけですね、大要私はいいとどだと思ひます。ですから、大蔵省としても、私はこういう問題も含めて——レートのことももちろん含めてやられるのは結構ですが、こういう資料もやっぱり含めて御検討になつていただいて、そしてその資料を、税調はもちろんですけれども、当委員会にも大いに出してもらいたい。つまり、入るをはかるといふことですけれども、同時にこういう面も十分ひとつ勘案していただかないと、私はやっぱり一方的な計算になつてしまふんじゃないかというふうに考えるわけではあります。その点でどうでしょう。

○小泉(純)政府委員 先ほどの、前の委員会におきましての参考人の意見もそのとき聞かしていただきました。確かに国際比較をする場合に、一つの基準じゃなくいろいろな方法があると思ひますが、そういう比較のためによりよい方法がある、あるいは別の方法があるというのでしたら、その基準なりを参考にする意味においてどしどし大蔵省としても取り入れた方が私自身もよいと思つております。

○多田委員 ぜひそうしてもらいたいと思ひます。

私は、減税問題をちよつとここで終わりたいのですが、締めくくる前に、実は私どもの新聞の機関紙の赤旗が、昨年の九月份決算の五十社の決算状況を調べたのです。これはすでに発表になっておりますが、上位から五十社を調べてみましたら、内部留保があの石油ショックのときの七四年に比べて七四%、五兆四千億もこれは積み増しているのです。総計は十二兆六千七百七億、これだけの巨額の利益を上げてゐるわけですよ。そしてまた、昨年の九月份でも、予想される三三三三算でも、いわば史上未曾有であると空前の利益とか言われているですね。この利益を上げたのは、経営者の手帳もさることながら、やはり人減

らし、そしてまた賃金の抑制、これが根幹にあることはもう明らかだし、たとえばこの間、財界展望という雑誌を見ましたら、東芝の岩田社長さんがこういうことを言っておられるんですね。どんな環境でも四百億円から五百億円の経常利益は計上できる体質がで上がった。つまり、不況の中で体質をつくり上げて、そしてこれだけの利益をもうけ上げる体制をつくり上げていくわけですよ。こういう大きな企業が大きな利益を上げていく。そしてまた、今度の所得税の改正でも、一千万以上に対しては五割という一つの控除を設けました。私はそれ自体、若干ではあります、前進だと思えますけれども、貧富の差が激しい今日、決してこれが税の公平になっているというふうには考えられないわけです。そういう中で、御存じのとおり、私どもは大企業からの税金の公正な取り立てや、あるいはまた後で申し上げる資産家からの公正な税の取り立てをするということを含めて、財政の再建を年次的にやろうということを行っています、その一環として私はきょうの質問をしているわけでありまして、私は、ただ金さえ出せば何とかなるかという立場で言っているのじゃないということをおえて申し上げまして、この問題についてはさらに今晩また大臣への質問がございまして、そこでお伺いしたいと思ひます。

そこで、次にお伺いしたいのは、法人税の問題について伺ひます。

法人税の増税、とりわけ大きな企業に対する増税は、現下の法人課税の現状からいっても、あるいは国際比較からいっても当然実施されるべきものだし、世論の大方の要求にまなっているというふうには私は思ひます。

そこで、取り上げたいのは、昨日のこの委員会でも議論になりました経団連の法人課税についての見解です。昨年の十一月の末に出された「法人税負担と租税特別措置について」、「国際比較を中心」という副題のついた資料に示されております。この経団連の見解ではいろいろなことを言っておられるけれども、結局日本の企業の租税負担

は先進諸国の中でも最も重いんだ、一番重いんだ、こういうことを言つて法人税の増徴に反対していられるわけですね。

そこで、第一に、きのうの議論にもなりましたけれども、地方税における超過課税を取り込んでいく問題の不当性について再確認しておきたいというふうな思ひです。経団連のやり方その他について、昨日、主税局長は、同僚議員の質問に対して、国際的にも一番高いということは事実合

わなないという御答弁をなさったその根拠をもう一度地方税の超過負担の問題を含めて、ごく簡潔にここで、私、述べていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 昨年暮れの経団連の企業課税についての御主張は多岐にわたっています、いま御質問のあった超過課税を取り込んだ場合の企業の税負担水準の国際比較の問題でござい

ますけれども、昨日もお答え申し上げましたように、国際比較をいたします際には、標準的な税率をもつて相互に比較するのが相当であると私も考

えるというところであります。地方税と国税とに所得課税が分かれております場合には、どこの地方の税率を使うかによつて上下がござい

ます。そこで、日本の場合には超過課税がなく地方税の標準税率によつて法人住民税及び法人事業税が課せられて

いる場合、これをとりまして四九・四七％の実効税率である、こういうふうな申し上げて

るわけでありまして、確かに、東京、大阪、兵庫、愛知、神奈川、そういうところ

に所在しております法人にとりましては、超過課税の両税について行われて

いるわけでございますから五一・一二％になりますけれども、国際比較の基準としては四九・四七

％、四七というのを私どもは考えております。

これに對して、アメリカは現在五〇・八六％と申し上げておりますが、これはカリフォルニアの法人を頭に置いて

いるわけでは、その場合にカリフォルニアの州の法人税は九％であり

ます。ニューヨークに事例をとりま

すと、州の法人税が一〇％になりますので、実効税率は五一・四に上

がりますと、州法人税すし、一番高いミネソタをとりま

すと、州法人税が一〇％になりますので、実効税率は五一・四に上

がりますと、州法人税すし、一番高いミネソタをとりま

すと、州法人税が一〇％になりますので、実効税率は五一・四に上

がりますと、州法人税すし、一番高いミネソタをとりま

すと、州法人税が一〇％になりますので、実効税率は五一・四に上

が二％に上がりますから、実効税率は五二・四八になるというところであります。同様に、州で営業税がかか

っておりますドイツの場合でも、比較の基準にとつて

おりますのはノルトライン、ウェストファール

の法人でありまして、この場合に営業税一五

％を加算いたしましたして、実効税率五二・五二とい

うものをもつて日本の四九・四七と比較して

おるわけでございますが、同じドイツでも、営業税

の低いところでは、たとえば一八％を課しております

バイエルンでありますと五七・六二であります。ザール

ラントになりますと五七・九四であります。い

ずれを比較の基準にするかという問題はありま

すけれども、私どもはアメリカの場合にはカリ

フォルニア、ドイツの場合にはノルトライン、ウ

ェストファールというものをとつて、日本の場合には超過課税が行われていない団体とい

うものを標準にとつて実効税率の比較をして

おる、こういうことでござい

ます。

○多田委員 いまの御説明でも、またきのうの御説明も同じですけれども、大蔵省としてはそ

う中層的な平均的なところをとつておられるとい

うことでござい

ます。そうしますと、経団連の取り上げ

ているのはやはり特殊な例、この数字のとり方

は間違ひというのじゃありません、特殊な例を取

り上げて、日本の企業の税率は高いとい

うことを言つておられるわけですね。この点で経団連の主張は必ずしも正しくない、ある意味では自分の都合のいい数字を取り上げて

いるというふうな点です。次に、経団連の主張では、アメリカ、西ドイツ、イギリス

ういう意味で、配当性向を三〇としなくても高めていったらドイツの法人の税負担はもっと下がるという主張でございます。それが、配当性向が現状ではもっと高いことを言っておきまして、法人所得全額を配当に充当するとすればドイツは四六・六七になる。三〇%でなく一〇%が配当に回るとしますと、ドイツの配当にかかる税率は三六%でありますから、それに地方税を合算して四六・六七になる、こう言っておるわけでございます。

ちよつと時間をいただいて、特別措置によって実効税率が動いてまいるといふ事例を資料でいろいろ御主張になっておられます。私もその数字をお使いいたしますと、イギリスでは特別措置を考慮すると五二%の実効税率が二六・六五になるし、アメリカの租税特別措置を全部適用した場合には五〇・八六と私も言っております。四〇・六六になるのではないかと御主張がおります。これは特別措置そのものが、たびたび申し上げておりますように、いわゆるタックスエクスベンディチュア、税を通ずる補助金でございますから、したがって、特別措置には、税法の中でやられるもの、法人税法そのものでやられるもの、わが国のように特別立法の特別措置法の中でやられるもの、歳出でやられるもの、公的金融でやられるもの、いろいろあるわけでございますから、つまり、そういうものの全体として企業の租税補助金の比較をすべきであって、租税特別措置が法人税法の外にあるその部分だけを出してみても全適用するところなるという御比較には必ずしも当たらないところがあるのではないかとはいふに考えておるといふことをつけ加えさせていただきます。

○多田委員 それは大蔵省の主税局長の言っておることであって、私は、この資料でどう言っておるか聞いたのです。私、この資料に基づいて大蔵省からヒヤリングを受けたのですけれども、この資料では、ドイツの場合、配当に対する税額還付制度というものがあつたのです。まずある年に

法人所得があり、その次の年には法人所得がゼロという仮定、これは特殊なケースなんですけれども、そういうケースを立てておるのです。そしてまた、その年に課税されず内部留保に回つた分が次の年に全額配当に回る、こういう点を特殊なケースを立ててやっておるわけですよ。そこをここで言っておるのですよ。

先ほど大蔵省が中庸で平均的なところと述べておられた、私はそれは結構だと思つたのです。結構だと思つた。そういう立場に立っているから経団連の分析と違つてくるわけですね。そして経団連の日本の企業が一番高いといふのは事実にあつたといふところ、御答弁なさつたのは、そうだろうと思つた。ところが、経団連は、この問題でもこういう特殊な例を挙げて、そして日本の企業の法人税率は高いんだといふことを言っているわけですよ。ですから、それにしか生じないような特殊な例を持ち出して、そして外国の制度の減収効果を最大限活用して税負担を軽く算定して、これを一般化していく、こういう態度は間違つたやり方だといふふうに私は考えるのです。それを私は主税局長に伺いたかつたのですが、時間がないので述べたわけですよ。

そこで、次官がさつき述べておりましたけれども、だれでも税金を安くしたい、そのとおりなんです。しかしながら、いま私があえて取り上げる法人税の問題になつておるのは、昨年、政府みづから何%かの法人税を引き上げてというものが腰砕けになつてしまつたわけですよ。そしてきのうも、法人税どうするんだと言つたら、主税局長は、年度初めの税調でこれは避けて通れない問題とおっしゃつた。私は恐らく法人税の問題を積極的に出されるという意味で述べられたのだといふふうに承つております。他の同僚議員もそういうふうに承つておられるわけですが、そういうやさきに、最近経団連が物すごく積極的に日本の企業の税率の高さを宣伝なさつておる。私、きょう残念ながら資料を持ってきましたでしけれども、この資料なんかさうですね。これは色刷りで大変な

ものですよ。そういうものを出してやつておる。ここにまた再び与党・政府が法人のこういう攻勢に腰砕けになつてしまつたのでは、庶民に対する増税だけが先行して、また法人税が後に残つていく。そして、わずかの特別措置の手直しによつて、これで不公平税制の八割は解決したのだと言われたのでは、皆さんがどんなに美辞麗句を並べられても、その裏打ちにはならないといふことで、あえてこの問題を私申し上げたわけですよ。

そこで、いま一、二の例を挙げて、かなり特殊なケースを持ち出して経団連は述べておられるのです。こうやられる根本は、私はこうだと思つたのです。日本の国の税金だつて、その仕組みはなかなかわからぬですよ。まして、法人税なんてどういう仕組みで計算されているのか一般の人にはわからぬです。ところが、言語も違ひ、習慣も違ひ、歴史も違ひ外国の税制に至つては、全く絶望的と言つてもいいほどわれわれはわからぬのです。恐らく多くの国民は、われわれよりもはるかにわからぬのです。そういう中に、経団連が莫大な宣伝費を使つて、法人税が高いんだとグラフ入りで宣伝なさる。そうすると、ああそうかなと思つた。そして、日本の企業が史上未曾有の、空前の利益を上げて、四百億、五百億利益を上げる体制ができた、こういう企業の実態を知らないままにまた五十六年度の予算の編成を迎えていつたら、これはえらいことになるという意味で、経団連のこういう宣伝を監視してはいけないといふことで、あえて私はこの問題を取り上げたわけですよ。

そこで、私ここでお願いしたいことは、大蔵省は国民の税金を使つて——あえてこう言わせていただきますが、海外の税金の資料その他も調べておられると思つたのです。また、そういう資料を独占的に持つておられる立場でもあるのですよ。ですから、そういう立場から、経団連のこの資料に対して先ほど主税局長がおっしゃつた、つまり平均的に中庸なものをいけば、これは決して高いもの

のじゃないんだという立場、そういうものを公平に国民にも知ってもらふ、そういう反論をすることも必要だ。一般にわれわれがやりますと、それに対して大蔵省はテレビその他で宣伝なさいますよ。ところが、経団連のこういうものに対しては、意見を持ちながら何の反論もされないといふことは、私は不公平だと思つた。ですから、ぜひひとつそういう反論をなさる義務があるのではないかと一つです。

それから一つは、持つておられる資料——一部は出していただきましたけれども、当委員会は国民に対しては資料を公開して、そして国民が正しく考える材料を提起すべきだといふ、この二点をひとつお願いしたいと思つた。次官いかがでございますか。

○小泉（純）政府委員 経団連の主張に対して、もし政党の中でも違つたところのたつたら反論を述べたのは結構です。また大蔵省としても、その使つておられる資料に対して大蔵省の立場は違つたといふ場合には、それなりに大蔵省の立場を明らかにしていかなければいかぬ。いすれにしても、立場が違つた者同士が大いに意見を述べて国民の理解を求めるといふのは、私は大いに歓迎すべき傾向だと思つております。

○多田委員 次官の積極的な御答弁で、ぜひひとつ進めていただきたいと思つた。

私、局長にちよつとお願いしたいのですが、きのう、新しい法人税については、税率を上げるとはもちろんおっしゃいませんでしたが、年度初めの税調では避けて通れない問題だといふことをおっしゃいました。あえてまた重ねてお伺いするのはどうかと思つたが、法人税の引き上げのために積極的に税調に諮つて、そしてそれを実現していただくという立場をひとつさらにきちんとしていただきたいといふことをお願いしたいと思つたのですが、御答弁を願ひいたします。

○高橋（元）政府委員 これはたびたび申し上げております五十二年の税制調査会の中期答申で、国際比較をしてみると、日本の企業の総合的な実効

税負担というのはいやや低いように思われる、そこで、適当な機会をとらえてこれを引き上げること、を検討すべきだということになっております。それに基づいて私どもは各年度の税制改正を御審議いたたく、年度答申と私どもは俗に言っておりますが、それをつくり出す際に、税制調査会で企業の税負担のみならず全体の税負担がどうあるべきかという御審議をいただくわけであります。

昨日、私が、いま御質問のありましたようなお答えを申し上げましたのは、五十六年度の財政の現実の状況がどうなるかまだいまつゞらばかにできませんけれども、そういう状況がより具体化してまいる秋から始まります年度答申の審議において、やはり税負担の増加をお願いする必要があるとせば、そのときには法人の税負担というものを取り上げて検討していただくことは避けられないだろうということを申し上げたわけであります。ですから、それはここの秋になって、五十六年度をもう少しよく見通して、歳出の状況がどれだけ切り詰めて許すかどうかということもよく見ました上で、具体的な問題として取り上げてまいるということでございます。

○多田委員 法人税は以上で終わりたいと思ひます。

なお、私、その後に有価証券の譲渡益課税の問題についてお伺ひしたいと思つたのですが、時間もありませんので、これはきょうの夕方、大臣にお伺ひしたいと思つています。

続いて、私、税務行政についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

国税庁、どなたがいましていますか。——新聞に報道されたことですが、三月十日、東京地裁刑事第二十五部で、東京のトルコぶろチェーン店の巨額脱税事件の判決が言い渡されて、この中で裁判官は、東京国税局が被告の陳情で脱税の一部を容認する処置をしていたことを指摘して、こういうことを言っています。「国税局の処理は、国民の税務行政に対する信頼を著しく裏切る行為」と厳しく批判しているわけです。これは各紙に出ま

たからそのとおりです。この新聞記事を、私は三紙を見たのですが、その中の二紙で、全く一致した機軸で国税局長官の談話としてこういうことを言っています。その前に調査の正当性を述べながら、最後に、判決文で指摘されたことで、もし国民に不信の念を持たれることがあるとすれば申しわけない、こう言っておられるわけです。私は、こういう言い方は非常に自己防衛的なものであつて、すっきりしないと思つたのです。

さらに、引き続いてお伺ひしますが、国税庁や税務行政に対して広く国民が不信を抱いている今日の状況の問題の一つとして、現在進行中のロッキード裁判において、検察側によつて新証拠として暴露されたK・ハマダなる人物が、ラスベガスのホテルのカジノで負けた百五十万ドル、これは最終的に百二十万ドルに値引きされたということですが、これを国際興業社主の小佐野賢治被告に肩がわりをしてもらつたことに絡む問題について国税庁の姿勢をお伺ひして、本当に国民の信頼を得るような立場に立つておられるかどうか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

そこで聞きますが、仮にある人が三億六千九百六十万円の贈与を受けたとすれば、この贈与税は幾らになりますか。

○矢崎政府委員 まず初めに御指摘のございました三月十日の東京地裁の判決の問題についてお答えを申し上げます。

かねて東京国税局が査察、立件をいたしましたので、東京地裁に法人税法違反で告発をしております。したトルコぶろを営業いたします株式会社中央観光外三社につきまして、去る十日に東京地裁におきまして第一審の判決があつたことは承知いたしております。しかしながら、判決全文についていまだ入手しておりませんので、判決において指摘されていると言われております個々の事実につきまして正確なことは申し上げられないわけでございますけれども、御承知のように、査察調査と申しますのは、一般の税務調査とは異なっており

まして、通脱者の刑事責任を裁判によつて追及をするという性格のものでございまして、通脱行為につきましても公判において確実に立証できることが要求されておるわけでありまして、その意味で、査察調査というものは慎重に実施をいたしまして、かたい処理をするというのが通例でござい

ます。そこで、本件について見ますと、本件は十億円を超す大型の脱税事件でございまして、それからまたトルコぶろという特異な業種のせいもございまして、帳簿書類もほとんどないような状況のものでその処理に大変苦労をした事案でございまして、けれども、その過程で犯則嫌疑者サイドから判決文で言われていると伝えられております経費についての主張がございまして、その時点で把握いたしておりました諸種の資料とも照らし合せていたしまして結果、犯則嫌疑者サイドの主張を認容いたしまして通脱所得を算定をした、こういう経過がござい

ます。さらに本件について申し上げますと、検察庁への告発の後、検察官捜査におきまして犯則嫌疑者が逮捕をされておりました。その結果といたしまして調べを行つておりました。その結果といたしまして、嫌疑者の主張していた経費が否認されて起訴されたというふうに聞いておるわけでございます。そういうことで、以上申し上げたように……

（多田委員）その経過は簡単でよろしいと（呼ぶ）査察調査の段階では、与えられた状況のもとで精いっぱい努力をしたものでございまして、言われておりますような架空の経費を認容したという

ようなものではないわけでございます。それからまた陳情につきましても、個々の事案におきましていゝゆる陳情というものはしばしばございましてけれども、そのようなことにつきましましては、私どもとしては犯則嫌疑者サイドからの主張の一つというふうな受けとめておりまして、実態解明のための検討対象としてこれを総合判断の材料の一つにしておるわけでございます。陳情があるからといって手心を加えるとか筋を曲げる

といったようなことは決してないわけでございます。

なお、御指摘になりました新聞によります長官の談話について補足を申し上げますと、これは……（多田委員）私の主要な質問に答えてください、それはよろしいから（呼ぶ）

それでは、その点は御理解いただけたと思ひますけれども、調査の段階では精いっぱいのことをやつておりました、もしも判決が言つておりますようなことについて査察調査について不信の念を持たれることがあるとすれば遺憾であるということとを申し上げたわけでございます。手心を加えたというようにお聞きを申し上げておるつもりではないわけでございます。

なお、ロッキード等のことにつきましては、担当の方から引き続き御答弁させていただきます。

○矢崎政府委員 あくまでも一般論と申しますが、仮定の問題としてお答え申し上げますが、仮に先生御指摘のような三億六千万円ということ、これは為替相場でいろいろあると思ひますが、どういふことかわかりませんが、仮に三億六千万円ということになりますと、時効の問題なんかは別といたしまして、一般論としてお答え申し上げますと、贈与税額は約二億四千八百万円、そのような数字にならうかと思ひます。

○多田委員 私一般論として聞いていますので

それで、私、聞きたいのですが、K・ハマダという人は国籍はどこですか。

○矢崎政府委員 存じません。

○多田委員 存じないということは、調べてないということだろうと思ひます。

そこで贈与税、つまり贈与に当たつて本件のような場合に課税関係が成立するのはいつですか。○矢崎政府委員 一般論として申し上げますが、個人対個人という場合は一応仮定いたしました、個人が負担するような債務を何らの対価性もなく他人に弁済してもらうという場合の課税関係というものを前提といたしましてお答えいたします

と、他人の債務を肩がわりしたその方が求償権の放棄をしたという場合には、その時点でその債務者に課税原因が発生するという事になります。その債務者の得た経済的利益に對しては贈与税が課税される、こういうことになるかと思ひます。

○多田委員 その求償権を放棄したとき、つまり立てかえしてもらったけれども、それだけでは贈与になるかどうかかわからない、立てかえした人が求償権を放棄したときに初めて贈与税が、税務関係が生まれるということだろうと思ひます。

そこで、このミスターK・ハマダなる人物、国籍はわからないけれども、検察側の主張によりますと、巨額の金を立てかえた被告小佐野は求償権を放棄したのでしょうか。どうでしょうか。

○矢島政府委員 五十五年三月六日の東京地裁の刑事第二五部で開かれた第四十一回公判で冒頭陳述の補充訂正が行われましたことは私も存じておるわけですが、そういうことが行われたかどうかということについては存じません。

○多田委員 それでは、新聞で時効になったと言われているが、時効になったという根拠はまだありません。

○矢島政府委員 その事案がどういうケースであるかという、その個別の問題についてはあくまでもお答えを差し控えていただきますが、仮に、先ほども申し上げました陳述の補充訂正によりますれば、昭和四十八年中ということになっておりますので、当然時効になるかと思ひます。

○多田委員 私が税務行政の姿勢として伺ったのはそこなんです。この間、私、くへへ帰りましたら、演説会でこういうことを聞かれたのです。先生、あのハマダという人は税金を払うんでしょ。うね。私は、当然払うだろう、こう答えたのです。それはだれでも同じだと思うのです。ところが、三月十五日の確定申告日は終わりましたけれども、一般の零細企業その他に對しては五十万、百万の金でも皆さんは徹底的にお調べになるでし

よう。ところが、いまあなたのおっしゃったのは、二億四千万ですか、これだけの脱税と思われている問題が浮かび上がっているのに、そのもらった者が、国籍が日本人であるか外国人であるかも調べない。皆さんは検察庁に行つて調べるだけの権限があるのです。それもどうやらやっておられないようです。そういう弱い者には強くて強い者には弱いという税務行政、これが国民の多くの不信を買っているのです。それが政治不信を呼ぶ一つの要因にもなっているのです。だから、国税庁はこの問題に對して、いち早くまずその本人が日本人なのかどうか、これを調べる必要があると私は思ひます。この間も参議院の予算委員会で大平総理は、それが事実なら許しがたい事件だ、こう言っているのです。これほどひどいというか、厳しい言葉を使っているのです。K・ハマダ氏なる人物が日本人で、かつ世間で一定の知名度を持った人であるということを想定した上で、私は大平総理は言っておられたのじゃないかというふうにも思ひますけれども、この許しがたいと非難している事件の真相を究明するというのは検察ばかりではありません。これだけの贈与税が絡む問題ですから、国税庁はすぐこれを調べるべきだといふふうに私は思ひます。重大な関心を持って調査すべきだと思ひますが、どうですか。

○矢島政府委員 先ほど来申し上げておりますように、特定の方の名前を申し上げることは御遠慮させていただきますが、一般的に私もはいかなる場合でも資料を収集して課税すべき対象があれば課税するという方針で従来からもやっております。

ただいまいろいろお話がございましたけれども、一般論として申し上げれば、課税すべき対象があれば適正な処理を行うよう努力しているのが私どもの行政でございます。

○多田委員 私も一般論から聞いて腑に落ちないからやや個別の問題を伺ったわけでありましてけれども、このケースここまで明らかになつてきているわけですから、国税庁としては当然調査すべき

だと思ひますが、調査する意思があるのかどうかというのを伺ひたいと思ひます。

○矢島政府委員 先ほど来繰り返して申し上げておりますが、一つの資料として私どもとしては受けとめておりますが、調査をするかどうかということについてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○正義委員 それでは関連で一言聞かしていただきます。

いま最後に直税部長の方から姿勢についてお話がありました。その前提として同僚の多田委員の質問に對して、いずれにせよ昭和四十八年中から時効になつておりますという発言がそれより前にありました。しかし、それは直税部長の従来この席での答弁と食い違つてくると思ひます。この席での答弁に出しました冒陳の補充書には、四十七年の十一月にK・ハマダなる人物が大負けに負けて百五十万ドル負け、それを小佐野被告が百二十万ドルにまけてもらつて、これを四回にわたつて昭和四十八年の間に、最初に五十万ドル、次に二十五万ドル、二十五万ドル、最後に十一月の問題の日に二十万ドル現金で払つた、こういうことが冒陳の補充書で言われているだけであつて、直税部長が言つた、いつ求償権を放棄したかなどということは冒陳には一言も触れていないのです。ところが、あなたは立てかえ払いをしたというだけでは、いつから贈与ということになつて贈与税を支払う義務が発生するかどうかかわからない、こう言われている。そうしますと、債権に對しての時効は十年間あるわけですから、小佐野被告が立てかえ払いをしてから、いつの時点になつてもう返してもらひのをせきらめて、返してもらわなくてもよろしいと、つまり求償権を放棄したかどうかというところはわからないじゃないですか。だから、四十八年にすでに時効になつておることは検察側の冒陳でも明らかだなどということは、これは完全な誤りでありますから、ですから、まず第一にK・ハマダという人物が、わが課税権の及ぶ日本人であるかどうかを調べる、次の

で小佐野なりあるいはK・ハマダなる人物を必要があれば調べることによつて、いつ求償権を放棄したか、したがつて時効になつておるかどうかと

いうことを調べるというものが国税庁として当然ではありませんか。われわれ国民は二十万、三十万の金だつて払わなければ追加算税を取られるという事になつておるわけでしょう。ですから、そういう問題について少なくとも調査をするということをお願いしていただかなければ、所得税について、これから国民は税金が重くなるというのに、黙つてこんな税金の重くなるのを国民が承諾するわけがない、こう思ひます。それについて途中からおいでになりましたが、大蔵大臣にぜひ決意のほどを承つておきたいと思ひます。

○伊藤田政府委員 大臣の前に、一言お答えさせていただきます。

課税の時期につきましては、先ほど直税部長から申上げましたように、贈与税の課税の時期につきましては贈与の行われた時期、言いかえれば立てかえの行われた時期であるか、それで求償権が放棄されていなければその後の放棄された時期であると申し上げたことに間違ひはございませんで、ただいま直税部長が申しました四十八年と申しますのは、その限りで贈与が肩がわりという事で求償権が放棄された場合を想定してのお答えでございますので、その点は御了承願ひたい、このように思つております。(正義委員)そんなことは承で可い(と呼ぶ)それは事実でございますので、一般論として申し上げれば、その限りにおきまして事実でございます。一般論としては全くこれは事実でございます。

それから第二点に参ります。

第二点で調査するということをこの席で言えという事でございしますが、われわれといたしましては、御承知のとおり、守秘権の問題がございまして、個別の問題につきまして、今後それについて調査をする云々のことは申し上げない、差し控

えさせていただきますというものが従来からとつて

まいりましたわれわれの考え方でございますが、したがって、今回の件につきましても、もちろん相当重大な資料としてわれわれはあの問題を受け取っております。その限りにおいて必要があれば重大な関心を持っております。その後の処理の問題については、この席で申し上げることにつきましては差し控えていただきたいと思います、このように考えております。

○正森委員 いまの伊藤田次長の答弁は、これはわかつたようでわからない答弁であつて、あくまで一般論と申しておりますけれども、一般論ならあなたの部下の直税部長が立てかえ払いをしただけでは贈与であるかどうかかわからない、立てかえ払いしたときに初めて贈与のつもりで立てかえ払いしておれば、立てかえ払いの時期が贈与税の効力の発生時期だけれども、初めは返して三たつても立てかえ払いをして、二年なり三年たつてこの人は返してもらえないから求償権を放棄するといふことになれば、その求償権を放棄したときから効力が発生する、こう直税部長が言つたじゃないですか。ところが、そこまで一般論です。ですから、一般論としては、果たして立てかえ払いをしたときに本当に贈与が行われたのか、それとも、それから何年かたつてから求償権を放棄して、その時期から贈与税というものが義務として発生したのかというところは調べなければならぬではないですか。その当然のことを聞いたわけなんです。そうして冒険によれば、昭和四十八年に五十万、二十五万、二十五万、二十万と払つたけれども、それは立てかえて払つたというのを言つておられるのであつて、その時期に完全に贈与したのかどうかというところは冒険にあらわれない。そうだとすれば、その点を調べるのは当然ではないか、こう言つておられるのです、理の当然でしやうが。そして、あなたが言われた個人の問題について答えないと言つけれども、K・ハマダといふ人物が浜田幸一氏かどうかなんて私には何にも言つてないのです。日本人であるかどうかともわからぬから、国籍を調べる、わが課税権の及ぶところ

かどうかかわからぬから調べると言つておられるので、一般論として言うたように、二億四千八百万円も税金を取れるなら、それについて一般論として調べるのは当然じゃないかと言つておられるのです。そんなものを調べないというなら、ばかばかしくて国民は税金払えますか。再度答弁を求めます。

○伊藤田政府委員 個人名というお話と個別の案件と一般論といふいろいろ錯綜しておりますが、私もなかなかうまく表現ができまので申しわけございませぬけれども、私が申し上げておりますのは、一般論としてはやはり個別の案件につきまして今後調査を行つた方がいいのは、この席で申し上げることを差し控えていただきたいと思います。なお、ただいま正森委員の言われました件と、先ほど直税部長の御説明いたしました件と、贈与、立てかえ、肩がわりその他についての考え方、課税の時期については同じようになっていると思ひます。

以上でございます。

○多田委員 私どもまだ大変つきりしないのです。私は、ここに税務行政の基本姿勢の一つがあらわれていて率直に言わざるを得ません。ですから、ぜひひとつこの点について、私は今晚また大臣に対する御質問がございますから、そこでまた伺いたいと思ひますから、はつきりさしていただきたいといふことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

○増岡委員 山田芳治君。

○山田(芳)委員 昨日事務当局に約一時間ばかり事務的な質問をいたしました、大臣が御出席になりましたので、若干基本的な問題について伺ひをいたしたいと思ひますが、その前に、いまの関連において、昨日も伺つたわけでありましたが、大臣の考えをひとつ伺ひたいのは、いまK・ハマダ氏なる者の問題が取り上げられましたが、わが国におけるいわゆる徴税権の消滅時効というものがアメリカやイギリス、西ドイツ、フランス等の他の国に比較して非常に短い。ですから、すべて

を延ばせというわけではありませんが、少なくとも脱税の場合、不正申告あるいは申告をしない、こういうものについては、たとえばイギリスでは、普通の場合六年であります、脱税の場合は、実質上期限がない。こういうふうなことによつて、やはりいま話があつたように、国民が非常にこういう点の不正な徴税というものを意識をしていておられることは、国民に対する信頼を裏切るわけでありまして、必要な消滅時効の延長といふことをこの際本格的にお考えになつてはいかがうかと、大臣はどうかお考えでありましようか。

○竹下国務大臣 この問題につきましては、いまちよつと正式な名称は忘れましたが、航空機疑惑等についての問題点を閣僚協議会等で整理して、その中でも指摘されておる問題であつたといふふうに理解をいたしております。したがつて、いふろいな問題がございますから、いましばらく長期的な視野でこれを検討してまいりたいといふふうに考えておるところであります。

○山田(芳)委員 それなら、これは検討するといふことで了解をいたしておきたいと思ひますが、やはり税調なども他の先進諸国の例といふことを常に言われるわけでありまして、この点はぜひひとつ他の先進諸国の例になつていくべきであるといふふうに考えます。

次に、相続税の問題であります、相続税について、農地に対しては特別の措置があるわけでありまして、個人の営むところの中小企業の資産について一定の配慮をすべきではないかといふふうに思ふのでありますが、大臣、いかがでありますやう。

○竹下国務大臣 農業についての相続税につきましては納税猶予制度がございますことは、御指摘のとおりであります。したがつて、これに関連して中小企業の事業用地等につきまして、宅地そのものとそれは言えますので、農地のように宅地化の期待部分を残すといふ考え方は、そもそもこれは農地の場合と宅地そのものであるといふ考

え方の、でございますので、これはなじまないのではないかといふふうに思ひます。農地のような所得と経営の不可分といった問題もございせんし、農地と同様の納税猶予制度を設けることは、その限りにおいては困難ではなからうかといふふうに考えております。税制調査会の中期答申におきまして、この点につきましては、「これについては、農地と中小企業の事業用財産とは事情が異なるので、その必要はない」とする意見が多かつた。これは五十二年十月の答申でございます。そういうことになつておるわけでございます。

次に、中小企業経営者の事業用不動産あるいはその経営支配する同族会社の株式その他の不動産等の価格の相続財産の価格のうち占める割合が五〇%以上である場合には、その相続税の延納期間及び延納利率が、不動産等に係る部分について期間十五年、利率税率五・四%、動産等に係る部分については期間十年、利率税率六%といふ、長期かつ低利の延納制度がございますので、こうした制度を十分活用していただきたいと思ひますが、最初の御指摘の農地との関係のものについては、いま五十二年十月の中期答申といふものに從つて実施しておる、こういうお答えになります。

○山田(芳)委員 納税はできませんけれども、時間がございせんから、これはひとつまた問題を後に残しておきます。

これは大臣にぜひひとつ伺ひておいてほしいと思ひますし、知つておいていただきたいと思ひますが、現在日本の法人の数は、大蔵省の資料によりますと百六十四万九千、すなわち百六十五万の法人がある。こういう法人の課税の実態といふものを国税庁は毎年いろいろと帳簿について調べられておられるわけなんです、大体の状況を見ますと、五十二年においてどのぐらい実態調査をしたかといふと、百六十五万ある法人のうち九・五%しかできていない。ですから、一回りするの十数年かかるわけでありまして、この調査をした数が九・五%でありますから、十五万六千しか

るけれども、そうじゃなくて、正しい税というものを確保する。財政再建には歳入の確保が必要なので、それから、こういう点、国税庁の職員の皆さんが大変な労働強化だということを私どもに訴えているわけですから、いかに行政改革のときであるといつても、必要なところには適正な人員配置をしていくべきだ。そして税の確保を図ることが再建の道であつて、単に増税増税ばかりが能ではない、いまの税法で取れるものは取るべきだ、こういうふうに考えるわけでありまう。国税庁もそれなりに努力しております。昔は税務署では直税課、間税課という課があつたのを事務的なものは全部総務課という形で一本化して、課制度をやめて統括管理官とか統括官あるいは調査官という形で、課制を廃止してまで外へ出て徴税をやつていくために努力をしているということもしておられるわけでありまうが、限界に達しているという話を聞いておるのです。こういうことを言う議員は少ないかも知れませんが、働いている労働者の諸君が非常な労働強化だ、もう少し何とかしてほしい、こういうことを言つておるわけでありまうから、現場の意見を聞いて、何も権力的に徴税攻勢をかける意味ではなくて、正しい税、節税すべきものはする、しかし正しい税を納めるための人員配置について大臣として考慮をしていかなければならぬ、五十年來この税法が上がるときに附帯決議がついておるわけでありまうから、そういう点について大臣の考え方をひとつ伺いをいたしたいと思ひます。

○竹下国務大臣　確かに、定員削減というものが行政改革の大きな柱として叫ばれておりますときに、国税庁だからといってこれを大いに増員するといふことには私どもも非常にちゆうちょせざるを得ないところがあります。したがひまして、これだけ徴税事務が煩雜化したにもかかわらず、十年以來同じような形でやつていただいております。ここにいろいろ質的な向上等もあり、それに対する給与の改善等も行われてきたわけでございますけれども、いま山田委員の趣旨に対しては、私も行

ら、まあ下世話な言葉で言うとな、一人多くなければ六千万円かせいでくるといふような言葉もあるくらいでございしますので、諸般の事情を勘案しながら熱心に見詰めていきたいといふふうに思っております。

○山田(芳)委員　どうも余り積極的な御発言でないのですけれども、やはり正しい税といふものを納めるために、一方では歳入の確保を図る国税庁の所管大臣として現場の意見も十分くみ上げてやってほしいといふことを強く要求いたしておきます。

次に、法人税関係について若干申し上げたいと思ふのでありますが、わが国の税制は戦後二十年代はいわゆるシャープ勧告といふものが法制化をされました。しかし、昭和二十年代で大体このシャープ勧告といふものの基本的な考え方が崩壊をいたしました。昭和三十年代になりますと、いわゆる高度経済成長という政策がとられたために、高度経済成長政策に奉仕をする税制といふものが非常に強くなつてまいつたと思ふのであります。そしてそこでは資本の蓄積といふものを目標にして設定された各種の租税特別措置法であるとか貯蓄増強のための政策、設備近代化、合理化あるいは輸出促進といった個々の目標達成に税制が寄与をしていく、こういう形になりました。二十年代のシャープ勧告が言つたところの税制といふものは政策に対しては中立であるべきだといふ考え方が全く崩壊してきたという歴史があるわけであります。この中で、確かに資本蓄積や輸出促進といった目標は税制の誘導によつて達成されたといふことは否定できないと私は思いますけれども、そこで失われたものがあるのであります。それは何かといえば、確かに高度経済成長は達成できたけれども、税が最も大切にしなければならぬ公平の概念というものがそこでは全く没却された。こういうのが高度経済成長、三十年代、四十年代、へかけてのわが国の税制ではなかったか、こういうふううに思います。そこで、いま低経済成長になら

九

下げていただくということをお願いをし、そしてまたその結果に心から期待をしておるということとであります。

○山田(芳)委員 そこで問題になりますのが、基本的な考え方の中で一番法人税の問題になっているのがいわゆる法人の税負担の問題であるわけでありまして、その中で法人と法人の間における配当を益金として算入するのしないのか、こういう問題が一つの問題になるというふうに思っています。私はもちろん古くから論争のあるところの法人が実在の線をとるとかあるいは法人擬制説をとるとかという論争はしばらくおくといたしまして、損税能力のあるところから取っていくということ以外に現在対応する方法はないというふうに思っております。ただ、問題は、株式会社、企業というものが個人の集まりであるから、その所得はいずれ個人に還元されるんだという考え方はだけは間違っているのではないかとこのように思っています。それはなぜかといいますと、シャープが昭和二十年代においてわが国の税制度を調査をしたときに勧告を出しております。そのときにシャープは、少なくともわが国の法人というものが大衆の株主によって支えられることによって発展していくんだということを前提として言ったのでありますけれども、残念ながらわが国のその後の発展を見ますと、決して個人株主はふえておりません。大蔵省の資料によりますと、法人株主が七割であって個人株主は三割しかない、こういうこととあります。

少し具体的に申しますと、たとえば三菱重工の大株主のトップというのが三菱銀行であります。また、三菱銀行の大株主を見ると、トップは明治生命で六割、二位が東京海上火災で四割七、三菱重工も四位を保っている。こういうふうに考えますと、わが国の企業というものは旧財閥系の企業が復活するとともに、新しい企業集団ができてお互いに株を持ち合っているという実態になっているわけでありまして、だから、個人の株主の集まりであるという法人擬制説的な実態になっていないし、シャープがわが国に対して勧告をしたところの大衆の株主によって支えられる法人というものは全く影をひそめて、大企業を持ち合いによるところの株式会社というものになっているというふうに思われるわけでありまして、

そこに関連して、受取配当の益金不算入が新たな問題になるわけでありまして、こういう問題について私はいまここで、四〇%なり三〇%なりの配当の軽減税があるわけですが、当然益金に算入をしてそれをかけろというのを直ちに言うわけではありせんけれども、しかし、少なくとも現在の日本の株式会社は法人擬制説に言うような個人の集まりであってその所得はいずれ個人に還元されるという理論ではとうてい律し得ないという形になってきている、そういう立場に立つ限りは、いまの法人税というものの根本的な洗い直しというものが必要なのではないだろうか。きのうも実は西ドイツの税率についても提案をいたしておいたわけでありまして、こういう問題についても十分検討してもらいたいと存じますが、その点はいかがでありますしょうか。

○高橋(三)政府委員 法人の擬制説か実在説かという点につきましては、四十六年ごろまで税制調査会も長い間議論をしてきたわけでございますけれども、現在の税制調査会または私どもの方の法人と個人の間の課税の調整の問題と申しますのは、むしろ会社、企業形態の資金調達、それから法人の投資資産選択、そういった経済的な側面に即して実態的に考えていくということ、法人税負担が株主のみに帰着するということにフィクションを行います擬制説が正しいのか、それとも法人はそれぞれ社会的に実体なもので、それぞれ経済的な実体を持つておりますので何遍かかけてもいいというふうに考えるのか、そういう抽象的な議論を離れて、もっと経済実態に即して考えていくということとあります。

そこで、先ほどお話のございました企業課税の小委員会でもそういう立場をとって、各国の会社の実態、各国における法人課税の経済的な機能というところまで手を広げてお調べいただくというふうに私は考えます。いまのお話の受取配当益金不算入の制度でございますけれども、これは擬制説または実在説、いずれの説をとっておるかはそのつきりしないところもございまして、個人と法人の間で法人税をかけ、配当に個人の所得税をかけるいわゆる二重課税をやっておりますアメリカの場合でも、受取配当の益金不算入制度はございまして、日本の益金不算入制度はやや特殊でございまして、負債利子控除というのをかけておりますから、法人の受取配当が約七千五百億円あるかと思いますが、その二分の一の三千五百億円は受取配当益金不算入の場合に控除してしまいうわけでございまして、そういう意味では、いわば二分の一益金不算入というのが実態かと思っております。そういうことも全部、これはいわば法人税の基本的な仕組みのまたその中核になることとございまして、今度の企業課税小委員会でも検討になるものというふうに考えます。

○山田(芳)委員 それでは主税局長さん、そのとおりの部分もありましよう。だから、そうなるのと、個人の所得税との調整の問題は、いまのような税額控除方式ということについても検討がなされなければならぬ部分がある。一割なり何割を税額で控除するという方式がいいのか、累進税率の中にどうはめ込んでいくかという問題があらうと思うのですが、その点はどうか。

○高橋(三)政府委員 企業課税を審議していただく場合の一番基本的な考え方は、会社形態での資金調達の問題のほかに国民の投資資産選択をどうするか、与える影響をどう考えるかということも一つ問題だと思っております。

そういう意味で、個人と法人の間のそういういまおっしゃった意味での二重課税をどう調整していくかという方式につきましては、これはおっしゃるよう調整しない方式から、ドイツのような完全にグロスアップをやる方式までさまざまございまして、たとえば、支払い配当損金算入という方式が提案されたこともございまして、一部分分的

な損金算入という方式が提案されたこともございましてわが国の税制調査会のこれまでの歴史でございまして、そういうこと全体がまさに申し上げておる基本的仕組みのもう一つの重要な問題である。したがって、今後、本年中をかけて慎重に御検討いただくという対象になるかと思っております。

○山田(芳)委員 もう時間がありませんので、二、三はしって質問をいたしますが、広告費の課税ですね。この間本会議でも大臣から御答弁があったのは、交際費との関係において問題があるので検討しなければならぬ、こういうお話でありました。検討していただくようであります。実を言うと、カルドフという学者の学説を読みますと、広告費の七分の五は過剰広告費である、本当に営業活動に必要な適正な広告規模の範囲というのには非常にむづかしいと言われるけれども、こういう説もあるということをおし上げて、あのテレビを見ていただいてもわかるように、広告が非常に多いのであります。少なくとも財政再建のために全然課税をしないということではないか。がなものであろうか。一〇%程度の課税にしても二千五百億程度の財源が出てくる、こういうふうにも思っています。交際費との間において云々という話もありまして、それは中小企業でありますから、中小企業でない部分について一遍検討してもらいたい、このように思いますし、それから私はきのうもちょっと申し上げたのでありますが、これはちょっと専門化して恐縮ですが、地方税にあるところの法人事業税というのが外形標準だ、物税だと言われながら、実際は課税標準は法人所得というふうになっているという、しかもある部分、ガスとか、電気とか、損保関係、生命保険関係については課税標準は売り上げであるという外形標準をとっているというふうな、非常に混淆している。しかも、法人税の所得については前年度の法人事業税を損金として落とすというふうな、所得課税であるならそういうことはなされないはずなのをやっているというふうな、これは

非常に混淆しております。もちろん、自治省に對しても二十一日に質問をするつもりでおりますけれども、法人税の洗い直しをやらねばならぬ、こういう問題についても法人事業税の基本的な物の考え方を整理していただかないと、非常に混淆しているという点だけはこれはききうもお認めになったわけですから、この問題も十分論議をしていただきたい。この二点だけ、法人事業税の考え方を基本的に筋の通ったものにする、広告税の課税についても検討するかどうか、この二点について伺いして私の質問を終わります。

○竹下国務大臣 広告課税につきましては、これは検討させていただきます。前回お約束をしたとおりであります。

事業税は、御案内のように地方税でございますが、いま山田委員のなさいましたような議論が予算委員会等でも出ておりますし、自治省におきましてそういう方向で検討されることを私も期待しております。

○山田(芳)委員 終わります。

○増岡委員 塚田庄平君。

○塚田委員 大臣に端的に質問をしたいと思ひます。

先ほど同僚議員から所得税の減税問題が出ましたけれども、私もまた結論的には所得税の減税、私の場合は物価調整減税をもう準備すべき段階ではないか、もうすでにやらねばならぬ段階じゃないか、こういう観点で以下御質問したいと思います。

きのう、実は日銀から物価の状況について、特に卸売物価についての発表がありました。この結果を見ますと、前年同月比二・一・九％と大変な物価の上昇になってきております。大蔵大臣は本会議その他予算委員会等では、大体ことしの物価の状況については政府見通しが達成される、五十五年度においても六・四％は十分達成される見通しだ、こう言っておりますが、最近の物価の上昇で特に注意されなければならぬのは、いまは石油の値上げあるいは輸入品等の高騰、こういったもの

が大きな引き金になっておりますが、最近はこのよう輸入から、国内品というか国内的な要因がインフレ要因になってきているということが識者によって指摘されてきております。つまり、卸売物価と消費者物価との関係は、卸売物価が何カ月かたつと当然消費者物価にいろいろな形で響いていくというこの関係速度が、最近非常に速くなつてきておるということが言われております。私も大体四月ないし五月になりまして、消費者物価はあるいは一〇％を超えるんじゃないかという見通しのもとにしております。これは大臣はどういう考えであるか、お答えによつて両方にかけてもいんじゃないかと思うのですが、こういう情勢の中で、さらに電気料金あるいはガス、これも値上げが決定されました、恐らく二十一日に認可になるでしょう。電力については五〇・八、ガスについては四五％と、これはもろに消費者物価にかつてきます。

こういうことになりまして、もちろん五十四年の政府見通し、五十五年の見通し、これも全く崩れてしまふ。こういう中で、一〇％近くになりまして、当然庶民の預金の目減り、あるいは私の論調でいいますと、預金利子を物価は超えますから、こうなりまして、物価調整減税というものを実施しなければ、庶民の暮らしというものは非常に困窮を来すということになって、税金に対する不満も上がってくるんじゃないか。

きのう、たまたま参議院の予算委員会が公聴会がありましたが、この公聴会の中でも減税、特に所得税の中以下の人たちの所得税減税、物価調整減税の必要性を強調された、そういうふうな私どもは聞き及んでおりますが、そういうものとの関連等も考えて、ただいま大蔵大臣はどういう考えでおるかということについて、ひとつ総括的に御意見を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いま塚田委員御主張のように、諸般の情勢、最近の物価情勢、卸売物価のみならず消費者物価にもかなりの速度でその影響が来た、そうして、今後国内経済動向によつてはさら

に加速することも懸念されるというような物の考え方から、公定歩合の引き上げ等が行われたわけでありませう。

したがいまして、これからどう対応していくか、政府といたしまして、きょうの六時でございまして、総合物価対策というふうなものが企画庁中心でいま最後の詰めが行われておるところでございませう。

当面、私どもの方の直接の関係といたしましては、総需要の適切な管理という言葉を使つていただくようにいま作業を進めておるところでございませう。それと一つ、金融面における措置、この二つの点におきまして公定歩合の引き上げはやや天井感に達したということ、心理的な影響を心から期待しておるということでもございませうので、そうした形で物価の総合対策というものが打ち立てられるようでございます。

したがいまして、今度は、これがいわゆる預貯金金利全般に対する波及でございませうけれども、銀行預金につきましては私の方が発議いたしましたところでありまして、一方、郵便貯金につきましてはこれは別の審議会で御検討をいただくという状態になっておるわけでございますけれども、いわゆる公定歩合の操作というものが必ずしも預貯金金利にすべて連動をするというものではないと思ひます。そのときどきの金融メカニズムの中におきまして適切な決定がなされるものであるというふうな考えておるところであります。したがいまして、いまの物価というもののに対する物の考え方は、これは外的要因が確かにその大部分であることは事実でございませうので、その外的要因を国民全体でどこでどのように公平にこれを負担していくか、何分にも大きなお金が、産油国へ富が移転するわけでございますから、そういう角度の中で国民への理解と協力を求めていこうということでありませう。

それと同時に、これが消費者物価にいかの影響を少なくしていくかということは、まさに生産性

向上というものを労使の熱度の高いところの話合いの中に、徐々にそういう傾向がわが国経済の中にもたらされておりますものを、より生産性の向上について労使がそれぞれ話し合いの中に強調していこうというふうなことをいま主張しておるわけでございます。

したがいまして、物価調整減税をやるといふことは、この財政の體質を改善させて厳しい状況にも対応していくだけの力をつけよう、財政再建をまずやり遂げるということが国民の皆さん方の幸せに通ずることであるという考え方に立つておりますので、所得税減税というものをいまやる考えというものはそういう状況にはないというふうに判断をいたしておるところであります。

○塚田委員 ずいぶん見解が私どもと違ふのですが、相変わらず大臣は外的要因ということを確認しておりますが、私は確かに外的要因が非常に多いことは知つております。しかし、外的要因から内因と云ふか、そういう言葉があるのかどうかわかりませんが、そういう傾向に変わつてきておるので、消費者物価への卸売物価の影響というのは非常に加速度的に強くなつてきておる、そういう情勢の中で一体あなたは見通しをどう立てておるかということについての答弁もございませうでした。私は、恐らく五月ごろになると一〇％を超えんじゃないか、こういう前提のもとに物価調整減税というのはいまやらなければならぬ、こういうことなんで、いまさらに答弁を求めますと、もうそれだけで終わつてしまふので、この私の主張をこれからの財政、税制運営にぜひひとつ参考にしていただきたい、こういうことを大臣に要請をいたします。

さて、その次であります。これはもう余り時間がありませんが、労働省が来ておりますので、その分から先に、きのうは本場に失礼しました。予算委員会においても、例のパートタイムのことがいろいろ問題になりましたが、パートタイムと言えない、賃加工内職といひますか、パートタイムの一手手前といった方があつた方がいいのか

と思いますが、この内職者についての税金の取り扱いというのは非常にまちまちで、労働省は内職の態様といいますが、これを一体どうとらえておるか、この点ひとつ答弁をお願いします。

○花田説明員 お答え申し上げます。

先生御案内の賃加工という形態は、わが国ではかなり古くから存在しております。ただ、労働の態様が雇用労働者と違うということで長く労働保護立法の対象の外に置かれておりました。これではいかぬということで、昭和四十五年に家内労働法という法律が制定されて、賃加工の大半の方はこの家内労働法の保護の対象となるというふうに理解をしております。ですから、一般的に申し上げると、賃加工はこの家内労働法の家内労働者に当たるとは思いますが、この状態につきましては、基本的には問屋とか、あるいは工場でもよろしいわけでございますけれども、そこから原材料の提供を受けて、それを加工、製造する。いろいろ機械を使う場合もありますけれども、労働の対価を求める目的でという目的が入っておりますけれども、そういう形で加工する者という定義でございます。したがって、そういう意味での家内労働者は、私どもの把握では補助者というのも含めまして全国で昨年で約四百五十万人くらいいるのではないかとというふうに理解をしております。

○塚田委員 別に給与に関する取り決めという契約がなくとも、そういった態様の中で賃加工内職というものを労働省はつかんでおられるのですが、税務当局、主税局の方ではこういった内職者の所得というものを給与所得とみなして課税するという方向で対処するような考え方はないかどうか、この点ひとつ御答弁願いたいと思います。

○矢島政府委員 御質問でございますが、先生御案内のように、雇用契約に基づく所得は実態に応じて一応給与所得、それから請負契約に基づくものであるときは事業所得というようにございまして、収入の実態に依りまして所得区分を決めるといのが税法のたてまえでございます。

したがって、内職の実態につきまして明確に請負契約とされるものもよりでございますが、そうでないものにつきましても、親会社あるいは内職者の間で雇用契約に基づくものであるという認識のないようなものでも運用上給与所得として取り扱うということは、やはり税法の基本に触れるということで、できないというふうに考えておるわけでございます。

○塚田委員 契約がない、したがってなかなか給与所得というふうになすことはできないということでございますが、日本では内職というのは長い間慣例化されておまして、雇い主との間に契約等もなくてやっておる場合、それでしかも事業所得として課するというのは非常に酷な事例が多いので、これは内部的な調査をもっと進めてもらって、百五十万と言われているという人たちになるべく近代的な給与所得としての立場を確立させるという意味も含めまして、そういう指導行政をひとつ強めてもらいたい、あるいはそういう取り扱いを進めてもらいたい。これは労働者と税務当局に要請をしておきたいと思っております。

それから、これも労働省と税務当局にお願いたいのですが、中途退職者についてです。中途退職になりますと税金が戻ってくるのですが、これが徹底しないために損をする場合が非常に多い。これも私どもの知る限りでは恐らく三百万を超えるのではないかと思うのですが、こういう場合には税金が戻ることとをやはり徹底させる必要がある。一つは、労働省の方にお願いたいのことは、やめていく場合にまず経営主、雇い主がそのことを徹底させる。それから安定所においてこの点についても、そういう発見をした場合には税金の問題にも触れて指導をするということと、それから税務署の関係でも、この点について周知徹底するような方法を何らかの形でもっと強力に講じてもらいたいと考えておりますが、ひとつお願いします。

○矢島政府委員 ただいま先生御質問のように、確かに途中で退職された方につきましては還付され

れるというケースがございます。私どもは、その点はテレビとか週刊誌、パンフレットを通じて従来からできるだけPRに努めているという実情にございます。それからサラリーマン一人一人に交付されます給与の源泉徴収票の裏面に記載いたしました、こういう場合には還付できますというようになるとか、あるいは源泉徴収義務者全員に配付されますパンフレットがございまして、これにもそういう記載をするということ徹底を図っております。少なくとも納税者が知らないということのために損をすることのないように、その点につきましては今後とも機会のあるたびにPRをしてみたいと思っております。

○塚田委員 大変急いで申しわけないのですが、自民党の税制改正大綱、まあこれは自民党の決定ですが、これと政府の税の決定は一体のものとは考えておるのですが、自民党の来年度の税制改正大綱の内容の中で政府の出した案と違う点が一つあります。それはここで何遍も質問されておりますが、貸倒引当金についての率でございます。これは特に金融機関の率なんでございますが、自民党の大綱を読みますと、昭和五十五年度中に法定繰入率を千分の五から千分の三に引き下げる措置を講ずるといふ一つの決定があるのですが、政

党政治の中で当然この決定は大蔵省のこれからの方針にも影響するといふよりもむしろそれを左右するもの、こう考えておりますが、この点は大蔵省としても確認されますか、どうですか。

○高橋(元)政府委員 たしか五十一年度でございますが、金融機関の貸倒引当金を千分の五に下げたわけでございますが、現在はまだその経過期間中でございます。したがって、五十五年度中の金融機関の貸倒引当金は〇・五まできていない、五十六年の九月期になりますと〇・五に達すると思

います。したがって、本年度の税制改正で金融保険業以外の貸倒引当金について二割カットいたしましたわけでございますけれども、それと同じ趣旨で、引当金の繰入率を現実に合わせて見直していくという趣旨で、いま御引用になりました自民党

の税制改正大綱にあると同じ方針で金融機関の貸倒引当金について改正をいたしたいと考えております。

○塚田委員 そうすると、五十五年度中に千分の三にする、こう確認していいですね。

○高橋(元)政府委員 千分の三という率は、くどいようでございますけれども、経過期間の五十五年度中にはまだ千分の五になっておりません、千分の五に達したところを見計らって千分の三までさらに下げていくという趣旨でございます。

○塚田委員 貸倒引当金についていろいろ議論がありますが、特にこれは金融機関の場合非常に問題だといふことが何遍も指摘されておるところなんです。恐らく、貸倒引当金の繰入率は、実績は大体〇・一くらいだと思っております。これが〇・五になっておるといふことでは実態から余り乖離しているのじゃないかといふことで何遍も指摘されておるのです。そういう面でも、自民党の税制改正大綱の、たつた一つ、税調といいますが今度の場合と違う二十七項目のこの項目は、私は非常に評価しているのじゃないか、こう思うのです。五十五年度当然これはやるべきだと思っております。そうでなくても〇・一が〇・五になっておるといふことは実態と余りにも乖離している。何遍もこの点は指摘されておるところでございますので、もう一度お答えを願いたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 貸倒引当金の繰入率は政令事項でございます。したがって、五十五年度中に〇・三に引き下げると書きましてのを今回御提案いたしておきませんのは、政府においてその趣旨に従って税制改正を政令でやる、こういうこととでございます。五十六年九月期に金融機関の貸倒引当金が〇・五に達しますので、それから先〇・三になるような措置を本年度講ずる、こういう趣旨であります。

○塚田委員 質問を変えてまして、たしかきのうの質問の中で富裕税の問題が出ましたが、その場合、たしか局長は、動産について特に把握がたいといふようなことの答弁で、なかなか実態がつか

かめない、こういう情勢の中で富裕税については否定をしております。一般的に不表現資産の把握が非常に困難だということなのでございますが、そうしますと、私は一つ反論したいのは、ここに「財産および債務の明細書」というのがあります。これは確定申告書に申告の時期に添付することになっております。これはたしか昭和四十九年かと思いましたが、いまの長官が次長のころ私は質問をしたのですが、これは一体いまだのくらしい、率で言ってもいいし、枚数で言ってもいいですが、実際添付されているか。

○矢島政府委員 先生御質問の財産債務明細書は、提出義務者につきまして申し上げますと、昭和五十三年度で七万七千人でございます。悉皆的に調査したものはございせんが、サンプルで調査したところによりまして、このうち八〇%以上の者は提出しているという状況にございます。

○塚田委員 私の印象では、これはたしか二十万以上だと思いましたが、七万というのは非常に少ないような感じがします。私はまだそれは少ないという基礎的な資料を持っておりませんが、大変少ない。しかも、実際出しているのはこういう状況で、一体督促状とか、あるいは具体的にどういう督促の形態をとるのか知りませんが、やっておりますのかどうか、やっておりますとしたら、どういう内容の督促状を出しているのか、あるいはその結果についてどういう対処をしておるのか、この点について御答弁願いたいと思います。

○矢島政府委員 先生たまたま御質問のとおり、所得につきましてその年分の退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える者というふうにされておるわけでございます。それから、そういう合計所得金額が二十万円超の者というのは、昭和五十三年度で七万七千二人というのが国税庁の統計年報書の数字でございます。

督促しているかどうかということでございますが、これは全くサンプル調査でございますので、全般的な数字をこれによって推しはかることはいかかと思ひますが、そのサンプル調査によりま

すと、三月十五日現在までに出てきておりますのが四四%という数字でございます。それに対して何度も督促いたしまして最終的には八二%まで提出されているということでございます。ちょっとよけいなことでございますが、先生が前に御質問されたときに、それほどなかったというようなお話もたしかございましたのですが、現在そういうことで私も私としてはできるだけ督促をいたしまして提出をよくするように努力しているわけでございます。

○塚田委員 さすれば、この明細書の裏に「書きかた」というのがあるのです。これにはもう詳細に、土地から建物、山林、有価証券、書画骨とう、貴金属、あらゆるものがこれに記入されなければならぬという形になっているのです。ところが、残念ながら、この信憑性について検査をし、しかも虚偽の申告をした場合にこれを処罰するというようなことは、法律的にそういう処置をとることはできないことになっておりますが、もともとこれが完全に把握されるということになれば、富裕税はたちどころに——と言ってもちょっと語弊がありますけれども、少なくともそれが実施できる根拠といえます。かきかたがでできるものと私は思っております。これを罰則のない義務規定ではなくて罰則をつけて、二十万円以上については何としても申告させ、しかも虚偽の申告をした場合についてはそれ相応の制裁措置をとる、こういった措置をとらなければならぬのじゃないか、こう思ふのですが、どうでしょう。

○高橋(元)政府委員 確かにフローとしての所得を正確に申告していただき、また、税務調査でもフローとしての所得を正確に把握できるようにするということは重要な課題であると思ひます。それをチェックするため、いまお話のございました財産債務明細書があるわけでございます。それは適正な申告をストック面からもチェックできるという意味でお出しただいております。こういう制度でございますが、財産債務明細書は特定の高所得者に限って提出していただくということ

にもなっておりますし、また、そういう所得が高いた方の資産内容というものは非常に多岐にわたる、また多種類にわたるということだと思ひます。現時点で直ちに罰則を設けて提出を強制することはいま申し上げたようなこの制度の趣旨から限界があるのではないかとこのように考えますけれども、全体といたしましてフローとしての所得をより正確に把握できるように私どもも制度上さまざまな工夫をしてみたいと思ひますし、いまの御提案もそれに含めて検討させていただきます。というふうな考えのわけであります。

○塚田委員 富裕税の創設についてそういうものと含めて検討させてもらい、こういうことでございしますが、各国の例を見ますと、よく日本と比較されます西ドイツ、これは州税ですけれども、すでに富裕税はできております。あるいはオランダ、スウェーデン、オーストラリアあるいはデンマーク、このように富裕税が設定されて、それぞれ税収に占める割合は一・四あるいは一・八、一・五と、これは地方税も入れてですから、国税だけでは相当の税収になっておると見ていいのじゃないかと私は思ふのです。いまのような財政再建のさなか、こういった税金こそ、制度こそまず第一に学んで早急に設定をすべきじゃないか、こう私は考えるのですが、大臣、この点ひとつ大臣から答弁してください。

○竹下国務大臣 いままでの例といたしまして、戦後財産税というふうなものがございましたが、このいわゆる富裕税というものは、その財産そのものが直ちに利潤を生み所得を生んでいくというものにストレートにつながるものでない、と同時にまた、捕捉が非常に困難であるというふうなところから、私は、現実問題としては、富裕税というものは非常にむずかしい問題であるというふうな考えをしております。

ここで、一つだけ、私、落とししましたので、それだけ時間を延ばしていただいて結構でございますから……。

フレと言っておりますが、それに対していろいろ見込んでおるだらうということでございます。現在のところ、必ずしも正確な数字はございませんが、消費者物価におきましては、実績見込みの四・七は達成する。これは五十四年度でございます。と申しますのは、二月の東京を七・六と決めたとして、いまの三月が仮に七・七になっても四・七の中にはおさまるということでございします。しかし、一方、卸売物価は、これはもう塚田さん、政府見通しというのは最初は一・六でございますから、それが実に恐らく一二・一という実績見込みをオーバーするのじゃないかと思ひます。

それが今度は、四月以後のいわゆるホームメード・インフレという形になって押し上げてこないか、こういうことでございしますが、したがいましめて、政府見通しとしては、いまの外的要因というものの影響が、確かに私は四月一六月というものが一つの山場だと思ひます。それから先になりますと、五十四年度の上昇率がかなり高うございします。で、対前年比からいいますならば、あるいは落ちつきを戻してくるかもしれないという意味におきまして、にわかには四月何月になるか、二けたはいつなるんだと言われまして、私が明確に答えるだけの資料も自信もいまだございせんけれども、いずれにしても、五十五年政府見通しで六・四%というもののうちは何が何でも、これは平均でございますが、おさめていかなければならぬという決意で諸般の対策を行っておるということでございます。

○塚田委員 もう時間がありません。大臣は、何が何でもおさめてもらわなければならないということですが、私は、そういう大臣の願望にもかかわらず実態は進んでいくんじゃないかということ、で、先ほどから指摘したわけでございします。

最後に、念を押すようでございしますが、主税局長の答弁の中で、来年度の税調、今年末の税調等で、いま言ったようないろいろな措置も含めまして、富裕税の創設について答申を受ける用意だというふうに解釈していいですか。

○高橋(元)政府委員 五十二年以來、富裕税の制度の創設につきまして税制調査会では毎年御審議をいただいております。それがどのような具体的な提案になるかというところは別といたしまして、本年度税制調査会ではまた再び御検討いただくことになるであろうというふうに私は思っております。

○塚田委員 いや私の言うのは、富裕税はやるべきだという大筋の答申は来ているのです。ただ、これは、さっき言ったこの実態把握が非常に困難だというのが、やはり税調あたりのこれに対するきつぱりした決断を下さない最大の要因だと思ふのです。したがって、私は、いま言った財産債務の明細書等もきちと、たとえば、まあ罰則と言つてはなんですが、そういうものを含めてこれを完全に把握する、虚偽の申告は許さない、こういった態度とあわせて、税調のいままで懸念していたいろいろな問題を解消しながら富裕税の創設へ進む、こういう形をとってもらいたいと思うので、この点、再度最後にひとつ御答弁願いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 たびたび申し上げておりますように、富裕税の創設という問題を審議していただく際に、資産の把握がむずかしいということだけでちゅうちょしているわけではないわけでありまして、そのほかに、現在の所得税の累進構造が七五%、地方税を含めて限界最高税率で九三になる、その中で経常的な財産税が入るかどうかという問題もございまして、もつと執行の問題で評価が、たとえば株式の評価をどうしたらいいかという問題もございまして、ですから、所得税のサイドチェックの手段としての財産債務明細書というもののだけを取り上げてみますと、これはフローとしての所得を本来正確に把握するための二次的な資料でございますから、所得税法の中で罰則をかけて正確な申告をしていただくことを期待するのには限界があると先ほど御答弁したわけでございますが、そういう三つの問題、それらを全体を含めて御検討を従来からいただいております。

けでございますし、そういう御検討の結果がすべてまわって、執行面でも不公平にならない、かえって不公平を増やさない富裕税というものが、経常財産税というものが可能であるかどうかという御検討については、ことしじゅうに答えがまとまるかどうか、私は、税制調査会にきょうの御意見をお伝えいたしますが、ここで直ちに答えをできるほど確信を持っているわけではないのであります。

○塚田委員 時間が来ましたので……。

○増岡委員 午後一時十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後一時十五分開議

○増岡委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。玉置一弥君。

○玉置委員 民主党を代表して質問いたします。

わが党は、今回に限らず、従来から財政再建というものの手だてといたしまして行財政改革というものを積極的に進めなければいけない、そういう考え方に基きまして、いままで各省庁にあるいは大蔵当局に具体的な実際の各項目について提案をしております。その一つとして、退職給与引当金の繰り延べ算入の廃止あるいは引き上げ、そして給与所得控除の頭打ちの復活あるいは交際費課税の強化、利子配当所得の源泉分離課税から総合課税へ、そういういろいろな具体案というものを提示しながらやってまいりました。今回その具体的な内容について、個々の考え方、そして具体的にいつからどういうふうに実施されるかという点をポイントにお聞きをしてみたいと思います。特に、前回の総選挙において一般消費税という形で打ち出されて、それが拒否を食らったというのはこの委員会でも再三論議をされて

まいりました。しかし、われわれが考えますには、一般庶民といたしまして、国民として現在の行政のやり方それ自体に非常にむだが多いというふうな感じている、これは事実だと思ふわけでございます。さらには、いまの財政そのものの使われ方、そして各種の補助金あるいは特殊法人、そういうものが非常に目立った存在であるというところでございます。そして特に一般給与所得者にとりましては、現在の税制が非常に不公平であるというところでございまして、

今回租税特別措置の改正によりまして公正を期すように努めていきたい、そういう方針でやられている。これにはわれわれも賛同するわけでございます。しかし、個々に見てみますと、まだまだいろいろな部分で不公平があるのではないかと思われるのでございまして。本来であれば租税特別措置、機会均等という面から考えますと非常に公平感があるわけでございますけれども、社会的な背景あるいは経済的な背景、そのときの政治情勢、そういうものによつていろいろな措置が講ぜられて、それが現在に至つて、そういうふう

に考えられるのでございまして、いま考えて現在に考へられるものでございまして、いま果たして何か、そして現状に合っているかどうか、その辺大蔵当局の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 租税特別措置法及び所得税法のそれぞれの本法の中で幾つかの特別措置を設けておるのは事実でございます。本年度の改廃後におきましても、項目数といたしましては企業関係で七十二、その他全体を含めまして百六十一項目ございまして、それに基づきます減収は御案内のとおり九千八百十億円でございますけれども、その目的といたしておりますのは、一つは貯蓄の奨励、これが一番大きくございまして、四千億円の減収でございます。いわゆるマル優等がこれに入りまして、それから生命保険料の控除とか損害保険料の控除というのはこの貯蓄の奨励の中に入っております。

それから二番目が環境改善、地域開発というところでございまして、言葉が悪くて恐縮ですが、いわゆる後進地域と申しますか低開発地域等の特別措置法に基づきます特別償却、割増し償却等の特例であります。それから公害防止施設の特別償却等がこれに入ります。減収額で申しまして千四百七十億でございます。

第三が資源の開発でございまして、海外に資源開発を行います際の海外投資損失準備金でございまして、坑道の掘進に関する準備金でございまして、特別償却制度がこれに入ります。減収額で百九十億円。

それから第四番目が技術の振興なり設備の近代化でございまして、これは試験研究費の控除でございまして、減収額で千三百三十億円。それから企業体の改善なり内部留保の充実という形で、中小企業にいま多く残っておりますが、特別措置法で認めておりますのは五百三十億円。その他二千九百十億円でございます。

それが九千八百十億円と申しておりますことの内容でございます。したがって、そのおれいとしたしますところは、私がいま申し上げた教訓の項目、これをさらに分解をいたしますと百七十五になります。非常に多岐にわたつておりますが、現時点で将来の経済構造なり社会構造というものをよりよい方向に持つていくためのそれぞれ必要な項目が存置されておるといふふうに認識をいたしております。

○玉置委員 現在、海外とのバランス、その辺がこれからの問題になってくるといふふうに言われておりますけれども、たとえば海外技術援助、そして海外でのプロジェクト、そういういわゆる製品輸出だけではなくて、技術輸出あるいは人的な援助といいますが、そういう方面での経済活動がいま非常に活発になってくる、そういうように思われるわけでございますけれども、そういう面から見まして、現在の研究開発費でありますとか、あるいは逆に技術援助に対するあるいは企業の海外の危険負担といいますが、そういうものに対す

る方向が逆行しているのではないかと、そういうように感じる部分があるのですけれども、その辺についてはいかがでしょう。

○高橋三三政府委員 たいだいまも申し上げましたように、たとえば日本国内の技術というものを海外にいわば見えない輸出をいたしまして、それに基づいて本邦及び相手国の両方の技術水準なり経済交流を高めていく、これが必要なことは私もそのとおり認識しております、たとえば俗にいわれる技術等海外所得特別控除制度というのがございまして、これはその中で重要な項目かと思えます。それから海外投資損失準備金というのがございまして、これも発展途上国とわが国との経済関係というものを密接にするともに、日本における資源の確保等にも役立つという制度でございまして、それから海外市場開拓準備金にしまして、これは中企業を含みます中小企業というものの、それが市場を開拓して外国との経済関係を緊密にしていくことに役立つであろうかと思えます。そのほか数多くの項目がございまして、主なものをついで申し上げます。

○玉置委員 いまお話のしました、たとえば中小企業の海外市場開拓準備金、これの引き当て基準が実績額ベースでの引き当て基準というふうに何っておりまされども、実際これからやろうというところに対する危険負担のいわゆる損金計上、そういうものから見ると、実績のあるところ、海外市場における実績が大きいところについて徐々に拡大されていくという、現行ですとやっておられるところについては見るけれども、新規に起こされるところについては見えないというふうな受け取れるわけですけれども、たとえば、これからの新しい海外との技術援助あるいは後進国に対する援助という面から考えて、そういう新規参入を拒むような方向に行かないかという心配があるわけですが、それについてはいかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 御審議をいただいております租税特別措置法の改正案の中で、資本金十億円を超えます法人につきましてはこの海外市場開拓準備金の適用を本年度から廃止するというところで考えておりますが、五億円以下の法人につきましても、その年度の購入物品の輸出に係る——つまりこれは商社でございましょうが、購入物品の輸入に係る収入金額につきましても、大法人の場合に六六％、中小法人の場合に一三六％を準備金に繰り入れることを認めております、それから自分でつくりました物品の輸出の場合には、一億円の法人は〇・九％、資本金一億円以下の法人は一・八四％、それぞれ収入金の中から所得に算入をいたしませんで準備金への積み立てを認めておるといふことでございまして、この制度の趣旨は、海外市場開拓の費用に充てるために海外取引の収入金額の一部を準備金に積み立てさせるといふ制度でございまして、いま仰せのありますことが、申しわけない、ちょっと理解できないのでありますが、新規参入を拒むということとは全くないというふうに思っています。

○玉置委員 それは、国内を含めた総売り上げの中から、いまおっしゃられたパーセントが引き当てできるということですか。

○高橋(元)政府委員 これは、現在輸出をいたしておりますその収入金のうちからでございまして、したがって、業種を転換して、または事業の主力を変えて、現在国内サイドの仕事をやっておられる方が輸出をしていく場合に、国内サイドのものから将来の海外市場開拓の費用に充てるためのそういう意味の利益操作、そういうことは全く考えられていないわけですが、輸出をしておられる限りはイコールフットリングでございまして。

○玉置委員 という、先ほど言いましたように、輸出の実績がない限りは引当金ができないということになるのですか。

○高橋(元)政府委員 さようでございまして、輸出代金の中で一定の割合を将来の海外市場の開拓の費用に充てるために準備金に積み立てる、そういう制度でございまして、それ以上の一定の非課税利益を留保するというような形の準備金ではないわけでありまして。

○玉置委員 すべてのが全部そういう方法をとりますと大変ないわゆる隠し利益ということになるので、非常に言いにくいことなんですけれども、これからはやはり経済の動向を見ても海外取引、目に見えない商品、そういうものの取引が非常に盛んになる、それもある業種に限られたことではなくて、いろんな分野での進出がなされると思うので、いろいろな分野での進出がなされると思うので、それだけではなく、やはり公平な立場から見ても、やはり認可制でありますとか、あるいはその他の方法によってある程度選択ができ、そしてそういうある程度の企業については準備金という形で海外取引をするという同一条件でやっていかなければいけないと思うのです。時間の関係で、その後どうするかという方法まで突っ込んでできないわけではございましてけれども、同じ取引をするという意味から、新規参入の方面についても、そういう余地が得られるようなシステムにぜひ改定をしていただきたいという希望にとどめておきます。

○高橋(元)政府委員 適用期限というところだけに限って申し上げますと、「当分の間」というのは法律改正があるまでという意味だと思えます。しかしながら、「当分の間」という言葉が租税特別措置法的一条に書いてございまして、本則に対する例外であるということをもた趣旨としてあらわしているんだというふうに解釈いたしております。ただいまお尋ねの期限がないものというところではございまして、たびたび繰り返して恐縮でございませけれども、租税特別措置法の中に含まれております政策税制は既得権化、慢性化を防いで一定期間ごとの見直しを行うという趣旨から、原則として企業関係は二年、所得税関係は五年という期限を付しております。しかし、これにはもちろん例外がございまして、今回御提案を申し上げております土地税制などは、従来五年の期限でございまして、その期限を取り払っております。これは将来の減税含みで土地の売り控えが起ることということがあつてはいけないという土地政策の観点からあえて無期限の規定をお願いをいたしておるわけではございまして。

もう一つの例外は、所得計算の特則というふうなものもございまして。たとえば、くどくなつて恐縮ですが、特別償却は現在直接法でやるといふことになっておりますが、準備金方式でやるともよろしいという例外を認めております。これはそれぞれの企業のやり方もあるわけで、経理の方法があるわけでございまして、準備金方式でいけば間接にやるといふことを認める、これも特別措置法の五十二条の三という規定でございまして、これも、これあたりは期限を置いておく必要がないというわけではございまして。

この二つの種類が主として期限がない規定でございませけれども、先ほど申し上げましたように、よく言われている言葉で言えば補助金のサンセット方式というのを私もとしては厳格に実施をいたしておるというふうに思っています。

○玉置委員 この中でも非常に長いものがあるわけではございませけれども、そういうものについては本法の方を変えていかなければいけないのではないかと、そういうふうに感じるのでございまして。というのは、長年の経済情勢あるいは政治情勢の変革にもかかわらず残っているというところは、やはりそれなりに必要な部分ではないか、そういうふうな思われでございませけれども、それにつ

いてはいかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 特別措置の中で、先ほどもお答え申し上げましたように、二年または五年という期限を付しておりますけれども、二年たつて全部が廃止されるということではございませんで、それぞれそのときの情勢に照らしましてなお存置する政策目的があるというものにつきましては、また二年の期限を限って延長いたしておるわけでございます。

先ほどお答えしましたように、「当分の間」というのが本法に対する例外であるという趣旨でございますから、したがって、いつそれを本法の計算規定の中にストレートに取り込んでよろしいのかどうかということはまた別個の判断だと思います、全くそういうものがないともいえないと思います、たまたまお示しのありましたように、租税特別措置はできるだけ政策目的を失った限りで廃止をまいりまして、また存続するものも縮減をいたしまして、等しい所得には等しい取り扱いという意味での租税の公平を実現をいたしたいというのが私どもの基本的な考え方でありました。

○玉置委員 それでは、次に所得税法についてお聞きをいたしたいと思います。

所得税につきましては税率あるいは税負担率というものについていろいろ問題があるというふうにお聞きをいたしておりますけれども、納税者の大半を占める給与所得者に対する所得の捕捉率が、ほかのたとえば個人事業者、農業所得者、そういう方々の捕捉率と非常に大きく異なっているというお話がございいます。

まず一つお聞きをいたしたいのは、給与所得者とそのほかのいろいろな事業者の方々の捕捉率の実態と納税率、そのうち何%ぐらい納税をされているのかということをお聞きをいたしたいと思います。

○矢島政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問でございますが、捕捉率という点につきましては、私も実は把握しておりま

せん。

それから、納税率という点でございますが、そこまでは実は調べたことがございませぬが、五十三年度の所得税で申し上げますと、課税人員で申し上げますと営業所得者が百九十四万人、農業所得者で二十七万人、その他事業者が四十一万八千人、それからその他、これは譲渡とかそういうものでございまして二百七十三万九千人、合計五百三十六万八千人という方が申告しておりますわけですが、一方におきまして、給与所得者は約三千万人、これは厳密な統計がないのでわかりませんが、このように推定されておるわけでございます。

○玉置委員 五十二年の実績でございますけれども、給与所得者が三千七百七十万人、そのうち七四%が納税をされております。ちなみに、所得が五百万以下の方が九三%というところで、いまは若干上回っていると思われまゝ。それから自営業につきましては六百六十万人、そのうち三三%が納税をされております。農業につきましては四百二十五万人、そのうち一七%が納税をされておる。こういう結果が出ておるわけでございます。

先ほど、捕捉率については把握をされてないというお話でございましたけれども、従来から給与所得者その他と非常に格差があるというお話をお聞きをいたしておりますけれども、それをたまたま耳にするわけでございますが、それに對して今回特に財政難という意味からいろいろ法的な免税の引き下げあるいは租税特別措置の改定ということをやられておられますけれども、それよりもまずやらなければいけないというのは、先ほど申しましたように、不公平感をとるということがやはり第一にやらなければいけないことではないか、そういうふうに思われるのでございまして、全体の把握が非常にむずかしいというところは、われわれ第一線の税務署の方からも聞きますし、また、いろいろな民間団体においてもそういうお話を聞いております。しかし、少しは上げていかなければならない、そういうふうに思われるわけでございます。先日の質問の中にも、現在の国税庁の職

員の増員を求めたお話がございましたけれども、しかし、現在の人数をふやしていかなければいけないのも一つでございますけれども、よりの確に、あるいはある程度系統立って納税者の把握をしていく方法があるのではないかと、そういうふうに思われるわけでございます。現在いろいろ方法でやられております税務調査あるいは税務調査、そういう内容も含めてぜひこれからより現状に合った、そして不公平感のない納税指導といえますか、そういうことをお願いをしておきたいと思ひます。

これにつきましては、まだ捕捉率をつかんでないという、そういう結果が出てくると思つてなかつたので、大体現在の大蔵省の中で、あるいは国税庁の中で要因として考えられておる内容、そしてそれに対抗してどういう方法でこれをやっているのかという点をお聞きをいたしたいと思ひます。

○矢島政府委員 先生御質問の御趣旨は、よくクロヨンとかトリーサンとか言われているように、税務執行上不公平がないかどうかという御趣旨だと思ひます。

謙虚に考えてみますと、巷間そういう声があるということについては、私ももちろん聞いておるわけでございますが、いすれにいたしましては、クロヨンという問題は、私も少しは考えておりました、言われているほどのものではないというふうに考えておるわけでございますが、確かに、先生おっしゃるように一般的には給与所得者は給与、賞与につきましてその支払者のもとで源泉徴収されるというだけに、正確に所得が把握されるという傾向があります。これに對しまして、事業所得者の場合は、あくまでも御本人の自主的な申告によつて納税されるというのがたてまえでございます。したがって、事業の種類によつて記帳習慣の普及度が相当違うということもございいます。それから調査が非常にむずかしい。現金商売であるとか、あるいは非常にブラッ

クマーケットであるとか、そういうような調査の難易度というものがまた違うと思ひます。それから、御承知のように、調査率が非常に下がつてきているという問題もありまして、所得が正確に把握されていないという御批判はございませぬ、また現に必ずしも適正な申告をしておられないという方もおられるわけでございます。ただ、事業所得者のすべての方が低い申告をしておられるというわけではございません。特に記帳に基づいて一生懸命青色申告をやつていこうという方が年々ふえております。営業所得者の青色申告の普及割合は五三%ということで、特前所得でいきますと三百万円以上の方の八四%までが記帳習慣をつけて、現にそういう青色申告制度が定着しようというふうな段階にあるわけでございます。

先ほど来いろいろお話がございましたが、そういう中におきまして、現在私どもの税務行政の中心は、与えられた人員でいかにして効率的に行つていくかというふうな、しかも公正、厳正な税務行政を行うかということに最大のポイントとしてやつておるわけでございますが、基本的な問題としては、実税率が低下していき、しかも納税者はどんどんふえていく、職員数は一定である、経済、取引の範囲がどんどん広がつて複雑になつていく、こういう中にあるわけで、どういふことが基本的な問題意識としてあるわけでございますが、基本的にはおっしゃる通り私どもの能力をもつと伸ばしていくということも必要でございますが、執行上の問題といたしましては、やはりいろいろな措置によりまして、たとえば、ちょっとお時間を拝借して恐縮でございますが、資料、情報を非常に幅広い収集を行つていく、同時にそういうものの活用を図つていく、あるいは調査手法を研究いたしまして改善していく、あるいは各税務署間の連携を強化していくということによりまして、調査対象を的確に選定いたしまして、悪質、大口の脱税を行っているという者については調査の深度を深めていく、少なくとも正直者がばかを

みないという方法をできるだけ努めていくということでございます。

それから内部的に行きましても、電子計算機を取り入れていくとか、あるいは税務署間の人員の異動を行うとか、いろいろなそういうようなことによつて調査事務量をできるだけ確保していくということも必要でございますが、もつと基本的には、やはり国民の方々の納税意識の向上ということが基本になければならないというふうに思います。こういう意味におきまして、執行面におきましても指導、広報といったようなことによりまして申告水準をさらに上げていくといったようなことに努めておきたいということと同時に、他方におきまして、いま申し上げたような調査体制の整備とか資料の収集といったようなことによりまして調査を展開していくということによって、課税が不公平にならないように与えられた人員の中でできるだけ努力していくということが今後の方向であるというふうに思ふわけでございます。

○玉置委員 技術的な面での見直しというものがかなり必要かと思ひますけれども、一つには、いまの納税者そのものの納税意識というか、そういう物の考え方が、非常に無理やり取られていないか、そういうところから来ているのではないだろうか、そういうふうな思ふわけでございます。しかし、現在の財政状態、そしてこれからやはり現在の生活レベルあるいは行政サービスというものを維持していくためには、考え方を大幅に変えていかなければならない。それは先ほどおっしゃったとおりでございます。

しかし、現在、実際のところ納税義務があるにもかかわらず、見つからなければある程度済んでしまふということが実際あるわけでございまして、そういう場合、もし見つければいいというところで脱税行為に対する罰則規定の強化でありますとか、あるいはやはり物の考え方を改めていかなければならないというところから、現在いろいろな納税者に対する記帳指導であるとか、そういうことはやられておりますけれども、それ以外に、

考え方のPRあるいは税金がどういうふうな自分たちに返っていくのかという、そういうPRをもつとやらなければいけないのではないかと、そういうふうに日ごろから感じております。ぜひ大蔵省当局、そして国税庁として、そういう面での税収のアップというものを考えていただきたい、そういうふうな感ずるのでございます。ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

それから所得税減税というお話に移るわけでございしますが、たとえば五十二年、五十三年に特別減税という形で給与所得者に戻し減税をたしかせられたと思ひます。ところが、実際給与所得者の給与そのものの税率が五十二年からいま変わつてなかつたと思ひますけれども、いつからというのはいささか確認をしなければならぬ、五十二年ですか。五十二年から変わつていないということでございます。

ところが、賃金が大体平均七％から八％上昇を年々しております、物価も五％前後あるいは場合によつては七％というふうなアップをしております、たとえば物価、賃金ともに同じペースでアップをしております、実質賃金というものが変わらない。一つの仮定でございますけれども、その中で年間所得が上へ、上へと移行してまいりますから、当然累進課税に引かかつてくるということ、そうなりますと、実質賃金の変らない中から税額がふえてくるというわけで、税負担率がふえてくるという結果になるわけでございます。戻し減税の場合には税率を変えるわけでございまして、その分に相当する金額を返されたというところになるのでございます。現在、

従来に比べて非常に税負担率がふえていっているのではないかと、そういうふうな思ひでございます。税負担率がふえるというところよりも、実質的な手取りが減つていっているのではないかと、この点に問題をはぶるのでございますけれども、過去四年間あるいは過去二年間、三年間でも結構でございますけれども、所得税収入の状況と、それから一人当たりの納税者所得、その辺についてお聞きをいたしたいということ、それからそれに相当する期間の

物価上昇率、賃金上昇率についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○高橋三三政府委員 五十二、三両年度は決算、五十四年度は補正後予算、五十五年度は当初予算というところで御理解をいただきたいと思ひます。が、所得税収から申し上げますと、五十二年源泉四兆九千七百九十六億円、五十三年はそれが一六・〇％アップいたしまして五兆七千八百八億円、五十四年はさらに一七・一％アップいたしまして六兆七千六百八十億円、五十五年の当初予算では一五・八％のアップを見込んでおります七兆八千三百七十億円、これが源泉所得税であります。それで納税者一人当たりの給与収入でございますが、五十二年が二百七十五万円、五十三年が二百八十七万円、五十四年が三百六十六万円、五十五年は三百二十五万円というふうに見積もられております。この間の経済見通し、またはその実績によりまして一人当たりの雇用者所得の伸びを申し上げますと、五十二年は九・六、五十三年が五・七、五十四年が六・三、五十五年が七・三であります。それからCPIは、五十二年は六・七、五十三年が三・四、五十四年は四・七、五十五年が六・四であります。

御売物価も申し上げますと、五十二年が〇・四、五十三年がマイナス二・三、五十四年は実績見込み二・一、五十五年は当初見通しで九・三であります。

○玉置委員 これで見ますと、給与所得がたとえ五十二年二百七十五万から三百二十五万になつたというところでございすけれども、このところ所得控除額が固定をされております。そして総額がふえて、たしかこれは三百万で上下が変わつてくるというふうな記憶をいたしておりますけれども、そういうことになりまして、五十四年、五十五年が平均で見ますと一ランク上がるわけですね。そういう結果が出ていくわけでございます。

私、申し上げたいのは、特別減税という形でやられた減税、その当時はそれでよかったのでございすけれども、現在の情勢からして、これから

安定的な賃金上昇という形に入りますけれども、やはり個人消費が景気に与える影響もかなり大きなものがあるし、特に給与所得者が税に対する不公平感というものをいまだ持ち続けている中で税負担が実質ふえてきている、そういう実態、それに対する大蔵省の動き、先ほどもお話がございましたように、捕捉率そのものが十分とらえられていない、そしてますます手を打てる状態ではないというところからしますと、ぜひ所得減税というものをこれからも考えていただきたい、そういうふうに思ふわけであります。また各党間での調整が十分なされておられなければ、物価調整減税というお話が出ておられまして、現在におきましては、ことは間に合わないと思ふので、物価調整減税というような形にならないを得ないと思ひます。しかし、将来におきましては、現在の所得税、給与所得者の所得控除とかあるいは税率の改正とか、そういう面をぜひ変えていかなければ、ますます税負担が賃金の伸びによつてふえてくるというところでございすので、これについてやつてほしいという希望を申し上げますけれども、大蔵省としてどういうふうに考えておられるのか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○小泉(純)政府委員 所得減税の話ですけれども、五十二年でしか福田内閣のときに戻し税が行われました。たしか、これは政府としてはできれば避けたかった減税でありました。しかしながら、国会の議席の状況、野党の要望等もありまして、やむを得ず減税をした経緯がございす。現在も財政再建期間、これだけ赤字財政を抱えて、何とかこの赤字財政から脱却しなければならぬという時点でありまして、そういう要望があるのは承つておりますけれども、いまだ所得減税あるいは物価調整減税をする時期にないと判断しております。

○玉置委員 それでは小泉政務次官に申し上げたいと思ひますけれども、まあ自民党としてお聞きをいただきたいと思ひます。労働者に対する接近ということで、最近自民党

し上げていくわけでございます。要するに、付加価値と投機が同一視されて、買った値段と売却値段の差が即所得というふうに見られておりますけれども、その辺について若干考え方を変えなければいけないのではないかと思っております。加価値として上がった場合に、地方自治体なりあるいは国に還元するという意味ではある程度回収を必要としますけれども、さらに、投機についてはもっと嚴重に取り上げるような形を持つていかなければ、昨年からまた再び大きく土地価格が上がっておりますけれども、そういうものが抑え切れないのではないかと、そういうふうに思うのでございます。

これは時間がないので、ごく簡単に、要するに、付加価値と投機と分けられないかというところに対する回答で結構でございますので、よろしくお願いします。

○高橋(元)政府委員 現在の土地税制は、原則四分の三総合課税ということになっておりますが、これが適用になりますのは、四十三年の十二月三十一日以前から持っております土地だけでございす。いま委員から御指摘のありましたようなケースは、最近、土地の値上がりが起こりそうなので、また起こっている中で、それを買い込んで短期間保有して売り払う、そこで大きな転売利益を得よう、こういうことを指しておられるかと思えますが、そういうものは、四十四年一月一日以降取得した土地を売ります場合には、割増しの総合課税、ですから、四分の三ではございせん、で、一〇〇総合課税、最低四〇〇という課税をいたしておりますし、法人の場合にも、法人税の二割増しの土地重課という制度を設けておりますから、おっしゃるような意味での投機的な土地に対する税制上の措置は十分でございと思えます。それから、社会開発の利益を得ているではないかという点の御指摘でございますが、私どもは、通常の譲渡所得というものは現在の所得税法では二分の一総合課税ということになっておりますけれども、土地の分離長期譲渡という場合に

は、そういう公共事業等による開発利益に基因する面が大きいから、したがって、所得税法の本則の二分の一総合課税に戻るといことは、他の資産に係る譲渡所得との権衡上問題があるという税制調査会の御見解を得ておまして、先ほどもお答えしましたように、四分の三総合課税の大枠は今回の改正でも維持をしておるということでございます。

○玉置委員 何か非常に土地税制に対する考え方がむずかしいといいますが、要するに、どうすれば値上がりを抑えられるか、そして宅地が供給できるか、非常にむずかしいところにあると思うので、私も非常に不勉強で、深く突っ込んでやれないものでございます。

時間がなくなりましたので、項目として、ちょっと五分では無理かと思えますけれども、考え方、そして要するに認識という、その辺を確認をするということにいたしておきます。これは日本酒についてということでございます。

最近、日本酒の需要が非常に停滞をしております、その中でも、大手と中小というふうになり業界が分かれてきております。そして、特に日本酒の場合には、特級、一級、二級と非常に格差のある税率を設けられております。五十二年に二千九百七十といういわゆる清酒製造業者があつたわけでございすけれども、五十四年度では二千七百に減ってきているという状態でございます。これはこちらの調べた内容でございまして、特に大蔵省にお聞きをいたしたいのは、まず現在の日本酒業界の状況についてどういうふうに把握をされて、どういうふうな受けとめておられるのかという点についてお伺いをいたします。

○伊藤田政府委員 現在の清酒業界につきましてものわれわれの考え方と申しますか、どういうふうに見ているかという感じを申し上げさせていただきます。

昭和四十八年度から昭和五十三年度の五カ年間にあきまして清酒の課税移出数量を見てみますと、一一・八%減になっておりまして、年率に

たしまして二・五%のダウンでございまして、需要の減少傾向はきわめて顕著なものがある、このように考えております。このため、清酒業界におきましては業界を挙げてその需要開発に現在努力をしております、その結果、昭和五十四年四月から十二月の間の移出数量の対前年同期比を調べますと、一〇・四%とわずかながら増加を示しているような状態でございます。

また、清酒の需要停滞と銘柄格差の拡大によりまして、特に中小メーカーの経営が苦しくなっているもの、このように考えております。昭和五十二年年度について見ますと、赤字企業は全体の約三割になっておまして、一企業につきまして純利益五十万円未満のものも全体の約二%ぐらゐございまして、合わせて五%強がかなり苦しい状態に立たされているのではなからうか、このように思っております。このような状態に加えまして、最近のコストアップが非常に大きいことから、本年一月末から値上げを実施する企業が相次いでおりまして、現在ではほとんどの企業が値上げに踏み切ったような状況にございます。

以上でございます。

○玉置委員 私も大体同じような内容について業界あるいは地元の業界以外の方からお話を聞いてまいりました。たとえば五十四年度を見ますと、大手と言われるメーカーは約十二社であり、残りの二千六百八十幾つという数字がいわゆる中小になるわけでございまして、現在われわれが飲んでのお酒そのものが一級、二級、特級とあるわけでございすけれども、一級酒が一番多いという販売実績になっております。しかし、一級、二級、特級ともに大体いまのところ大手と言われ業界が約半分近くを占めているわけでございまして、中小零細にとりましては、これから生きる道を考えていかなければいけないということ、やはり日本酒、日本の国でできたお酒という面から考えて、それぞれの持ち味を生かせるような、そういう体系をつくらなければいけないのではないかと、そういうふうに思うのでございます。

時間がないのでございまして、あと二分でございますから、きょうは一応考え方だけお聞きをしておきたいと思えます。大手と中小ともに生きるような方法として何かあるかということでお答えを願いたいと思えます。

○伊藤田政府委員 清酒製造業に限らず、一般に大手と中小が共存していく道と申しますものは、いずれの業界においてもなかなかむずかしい問題があるものと考えております。われわれといたしましては、大手と中小というよりも、中小酒造業者がどうやって今後生きていくかということにつきましましていろいろ検討を重ねております。また、昭和五十二年四月から昭和五十六年度を目標といたしまして第三次近代化計画、こういうものに基きまして構造改善計画等を策定いたしました、側面からその指導を強化しているわけでございす。ただ、全体として申し上げられますことは、やはり自己の努力によりまして品質の向上に努力していただく、需要開発に努めていただく、あるいは経営の合理化に努力を続けていただく、あることしか、こういうじみちな努力を重ねる以外に方法はないのではないかと、また、これが一番重要なことであるかと考えております。

なお、ただいま伝統的なというお話がございました。われわれも伝統的な地場産業であることを十分考へまして、そのような特性を生かして地域に密接に関連したそれを重視した経営を行っていただくことも一つの道ではないか、このように考えておる次第でございす。

○玉置委員 時間が参りましたので、最後にお願

いだけにしておきたいと思えます。先ほど言われましたように、やはり地場産業として、あるいは日本の伝統的なお酒としてやはりこれから考えていかなければならないというのは事実だと思えます。しかし、現状を見ますと、たとえば一つの機械を、あるいは一定量のお酒を、多人数でやるのとあるいは少人数でやるのと当然コストが変わってくるということで、ほかに生きる道を考へなければいけない。たとえば、地

地域域の非常に特色のあるお酒、そういうものをつくっていく、あるいは人手でなければできない、あるいはお金をかけなくてもある程度技術でカバーできる、そういう分野に伸びざるを得ないというように思うのであります。そういう面から、現在の税制をあるいは合理化努力をしたその結果が報われるような形に変えていかなければいけないのではないかと、そういうふうに思うのでございます。

ちよつと時間がないので、今後また別途お時間をいただきまして、日本酒のことについてあるいはお酒全般についての見直しをお願いしてまいりたいと思ひます。

本日は、これで終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○増岡委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 この法案の審議もずいぶん進んでまいりましたが、振り返つてみて、まず最初に、税制の基本的なあり方といひますか、税制を決める方のシステムについてお伺ひしたいと思ひます。

これは実務を担当する責任者である主税局長に実感を聞きたいわけでありすけれども、いままで御質問の中でもずいぶんありましたように、この一、二年一般消費税の論争があり、昨年総選挙があり、そして今日の時代に至つております。そして先日は正月早々、五十五年度の審議に入る前に日本経済新聞を読みまして、五十六年度のフレームというものがあらわれてまいりまして、ずいぶん大変な勉強をしているんだと思ひました。が、そういう過程の中で何かタックスペイヤーとしての国民の意識が非常に高まっている。これは政府の政策がまずあったのか、高まったのか、どうなのか、それは別にして、私は近代国家としてある意味ではいいことであつて、そういうものをどうあるべき民主的な姿に持つていくのか、これは大きな政治の責任でもあらうというふうに思ひわけです。

ところが、政府税調の答申、それから大臣のお

話などを伺つておりましたも、一般消費税についても十分国民の御理解を得ることができなかったもので云々という言葉が繰り返されているわけでありす。私は何か非常にじれったい気持ちになります。何か税金に対するいろんなアレルギーが起る原因がある。そういうものの中で、いつも私申しておることで、政府の方でも、徴兵みたいな姿勢で税を取るということではないだらうと思ひます。現憲法にのつとつてですか。それから、国民の方でも、自分たちタックスペイヤーの支払う税によつてどのように社会がつくられていくのかという意識も高まるようにしなければならぬ、要するに取る取られる論理ではない姿に持つていかなければならぬというふうなことであらうと思ひます。

本會議で質問をさせていただきまして、大平総理が、そういう税制民主化という「御趣旨の線に沿ひまして、一段と財政民主化を進めていく上におきまして、各層、各般の意見の吸ひ上げには特段の工夫を今後とも加えてまいりつゝもでございます」というふうなことを答弁されました。私は、一番そこで苦勞される主税局長ですから、税調を中心にしたいまの仕組み、何かこう国民の理解が得られるように、それから国民と乖離をす、離れ過ぎるといふことのないような方向に努力をしなければならぬのではないだらうかというお気持ちには特段にお持ちなのではないかと思ひますが、その辺の気持ちと、総理もそういうやや前向きな御答弁でございましてけれども、具体的にこういうことを税調にも提案をしているというふうなことをお考えがあるのではないかと思ひます。いかがでしよう。

○高橋(元)政府委員 税制調査会でございす。が、ここの御審議は、いまお話のございすように、各界各層の御意見の集約として国会でどのような御議論があつたか、どう御指摘があつたかといふことを御報告するといふのが非常に重要な翌年度の税制改正のいわば幕あけになります。そのときに必ずやらせていただいております

けであります。その次に、たとえば一般消費税の審議をお願いしたときには、その都度私も三百回以上各界の方と接触をいたしたわけでございますが、その都度出てまいった御意見というものを整理をいたしまして税制調査会に御報告をしております。それから、納税に関する各般の世論調査というものもございす。が、こういうものも御審議の参考として供しておる。そういう形で税制調査会全体として国会での御議論、国会以外の世の中での御議論というものに常に接触していただけるように、私ども事務局として十分配慮しておるつもりでございます。

税制調査会のメンバーについても少しオープンにやつたらという御意見がございすけれども、現在主婦の方、労働団体の方、消費者団体の方、中小企業界の方、そういう方々に数多く入つていただいております。意味では、政府のほかの審議会、私も幾つかの審議会に関係してまいりましたけれども、それに比べて税制調査会のメンバーという面でも、平均がとれたと申したら僭越ではございす。が、かなり各界各層を代表した御意見が持ち寄つていただける、そういうことであらうと思ひます。民主的な人選になつておるうかと思ひます。

ただ、そこでの審議が世の中にもっとオープンに出て税制調査会の御審議がどのように世の中に認められるかという点をもっとトレースしたいといふのではないかと御指摘もございす。私ども税制調査会の中の御意見というものは、こういう時世でございすから、こういう形で国民の方に負担の増加をお願いしなければならぬという面におつたことがございすから、一々の方々がどういふことをおっしゃつたというのでは調査会の中の自由な御議論というものに阻害になることもあらうかと恐れますけれども、そういう考慮をのけますれば、税制調査会にどういふことを私どもが御説明をして、どういふ御審議があつたかといふことをできるだけ早くその日のうちに民間

の新聞にお話をして、そこで税制調査会での御議論に対する世の中の御意見というものをまた間接的に承るということ、いろいろ工夫をしてまいつてきておるつもりでございます。今後とも一層の努力をして改善を図りたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 主税局長から伺ひましたので、御出席の次官に気持ちを伺ひたいのですが、一般消費税論争を通じて、政府・自民党に対して何かこう不信、不満というものが昨秋強く出たという社会の状況だつたらうと思ひます。

私は、それと同じやり方、それと同じ仕組みで、さらに厳しくなる五十六年度の税制、さらに将来を論じて、やはり国民の信頼感が果たして生まれるだらうか、非常に疑問に思ひます。一般的には、高橋局長も、何か一層努力をしなければならぬという気持ちは言われるわけでありす。「フライング」正月号の大臣の、これは大臣が書いたのかどうか知りませんが、文章を読んでもおりましたら、まあそういう経過を振り返りながら「あくまで国民との対話をねばり強く繰り返しながら、財政再建の緊要性について広く理解と協力を求める謙虚な態度」が大事であるといふようなことを書かれております。大臣に直接はめるものなすから、私は言葉は非常にいいことだと思ひますけれども、そういうことが総選挙以来ずっと議論されてきたわけですから、有能な次官を初め大蔵省の皆さん、もう後ほど伺ひます法人税の仕組みその他の問題、税調の審議も始まつておるわけでありす。私は、国民の皆さんに、いままでの姿勢ではない、もっと民主的に、もっとオープンに、そして皆さんの意見と参加を求めながらやつていくんだ、そういうことが鮮烈に印象づけられるようなアクションといふものがないと、これから将来どういふ政治状況になつても非常に望ましくない状態が続くのではないだらうか。たとえば、税調の中でもいろいろ代表の方々がいらつしやるわけですから、内容の議題ではなくて、国民と距離があまり過ぎるという

○伊藤(茂)委員 続いて主税局長に理論的なことをひとつ伺いたいのですが、私は、税と国民、社会ということを考えますと、日本の社会は権利と自由とか民主主義とかいうことについては、現憲法のもとで国民の中に相当広がった意識として、民主的な意識が定着をしていることだと思ふのです。しかし、私が指摘をしましたように、一番肝心な経済、特にタックスペイヤーとしての、あるいは国民主権者としての立場と社会ということについて、いままでの政治の仕組み全体にも責任があるのだろうと思うのですけれども、取る取られるの論理から脱却していないという状

況があると思うのです。これを変えていって初めて近代国家になっていくことだろう。

そういう中で税法、そうたくさん読むわけじゃありませんけれども、二、三書物を読んでもみますと、現在の日本国憲法というものをベースにして納税者の基本的権利というのか納税者権利というのか、国税不服裁判所とか、当委員会でのかつての論議を通じて生み出した成果もいろいろあるわけですが、もう一つ、これからの時代に対応する、しかも民主主義をベースにしての国民の責任と義務といえますか、そういう議論も何人かの学者から出ているようです。私も、運動面でも納税者の権利宣言というようにことをちょっといま研究しているところなんです、国民の中にそういう方向が生まれてくるということは私は望ましい姿だと思ふのです。

私は、いまの税法というものは、ドイツの場合でもどこでもそうなんです、いかにして税を納めてもらうかという、納めてもらう側の論理の体系になっている。私はもう一つ、たとえばアメリカでタックスペイヤー・シュート、納税者訴訟とかいう分野もあるわけですが、何か納得できる税制、納税者としての権利と義務、さらにその使用道に至るまで主権者のあれが生かされていくような方向というものがあってもいいんじゃないか。税法で一部の学者が言われている納税者の基本的な権利の論文などを幾つか読んでみたのですが、専門家の主税局長はそういうこともいろいろとお説みになるのじゃないかと思ひますけれども、私は望ましい方向としてそういう考え方もある、また、そういう考え方が社会に定着してくれば、それに伴った制度あるいは法律というものを伴っていく、そういう社会に進んでいくべきではないだらうかという気持ちがいりますが、理論的な問題としていかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 税制についての国民の御議論が非常に深まってきたということは、財政再建についての御認識が深まってきたということと軌を一にしておると思ひまして、これが積極的な方

向に向かつて成果を結びますようにぜひいろいろ工夫をしてまいらなければいかぬと思うわけでございます。

いまのお話の、納税ということが取られるという一方の考え方で認識されておるのでは十分な理解ができないというところは、そのとおりだと私も思います。過日もここで申し上げたと思ひますが、税金とその使われ方というものを一体として考えていただくと思ひますか、むしろ社会を維持していく費用を自分たちがどう分担するのかという枠組みの中で考えていただくということが非常に重要だと思ひますし、主計局長から聞きますと、日本の予算編成過程というものは外国に比べて非常に開かれた過程であるということも言われておりますし、国会での予算の御議論も非常に詳細かつ広範にわたって行われておりまして、税金の行方についての国民の御理解が非常に深いものとは思ひてはおりますけれども、歳入と歳出をつなげて一体のものとして御理解いただくようにさらに工夫を加えていく必要はあらう、御指摘のとおりと思ひます。

私、いま具体的にこういうことをやってみりたいと申し上げるだけのまとまった考えを持っておりませんけれども、これまたいろいろの方面と御相談をいたしまして、そういう方向に一つでも二つでも前進できるように工夫を重ねてまいりたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 これは具体的な問題でもありませんから、私ももあるべき税と社会、国民、そういうものについていろいろ勉強したり、研究したりしながら、公式、非公式に皆さん方とも議論してきたいというふうに思ひます。

次に、法人税と消費税ということで一つずつ簡単に伺ひたいのですが、先ほど同僚委員の質問の中で、いま税調ですでにスタートしている法人税の基本的仕組みその他法人税に関する議論がございました。私も前の税調でいろいろの御議論などをざっともう一度振り返って読んで見たのですが、一般的に考えれば、学者の皆さんの中で

も、それから常識論としても、概念的な意味での法人擬制説ではなくて、現実には法人実在という方向にいっているというのが多いのじゃないかと思ひます。また、先ほどの同僚議員への御答弁の中に主税局長も言われておりましたが、四十年代半ばこれについての議論がいろいろあった。四十三年ですか七月の税調答申の中でも、経済、社会の実態に即応したわかりやすい税制の仕組みを確立する、そして法人税は株主の所得税の前払いとしてではなく、法人独自の負担力の指標と考える方向で検討することが適當である。言うならば、社会一般の公平感覚に照らして合意できる税制を目指さなければならぬと考えられるわけであります。

税調またはその小委員会で議論されていることなどを御説明や報道などで伺ひますと、最近の諸外国の状況、インビュテーション方式あるいは支払配当損算入方式、カーター方式、その他いろいろのことを研究なさっているようです。ただ、基本的には四十年代半ばの税調の審議の経過からいっても、いまそういう具体論でいった場合に、いわゆる二重課税調整その他いろいろ具体的な問題が出てまいります。手続として円滑であるか複雑であるか、いろいろな問題も関連してまいります。しかし、そういうもの前提として四十年代半ばにも議論があったという方向を今日の時代にもっとはつきり進めていく。先ほどのどなたかの御質問にもありましたけれども、株主所有の現状、実態から見てもそれは言えるわけでありますから、そういう方向にいくべきではないだらうか。しかも、そういう方向を、またそういう問題意識をもっとはつきり委員会の議論を踏まえて大蔵省の方から税調にも提起すべきではないかと思ひます。この点、小委員会の作業も進んできているわけでありますが、どうお考えかというところが一つ。

それからもう一つは、租税特別措置について八五%までとか山を越したという御説明を伺っております。確かに、年々当委員会でも議論をし、ま

た世論もあり、全体の御努力もあって改善の努力はされてきているということは事実だらうと思ひます。私は、山を越したかどうか、その辺は別にいたしまして、もし山を越したとして、そこでもうおしまい、結構ということはないのじゃないだらうか。先ほど広告税その他も含めいろいろの提起がありまして、私どもの方も年々土地増価税その他いろいろな法律も提案をしている。社会全体としてどう公平な感覚が生まれるのかという方向へのもう一歩進んだ積極的な努力を払っていく、山を越したとすれば、次の山に向かつて努力をするという段階に来ているという認識を持つべきなのではないだらうか。それから具体的な問題として幾つか、一々申し上げませんが、私ども問題としてきたさまざまな企業税制についての問題意識も生まれてくるということだろうと思ひます。その辺どうお考えでしょう。

○高橋(元)政府委員 企業課税の基本的な仕組みの問題でございしますが、これも繰り返して恐縮でございしますが、企業の資金調達形態なり個人投資家の金融資産選択なり税負担のバランスなり、さらには諸外国の動向との関連なりということの広い視野で検討しなければならぬのだらうと思ひます。そういう形で企業課税の小委員会ではお取り上げになるものと私は思ひております。

いままでいろいろ申し上げてまいりましたけれども、昭和四十三年のいわゆる法人利潤税の御提案が税調からありましたその時期の外国の税制というものは、イギリスにいたしてもドイツにいたしても、いわば二重課税、つまり法人、個人の調整をしないという形の税制でございましたけれども、その後EC、具体的にはドイツ、イギリスあたりの税制の改正を見ますと、インビュテーション方式という方へ大きく移行をしておるといふのがその後の大きな情勢の変化だと思ひます。

企業全体としての活動が大きく国際的な関連の中で理解されなければならない、またその影響を

考えていかなければならない、そういうふうな国際化が非常に進んでまいった今日でございますから、擬制説とか実在説とか、完全な意味での擬制説とか実在説制というのがあるわけでもないわけでございますから、そこは、いまのお話のことも含めまして、税制調査会これから広く経済的な視野も含めて御検討をいただくべきことだと思います。

次に、租税特別措置でございますけれども、企業関係の租税特別措置についてこの五年間に八五%、縮減、廃止、合理化ということをやったまいりました。もちろん、これで終わったということをおもひながら申し上げておるのではなくて、おおもひ一段落をしたという税制調査会の御意見を私どもなりに非常にありがたく伺っております。私どもなりに、政策税制でございますから、もちろん時々刻々の必要に応じて設けられ、時々刻々の必要に応じて廃止されていくべきものだと思います。そういう意味で、情勢の変化に即応した政策税制の検討というものは今後とも繰り返して続けなければならぬと考えております。

○伊藤(茂)委員 主税局長お答えになりましたが、いままで税調の答申でも、皆さんの御説明でも、政策税制という枠内で物事を考えられる。私どもの方は、もっと広い意味での社会的公平という立場から問題を議論する、そういうことが繰り返されていくわけでありまして、私が申し上げましたのは、税調の答申、皆さんの御答弁を聞きまして、ほぼ山を越したと越しつつありますというふうな情勢認識のようには伺います。そうしますと、狭い意味での政策税制、租税特別措置という考えからいけば、これで済みまして、あとはそれでは国民に広く税収を求めるような措置を何かとりましようかという話にいくわけでありまして、話がそこまでまた食い違つてしまふ。そこで、何か一段落済みしましたという中で、おかげさまで結構でございましたというのでは、おかげいわばもっと幅広い視野からの社会的公正感が得られるような努力、さらに調整をしていく、それ

がその前にお願ひしました企業税、法人税についての基本的な認識の問題、私は理論論争で擬制説か実在説かということと時間をとってやろうとは思いませんけれども、社会的実態の認識というのは現実形成されてきているのだから私は思うのです。その認識をあるいは本質の規定をどうするか、あるいは仕組みの問題、技術的な諸問題が出てくるというふうなことだと思つておられます。次に移りますが、もう一つ、消費税あるいは間接税の問題ですが、しばらく前の議論の中で直間比率についての質問が二、三あったように思います。その答弁を伺いますと、日本の直間比率はヨーロッパの場合とも違ひますし、アメリカとも相当大きな比率の開きがあります。何か伺いますと、間接税の比率をもっと高めるといふ方向にいろいろと誘導的な御答弁のような気がするわけでありまして、

私は、直間比率とか、そういう問題は日本なら日本の土壌に合つて形成されてきたわけですから、そもそも概念としてどちらが高い方がいい、悪いというものではないだろう。あるいは純理論的に税制から考えれば、所得税の方が税の公平感、痛感というのか、税金を納めた感覚を厳しく持つという意味も含めて、納税者の方からは税の使い道についてどうかという感覚も強まってくる。これがむしろ一番公平な税制ではないだろうかという御意見もあります。何か直間比率について前とは違つたニュアンスのある答弁をされて、いかに感じようか。

○高橋(元)政府委員 ECでかなり一般的な消費の導入が進みまして、いま日本の税制の中の直間の比率というものはアメリカに次いで世界で第二位ということになっておるの事実でございます。税制として直接税、間接税をどういふふうに組み合わせていくのがベストかということになりまして、いまもお話のございましたように、

それぞれの国の歴史、社会の沿革に基づくもので、一概にどっちがいいというわけにはまいらないと思ひます。しかしながら、所得税というものが、個人の所得を総合して累進課税をする、そういう意味で理論的にも最もすぐれた税制であるというところは疑いないと思つておられますが、所得税にどれくらいウエイトを求めるか、それ以外に税制とどういふふうに関係を合せて税体系をつくるかということになりますと、これはそれぞれ国の財政もございまして、社会ということもございまして、民生ということもございまして、その状況からどうかへいか、総合的に御検討をいただくかなければいかぬことだと思ひます。

ただ、申し上げられぬのは、ことしの税制改正はかなり多額の自然増収のもとで初めてできたわけでございますから、今後こういう経済的な不況の状況が続くかどうか、今後どういふ経済的なことはできないのだからと思つておられます。そうなりますと、比較的安定した成長と申しますか、低い成長の中で、歳入の中の福祉なり教育というものはある程度固定的に伸びていくのでございまして、そこから、そういうものの財源を安定的に賄つていくことができて、かつ各税制の組み合わせから見ていく方法が、一番いい税制というものを模索していくしかないのだからと思ひます。やはり安定した歳入を上げ、特例公債から脱却するため、十分な増収というものを歳入との関連で考えていく、いま申し上げました歳入構造の健全化というものを具体的に模索していくということがこれから財政再建を圖つていきます上で税制面の一番根幹になる考えであらうというふうに思つておられます。

○伊藤(茂)委員 さっきの法人税に関連をして、四十年代初めごろからの税調の答申をずっと読み返してみましたが、そのついでに気がついたのでありますが、この消費税の問題でも当初は福祉の充実その他社会的要請、そうして歳入も増大を

するということから必要であるという論拠だったと思ひますが、この二、三年、すべてその必要性は財政赤字の方に移行したという変化があるわけでありまして、これも国民が納得しにくい問題があるのだからという気がいたします。

それからいまの話題の延長で、ずっと前に大臣が消費税ということについて、一般消費税(仮称)についてはできないけれども消費一般について着目するということは断念するものではないということを繰り返されておりました。そしてまた、消費一般に着目するということも、あるいは一般消費税的な形もたくさんある中での一つ、ワン・オブ・ゼムという表現をされました。何かゼムというからには、これは概念として何十か何百だけという形を指すわけでありまして、一体どれだけという形を指すわけであるのだからと思つてちよつとひっくり返して考えてみたのですが、そうたくさん、ゼムという印象は思ひつきません。

税調の中でもいままで議論のあった内容というのは、御承知のとおりに現実にある物品税、そのほか議論としては一般消費税を決めるまでにあつた大規模取引税、大規模売上税あるいは製造者消費税、EC型付加価値税、名前として挙げたのはこれくらいです。そのほか諸外国の税制に山ほど具体例があるのだから、いままで調べておられんけれども、いずれにしても選択の幅というものは、何十も何百もあつて、その中でこれならというふうな名案が出るわけではなくて、現実にはいままで話題となつて検討もされてきたことにはばらばらな感じがする。結局こういうものの五つか六つある中のどれを選ぶか。さらに極端に言うならば、消費の段階で課税をするのか歳入の段階で税金をいただくのかというくらいの違いになるんじゃないだろうかという気がしますが、そのワン・オブ・ゼムのゼムの方ですね、専門家の局長、いかがです。

○高橋(元)政府委員 通常エクサイズと言つておりますが、個別消費税、物品、サービスを固定いたしましてそれにかけていく消費税というものの

が、製造、卸、小売各段階についてあるわけでございますが、いまのお尋ねはそういうものの以外の消費課税、つまり普通名詞としての一般消費税としてどんなものがあるかということでございます。それから、それに即して現実に立法されているものを申し上げますと、まず課税段階をどこに置くかという差がございます。製造段階でかけているもの、これはカナダで言う製造者売上税というものがございまして、一般物品税というふうに考えていただいてよろしいかと思ひます。それから一般卸売段階課税というのがございます。前のイギリスの仕入れ税というものはこれに近い形を持っているかと思ひます。それから一般的な小売課税というのがあると思ひます。アメリカの各州でやっているセールスタックスと言っているものがこれでございます。それが段階でございまして、それからもう一つは、各段階でかけていく。製造、卸、小売各段階を通じてかけていくという多段階課税の中では、重複して何回もかけるという累積方式と累積排除をする方式と二つあるかと思ひます。かつて昭和二十三年に一時導入をいたしましたわが国の旧取引高税、それからECでかなり広くやりましたターンオーバータックスという系統のものは何遍もかかってくる累積型の消費税であります。それから非累積のものとしては、EC初め二十三年で現にやっておりますいわゆる付加価値税であります。これはインボイス方式。それに対していわゆる一般消費税(仮称)はインボイス方式をとりませんで簡易税額控除方式と申しますか、アカウント方式と言っておるのですが、そういうものでやつていくという提案でございます。この辺が各国で現実の立法例としてあります。一般消費税の各態様でございますが、こういうものを採用している国は現在八十四カ国あるというふうに承知しております。

○伊藤(茂)委員 要するにワン・オブ・ゼムのゼムというのは非常に多数、何十何百あるわけではなくて、現実に皆さん方が可能と思ひ、また現実性にあて得る幾つかの中から、一つになるのか二つになるのか知りませんが、お考えになつて、そして消費一般に着目するということは依然として大事である。消費一般に着目する税制というものを断念するものではない。というのは、その幾つかの中のワンカッパを選ばれるということになるわけですね、論理的に。

○高橋(元)政府委員 本会議なり各委員会で大蔵省がたびたび申し上げておりますいわゆる一般消費税というものを欠いて、日本の税体系からそれを全く外してしまふことは考えられない。と申し上げておきますのは、所得課税と資産課税、それから個別消費税だけで完全な税体系になるということではないという考え方を申し上げておるのだと思ひます。もちろん、各界各層の御意見を伺ひ、歳出、歳入両方についての長期の見通しを立てて、その上でのことでございましてけれども、頭からそういうゼネラル・セールス・タックスというものを外して税体系を構成することができるといふか、それをやるべきだということにはならないのではないかということが大臣の考えだろふと思ひます。

○伊藤(茂)委員 時間がありませんから、論争は別にいたしまして、土地税制の問題でお伺ひいたします。先ほど来、この二年続き譲渡税の緩和はどういう効果があるのかという質疑がございました。まあ、よくわかりませんという、また具体的にこれだけ成果があったということはなかなか言えませんが、このお話をいたします。昨年の秋も一昨年の秋も建設省、国土庁チームと大蔵省チームの世論調査の論争があつて、どうこうということも前に議論されましたし、私もこの点については大蔵省の応援団なんですけれども、二連敗みたいなことになんじやないかと思ひわけでありまして、要するに、効果というものは測定できない、はつきりしない。しかし、さらに提案しましょうということですね。責任を持った議論が大変にくいという感じがいたします。それから、この土地問題ほど税制問題は文字ど

おりワン・オブ・ゼムでありまして、総合的な対策がなければこれはいかんともしがたいということであらうと思ひます。ただ、これは建設省なり国土庁の方から特に強く言われてきたということで、国土庁の方に、済みませんがお答えを願ひたいのですけれども、昨年の譲渡税緩和のときの当委員会の附帯決議でも「土地税制の改正に伴ひ、地価騰貴の抑制、宅地供給の促進等について、諸施策の公正、かつ、機動的な運営に遺憾なきを期すること」ということが付せられております。この一年間どういう遺憾のないことをおやりになったのか、ちよつと説明してください。

○渡辺(説明員) 最近の地価動向は、先生も御存じのとおり三大都市圏の住宅地を中心に強含みである、そういう背景といひますか認識に立ちまして、国土庁といたしましては、いわゆる機動的な土地取引といふものを極力抑制するという立場から、国土利用計画法の的確な運用でありまして、それから、それから税制につきましても短期重課等の堅持といふようなことがあります。それから、一方、いわゆる地価動向強含みの主因が宅地供給のギャップである、特に三大都市圏を中心とする宅地供給のギャップであるという認識のもとに、宅地供給の促進のため、これは国土庁のみでございませんで、関係各省と協力して行つていくものでありますけれども、国土庁としては特に大都市地域におきましていわゆる土地利用の転換の促進、そういうこと、あるいは今回お願いしております宅地供給促進の観点からの土地税制の改善、こういういろいろな施策を総合的に講じていく必要があるし、またそういうふうによつてきたつもりでございます。

○伊藤(茂)委員 漠然としておりますから具体的にちよつとお伺ひしますが、先ほど言われましたが、三大都市圏、特に東京圏の問題が深刻なわけでありまして、私も田園都市線沿線に住んでおりますけれども、名前だけは総理の言われる田園都市構想と同じなんです、実態は何か非常に恐ろしいような気がします。数年前に駅から歩いて通える宅地坪四十万円くらい、いま七十万円くらい、あと何年かしたら坪百万くらいになるだろうと、不動産屋とか宅建業者の方々が皆そう言います。そうすると、五十坪の土地を求めたら五千万円、一億円の建て売り住宅が出る時代ですから、そういう状態ですけれども、一体これはどういふ人が住んでどういふ町になるのか恐ろしいような気持ちでございます。昨年ですか、読売新聞何か長期連載で「土地は泣いている」という連載がありました、土地だけではなくて、そこに家を建てる人も、過大な住宅ローンを払っている方もみんな泣いているという状態がさらにひどくなる。何かしなければならぬ。二つだけちよつと具体的に伺ひたいのですが、一つは、国土利用計画法で言う土地取引規制区域の指定ですね。何か計画では年に二十何カ所くらいをやるぞというくらい構えをとつておられるというところのようでありまして、いままでこれを発動した具体的なケースは一件もないと新聞報道では聞いております。何か内閣総理大臣の解散権よりもまだ大変な、まだ抜いたことのない刀みたいな形になっているようでありまして、やはり抜かなければびびってしまうわけですから、やはりいまの状況、特に東京圏などを考えたら、びびりしと何かやるべきじゃないか、大変なことになつてしまふという気がいたします。それが一つ。もう一つは、さつきも話題となりましたが、開発利益の公的還元の問題です。いづれにしても、土地は持つていけばもうかる財産であるという觀念をなくするようになければ土地の病理というもののは解決をしないということであらうと思ひます。何か本を読んでみますと、ヨーロッパの場合でも一九七〇年代にいろいろな改革の努力が進められたようでありまして、そう詳しく細部のものを研究したわけでありませぬけれども、イギリスの場合に一九七五年土地公有化法案、フランスの場合七六年土地政策改革法あるいは西ドイツの場

合でも七六年連邦建設法の全面改正、イギリスの場合と近いような形。イギリスの場合でも、これは保守党政権と労働党政権と交代する場合に大分政策のチェンジも出てきているようでありましてけれども、基本的には、ジョン・スチュアート・ミル以来の不労所得には厳しい課税をすべきであるという哲学が生きていることだと思ひます。

開発権は地方公共団体のみが取得をして、一たん地方公共団体が開発用地を取得し開発をして、それを民間に再譲渡する、その間に非常に高い、八五%くらいとも聞きますけれども、開発利益というものを吸い上げていく、それがまた公的な開発に使われていくなど聞くわけでありまして。それと比べますと、国土庁にしても建設省にしても、日本の場合には非常に事態は深刻なのにほとんど進展していないという状況だと思ひわけでありまして、いろいろな対策が総合的にとられなければなりませんけれども、たとえばその二ついかがですか。

〇渡辺説明員 最初、国土利用計画法の規制区域の指定の問題でございまして、国土利用計画法十二条の指定は、土地の投機的取引が相当広範にわたって集中して行われるということと、同時に地価が急激に高騰する事態という二つの要件といえますが、あるわけではあります。最近の地価の状況につきましては、先ほども申し上げたとおりでございまして、その主因がいわゆる宅地の需給ギャップであるということで、規制区域制度の発動要件であります投機的な土地取引というものが行われている徴候は見当たらないというわけでありまして、投機的地域の抑制につきましましては、現在、国土利用計画法のもう一つの柱でございまして届け出制によりまして土地取引の規制、あるいは、先ほども出ておりますが、税制でありますとか、それから融資の抑制等の対策が講じられているわけではございまして、当面この国土法による規制区域の指定の必要性はないというふうな考へております。

ただ、土地の投機的取引というものが、結果として地価が高騰するということになりまして、国民に及ぼす弊害が非常に大きいわけではございまして、規制制度の趣旨にかんがみまして、地価の動向あるいは土地取引の動向、こういったものに対する監視をさらに一層強化するという形で対応してまいりたいというふうに考へております。

もう一点の開発利益の公的還元の問題でございまして、イギリスあるいは西ドイツ、余り詳しくないので比較のしようもございせんけれども、私といたしましては、わが国の場合の土地の開発利益というものは、わが国の場合の土地の開発利益といふものは、長期、短期の土地譲渡所得税、こういった各種の税制によつて相当程度吸収されているのではないかと、このように考へていられるところではございまして。

〇伊藤(茂)委員 相当程度吸収というお話がございましたが、さつきもちょっと例に申し上げました幾つかの国の場合と比べると、非常になまぬるい状況になっている。むしろ、お答えになった御本人もそれは痛感されているのではないだろうかという気がするわけでありまして。地価の問題その他、先ほど大臣のお話によりまして、夕方物価対策の閣僚会議が開かれて総合物価対策が発表される。新聞の報道では、その中に地価に対する監視などの問題も含まれるやに伺つておりますし、入つていなければそれだけのことでありますけれども、また別に後ほど大臣に御質問する機会にさしていただきたいと思います。もう一つだけ伺いたいのは、さつき言った非常に困つた見通しか、非常に厳しい見通しというふうな見通しにある私が住んでいる田園都市線というところの沿線にしてみても、どういふふうに土地が上がつていくのかというところを聞きますと、マクロでは需給というところを言われます。不動産協会その他皆さん方からいろいろの資料が出ておられます。それなりに数字の妥当性もあることだろうと思ひますが、現実には、たとえば坪五十万円の土地だといふふうには、どこかの会社かデベロッパーが来て、それを六

利用目的及び価格の指導というものが的確に行われておるというふうな考へておりますし、われわれも今後そういった形の国土利用計画法の適用というものをさらに的確にやつていきたいというふうな考へておるわけではございまして。

それから、ここ三ヶ月ぐらいで何か検討すべきではないかというお話でございまして、私がお答えするのは適当かどうかと思ひますけれども、国土庁におきましては、関係各省と、先ほど申しましたように、非常に土地政策自体がかかり合ひが深いということで、常に密接に連絡をとりながら、宅地の供給でありますとか、いわゆる投機的な土地取引の抑制でありますとか、そういったことに対応する対策を講じてきておるわけではございまして。

それから地方公共団体との間につきましましては、国土利用計画法の運用という観点から、すでに検討会を設けておりました。これは事務担当者レベルでございまして、頻りに議論を重ねていくというところ、御意見のような何か特別なものをというふうなところにつきましましては、特段必要ないのではないかと、このように考へております。

〇伊藤(茂)委員 時間です。これからこれで終わります。いまの話題は後ほどまた夕方大臣にお伺いさせていただきます。と思ひます。

〇増岡委員長 沢田広君。

〇沢田委員 いま国土庁が来ておられましたから、ついでにちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。これは予告してないから戸惑う場合もあるかも知れませんが、それはお許しをいただきます。

国土庁が今度の税法の改正に伴ひまして対応するべきことというところは、言うならば、地方都道府県が優良な宅地造成なりあるいは公共用地なりを指定をした場合に、優先的に買つていく財源、この財源の補てんを早く確立しなければならぬ。国土利用計画法は計画ばかり立てていただけであつて、その裏づけがない。あなたの省には予

算がない。だから、大蔵委員会で、相手はお金持ちのところ、あなたがどういう意見を持っていけるか、都道府県が国土利用計画法を適用していく場合に、それを実効的に生かしていく道は、その財源をどうするかということにあるわけですから、その点についてはどう対処しようかとされているの、その点ひとつお答えをいただきたいと思っています。

○渡辺説明員 国土利用計画法の施行費につきましては、毎年予算で補助経費を計上しておるところでございます。基本計画の策定経費でありますとか、あるいは土地取引の規制の実施関係費でありますとか、前年度は約二十三億でございます。五十五年度の予算におきましては四割の増額をお願いしているところでございます。

○沢田委員 そういうことを聞いておられるわけじゃないんです。いわゆる調整区域であるとか、特に私の方の埼玉などというものは、もう大手が調整区域を大変、四百ヘクタールぐらいですか、ほとんど買ってそのまま保有してあります。しかし、それを公共用地に利用するにしても何にしてもやはり金がなければできない。だから、国土利用計画法で今度はどういふふうな位置を割りつけをいたしまして、特に首都圏なんかの範囲内においては公共用地はどうしても先買いをしなければならぬ条件にある。そういう状況の中で国土利用計画をつくっていく場合はやはりそれを買っていきける力を知事を持たないと、せっかく運用していてもそれはペンペン草が生えていくだけのことにかすぎない。そういう事態に対応してどうするかといえ、言うならば、その国土利用計画法に基づいて都道府県知事の買収権というものの財源をきちんと確保してやらなければ、この国土利用計画法は生きた法律にはならないということを言っているわけだから、もう答弁は要らないです。そういうことで、あなたの方では二十三億程度の金じゃ話にならないので、それはやはり買収権というものを優先して知事ができるように措置を講じてやらないと生きた行政にはなりません。こ

ういうことを申し上げて、きょうあなたは番外です。から御要望だけして、次に行きたいと思えます。

続いて、きょう出ている「フライングス」に大変いろいろな御意見が出されております。これはいまだいたばかりであります。これは念のため、速記録上の必要でちょっと言っておくだけのことなんです。各新聞社の方、主計局調査課長、理財局資金第一課長、主計局主計官、主税局調査課長、氏名は省略します。そういう方々が出ておられるのであります。それぞれ名前を出してあげません。名前を出してあげませんが、新聞記者の方々が言われていることはまことに時宜に合った言葉がたぐさん出てきておる。「誰かが、まあ小倉税調会長が言ったんでしようが、あれで一段落みたいなことを言われまして、具体的に何であるかわからないけれども、どうもまだあるのじゃないか。」まさにそのとおりなんでありまして、それについてはどう考えておられるのかということ。これは前の同僚議員が聞かれたようでありまして、特に返事は要りません。それから「結局、取りやすいところから、ちよこちよこつとつまみ食いをして、つじつまを合せたのじゃいか、」こういう御批判があります。まさにこれも名言だと思っているわけでありまして。それからもう一つは、「経済界が反対したから法人税がつぶれたんじゃなくて、もともと大蔵省はやる気がなかったんだと思ってるんです。」これは大蔵省の名譽にかけて答弁しなければならぬ事項だと思っております。この事実はどうなのかということに聞いておきたいと思えます。それから、その次に「不公平税制の是正による財源調達で先で法人税率の引上げが後であったことは事実です。」これは答弁ですね、こうまとめた。これは、だから大蔵省が答えておるんだらうと思ふのであります。「優先順位」との法人税率の引上げをやらなくとも、後云々と書いてあって、「大臣から来年は上げますよ」と言っているわけですか。こう書いてありますから、来年は上げるといふことは、この文

章に間違いがなければ、これは上げるといふふうな解釈をしていいのかわか、その点お伺いをいたしたいと思えます。

○高橋三三政府委員 租税特別措置は一段落した、まだ残っているものがあるではないかという、その最初の話でございまして、これは繰り返して申し上げておきますように、政策税制としての租税特別措置というものは時々刻々の情勢の変化によって絶えず見直しを行うべきである。そういう意味で、私も今は今後とも、一段落したからといって、これに安んじておるつもりはない、情勢に応じて検討してまいりたいと思うわけでござい

ます。それから法人税率の問題でございまして、これはあるいは大臣から直接お答えした方が適當かと思ひますけれども、私も、実は五十五年度の予算の編成に当たりまして、歳出を極力切り詰めて、その場合にどういふ予算の形になるかということをお示しをいたしました。そのフレームのAとBで、Aは現行の税制で五十五年度に想定し得る自然増収の中に歳入を入れたとすればだけ無理がくるかということでありまして、フレームのBの方は、当然増だけとはともかくも予算の枠をふくらますという前提であります。フレームのAとBの間で、歳入が八千四百億円の差がございました。つまり、当然増を賄うだけの歳入を予算の増額の中に求めようと思ふと、歳入が八千四百億円足りなくなるといふことになりました。

その八千四百億円をどうするかということでございます。これは歳入の削減、切り詰めを五十五年度の財政再建の第一歩を踏み出すための非常に重要な原則とするという考え方が税制調査会の中にもございまして、私もそう思っております。そこで、八千四百億円全体を税制改正による増加に求めることにはないにしても、極力歳出を切り詰めてやっていくにしても、あるいは増収策を新しく検討していただくことが必要かもしれない、そういう考え方でございまして、

若干くどくなつて恐縮でございまして、その際、五十二年の中期答申以来、税制面の公平ということができるだけ確保するための措置というものがまず優先すべきだと、そこに述べられているとおりであります。そういう考え方を持っております。その系列でまいりますと、若干いわずに不公平税制というものの範囲が広がってしまふわけですが、一つは給与所得控除の高額の場合の率の削減ということがございまして、法人の分野で申しますと、退職給与引当金の引当率を経済情勢の変化に応じて切り詰めるということもござい

ました。それから、企業関係の租税特別措置を中心に徹底的な見直しをやるということもございまして。これは、いわば継続的なプロジェクトとしてぜひやっていくという考え方でござい

ました。そうなりますと、残りはやはり法人税率を引き上げる、それから印紙税の引き上げを行う、その他の法案が幾つかございまして、それを検討してきたわけでございまして、歳入の削減をもつて第一義とするという五十五年度の予算編成の中で、五十五年度の自然増収四兆五千九百八十億円というのを見通しますと、この際、法人税の引き上げなしに必要最小限の増収措置ということとが税調の答申の中にございまして、やらないでもそれは五十五年度の予算としては一兆円の国債減額を計上して必要最小限の歳入を計上することが可能であるという答えになったので、五十五年度は法人税の引き上げはやらぬということになったわけでありまして。

五十六年度以降どうするかということとは、これはもうたびたび申し上げておりますように、本年末の経済情勢によることとございまして、今後の税制改正に当たって法人税率率についての検討を避けて通ることはできないであらうというふうに思ひます。

○沢田委員 仮に法人税をこしら上げて赤字国債をそれだけ減らすという発想はなかったわけですか。来年に一兆円削ればいいや、もう後は削る

必要はない——これだけ財政再建という議論が論ぜられているときに、その一兆円は削ることを努力した、じゃ法人税も引き上げてさらに赤字国債を減らすということを今年度から実施するということなどは考えつかないのですか。それとも、考えていてもやろうとしなかったのですか。どちらなんですか。

○小泉純一郎政府委員 確かに、もともと国債を減らせよという意見もあることはあったと思います。あるいは自然増収が四兆円を超えた、本来だったらその分だけ国債を減らした方がよいじゃないかという意見もあると思うのです。しかしながら、いろいろな諸般の情勢を考えてみて、一兆円程度の国債を減らす、そしてできるだけ増税をしないうで済ます、歳出を見直すということではないかと、また、大方の理解を得ることができるといふふうに思ったからこそ法人税の引き上げを見合わせた。今後ともできるだけ財政再建のための努力を続けていき、そのときの情勢においていろいろな増税をお願いしなければならぬ場合はまたそれをやらざるを得ない、とりあえず来年度予算において法人税を引き上げないで一兆円程度の国債削減とその他の歳出の見直しということで大方の合意を得ることができ、そういう見通しを持ってやったわけでございます。そういうふうな判断しております。

○沢田委員 簡単に言うと、財政再建は必要である、しかし一兆円以上の赤字を減らすことよりも法人税を抑えることの方がその財政再建に妥当である、一行で言えばそういう結論に達して法人税は据え置いた、こういうことになりませんか。

○小泉純一郎政府委員 選挙の結果というものが国民が増税に対して拒否感を感じている、できるだけそれを尊重しなければいけないということを強く念頭に置いてわれわれは組んだつもりであります。ですから、いろいろな経済情勢を勘案しながら、やはり企業においても健全な発展はしていただかなければならない、日本経済の発展のために健全な企業の繁栄というものは喜ばしいことであ

りますから、そういう観点もあわせながら、当面法人税を引き上げないでやっていける。しかも、ある面においては、増税も負担でありますけれども、歳出を切り込むということも同時にこれは国民にとって負担であります。両面を考えた場合に、度の予算は適当であらう、妥当な線であらうというところでやられたわけで、特別に財政再建のために法人税引き上げは必要ないということよりも、いろいろな情勢を考えたから、できるだけ増税を避けて歳出を切り詰める、これに最優先を置いて、なおかつ国民の生活を安定するという基本的な前提を残しながら組んだ予算でありまして、別に法人税を特に意識して避けたというようなことは私はないと思うのであります。

○沢田委員 ここで議論していると長くなりますが、たとえば扶養控除の税額にいたしても、一般の所得税の物価調整減税の問題にしても、あるいは控除率の引き上げにいたしても、一般的に見れば、減税でないにしても、やはり一方では増税されていくわけですね。これはどう常識的に見ても、若干物価スライドの分だけ上がったにしても、その分だけは増税されていることに間違いないのです。だから、現実には、一般の庶民大衆、勤労者その他の方々は増税されているわけですね。ただ、法人税はいま言ったように据え置かれたという矛盾は、後で同僚議員が大臣等に聞かれたらと思うますからこの辺でとめておきますが、赤字国債をさらに減らすという努力と、こういう条件のもとから法人の皆さんにも御協力をいただいて法人税を上げよう、そのどちらを選択するかという追い詰められた段階で、法人税を逃がして赤字国債の方でやったという結果は否定できないことだと思っております。それはどんな理由があるうとなかるかと、そういう結果になったということだけはやはり否定できないことではないか、こういうふうな思いをしますので、これはもし御意見があったら後でお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、さっきも土地税制の問題で若干出て

おりましたから、これは簡潔に。この間税調会長の小倉さんにもお伺いをいたしました。委員にも反対と賛成、両論ありましたということで、終始一貫この場の参考人としては述べておられました。私は、この法案をいまさら撤回できる条件、残念ながらいまの情勢ではきわめてむずかしいと判断をいたします。できれば撤回してもらいたい、反対であります。しかし、もしもこれを適用することに至った場合には、一定の条件、地価の問題であるとか地域の問題であるとか、特に税調会長は首都圏という言葉を使っておられました。首都圏か、近畿圏か、中部圏か、そういうものが含まれるかどうか別として、その首都圏という文字がある一定のエリアを決めて施行する、こういうことは考えられないのかどうかというところが一つ。

それから、いま伊藤委員の方からも言われたいわゆる総需要抑制というものの一つの公定歩合の引き上げの重大な時局に当面をしている。そういう状況の中で、この税制の緩和がかえってインフレを助長する、そういう危険性を持っていることは否定できないと思っております。そういうような中で実施時期をある程度延ばす。一定の期間を置いて、九〇から一〇〇％ぐらいになってしまいうでしうけれども、こういう土地税制が運用される時期をもっと安定した時期に持ち越す、こういうことが必要になってくるのではないかと思っております。もしこれがわれわれが反対しても通ったという場合、反対していただくことが通ったという回答は必要ないものであります。万一の場合、一応これは提案されておりますからそういうことは必要ではなからうか、こういうものについてどの程度お考えになっておられるか、当局からお伺いをしたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 御提案申し上げております優良宅地のための譲渡に対する税制の拡大でございますが、これは都市計画区域に限った適用を考えております。

した居住用資産の買いかえでございますが、立地化のための買いかえ特例は、三大都市圏の既成市街地に限るといって適用地域でございます。そのほかの一般長期譲渡について地域を限定して施行できないかというお尋ねでございますけれども、これは納税者が担税力に応じて公平に負担するという所得税のたてまえからしますと、ある地域の譲渡は課税が高く、ある地域の譲渡は課税が低いということにはなかなかないといふのではないかと、いうことで、いわば誘導税制としての優良住宅地税制、それから立地買いかえ、この二つの制度について、適用地域を特に宅地供給の不足している都市計画区域なり三大都市圏の既成市街地に限定をいたしましたという趣旨について御理解をちょうだいしたいと思っております。

第二に、これが投機的な目的のために悪用されないかという点でございます。投機的な土地の購入をいたしまして売却した場合には、今回の改正で御審議をお願いいたしておりますように、土地の短期譲渡の特例というものはそのまますま置しております。これは非常な重課でございます。総合の場合の一〇〇％という税金で譲渡所得について課税をいたします。そういう制度があります以上、土地を仮需要として買ってそれを転売するといふことは起こり得ないといふふうに私は思っております。実際としてその土地を買ってそこに家を建てたいという人、つまり短期譲渡をしない目的で実需に使う人が買うということが問題になります。これはむしろ売り惜しみということが問題になりますので、お認めいただければ五十五年一月一日から施行をいたしたいという考え方で御提案をしておるわけでございます。

○沢田委員 これはこの間、建設だと思いましたが、行きました。現在三千百万の世帯がありまして、三千五百七十万戸だと思いましたが家が建っておいて、現在二百六十九万戸の空き家を持っておるわけですね。いわゆる遠く高く高いという条件だと思っておりますけれども、毎年百五十万戸をつくってきて大体百万戸が持ち家、分譲住宅、五十万戸

が借家、こういうことになっております。今日の
ような日本の経済条件の中で果たしてそういう発
想が必要なのかどうか。現在の三千百万世帯の中
で三千五百七十万戸の家がもうすでにできてい
る。がまんをすれば住んでいけないことはない。
そういう中でこういう税制が果たして必要なの
かどうかということも一つあるわけです。

それからもう一つ、建設省で考えているのは、
市街化区域の中にどんなマンションをつくら
て、そして、そのマンションに住まわすとい
うことなのでありますが、これもいま言った
ような住宅事情の中で果たして展望はあるのか
どうか。いま言われたように土地は高くとま立
てていきますから、十一階建てなりなんかを建
てていけば、坪当たり単価というものは安くな
っていくわけです。八十万であろうが百万であ
っても、それだけ坪単価は安くなっていくわけ
です。

結果的には、そこでは環境破壊が行われ、ある
いは住民の反対運動が起きる、こういうこと
がついていくことをこれは助長していくことにな
りかねない。だから、いまこれは大蔵省に聞く
のは妥当でないのかもわかりませんけれども、こ
の土地税制によって日本の家族構成、住宅条件、
そういうものをどういう形にしていこうと考
えているのかということが明確でないことだと思
うのです。その辺が、十七万人の不動産業者を
対象にしている行政にしかわれわれには考えられ
ないじゃないか。非常に方角が不明瞭である。で
は、どういふ条件の中に、どういふ状態の中に
これから都市の再開発なら再開発でいいです
よ。それならそれで一つの政策目標があると思
う。再開発をして相当の坪数の中に相当のビルを
つくって、そこへ皆さんに住んでもらう、これは
これなりの一つの政策だと思えます。しかし、今
回の土地税制は少なくともそういう方向とは背馳
する方向であるというふうに私は思われます。

これだけで時間をとるわけにはいきませんけれ
ども、時期的なものについてお答えがなかったの
で、若干私の見解を述べて、いまの公定歩合の状

況あるいは今日のような経済情勢の中で、さらに
ドル買いが行われてきて円高になり得ない、こ
ういふような状況も踏まえてみると、もし法律が通
った後でも、その実施時期については十分考慮す
る余地があるのではないかと、経済情勢との関連性
を見ながらドッキングしていく必要があるのじゃ
ないか、そういう点はどうかお考えになっておら
れますか。

○高橋(元)政府委員 三点お尋ねがあったかと思
います。

第一点は空き家がかなりあるではないかとい
うお話でございますが、これは私、詳細な地域別
のデータを承知しておりませんので、概括的なお答
えで恐縮でございますけれども、三十年代から起
りましてかなり大規模な、日本としては初めて
経験したような人口流動がございましたので、空
き家とそれから住もうとする人の地域的不適合
ということが起こっているのだと思えます。で
すから、もう数年前から、世帯数に比べて住宅数
の方が多いという状況がありまして、たしか五割
ぐらいの家の方が数が多いはずでございますが、そ
れは住む人がいなくなりましたところの家とい
うのがむしろ多いのではないかと、いふふうに思
ひまして、いまのところ、若干建設費のぐあいで
マンションの売れ残りがありまして、住宅公団に
未入居の家がありますとかいうことはございま
すけれども、大都市及びその周辺で住宅、宅地難
があることは御認識のとおりだと思えます。

第二に、立体マンションの新築をかなり誘導す
るような税制でないかというお尋ねでございます
が、大都市の、ことに既成市街地内の地価水準を
考えますと、たとえば三十坪なり四十坪の土地を
取得してそこに家を建てるということがその人に
とって非常に負担であることは事実だと思いま
す。そういうところは、既成の市街地のごみご
みしたところを整備してむしろ立体化するとい
う形で地価負担を引き下げ、居住水準を上げてい
くことは、政策として当を得たものでないかと
私もは考えておるわけでありまして。

第三に施行時期の点でございますが、施行時期
はいまも申し上げましたように五十五年一月一日
から、特別に政策誘導が必要な地域でございま
すから、地主の税制緩和を期待しての売り控えが起
こらないように本年の一月にさかのぼって適用さ
せていただきたいというふうに考えておりまし
て、これは地価対策としても有効でないかとい
うふうに考えております。

〔委員長退席、稲村(利)委員長代理着席〕

○沢田委員 所得税は、いま一般的に庶民から見
まして、大蔵省は取る方の立場ですから正しいと
思っておりますけれども、取られる側から見
ると、所得税ほど不公平なものはない。法人税を含
めて、クロヨンと言われたりトローサンと言わ
れたり、このあれによると、神様でなければわか
らぬなんて大蔵省の人は言っているようであり
ますが、そんなことはないと思うのです。捕
捉率の問題を言っておるのですから。

所得とはそもそも何だろうというので広辞苑を
引いてみました。「得るところ。得て、自分の所
有となるもの。これを所得と言っているのであ
ります。経済的には「経済活動をなす主体(個人ま
たは法人)が一定期間内に取得する財貨。俸給・
賃金・地代・家賃・利子・利潤などによって構成
されるもの。」「こういふふうに言っております。
それから修訂大日本国語辞典では、「我が身に
得るところ。まうけもの。」「収入。利益。」「繼續
する収入。」「こういふことで表現されております。所
得税というものの所得、これは法律にある言葉で
ありますけれども、改めてこの所得税、こうい
うものを考える場合に、その所得というものの本
体はどこにあるのか、これは簡単にお答えをいた
だくというのはむずかしいこともわかりません
が、あなた方が納めてもらう所得税の所得とい
うものはどういふものですか。ひとつ国民にわ
かりやすく、これを街頭でしゃべるようなつもり
で、この所得というものはどういふものですか、
ちょっと言っていただけじゃないか。

○高橋(元)政府委員 お話が非常に下手でござい

ますので、街頭でおわかりいただくというのは大
変むずかしいあれでございますが、税法の定義で
申しますと、収入金額から必要経費を引いたもの
というところでございます。したがって、入った
たものを得るのに必要な経費を引いたその差額が
所得であるということでございます。法人
の場合には益金から損金を引いたものというこ
とでございます。その範囲がどれだけであるべきか
という点については、所得税理論上非常に長い
間論争がございまして、一番完全な所得の概念と
いうのは、つまり、いま申し上げた入ったものか
ら出たものを引いたもののほかに、資産の増加と
いうものも加えて完全な所得概念になるとい
うことに承知しております。

○沢田委員 では、その所得でいま言われたよう
でありますけれども、若干順序は不同になります
が、皆さんが税務署長をやられたり、これはど
の庁でありますか、まあ空出張とか、いまいろ
いろ議論をされておりますが、上司になると、部下
の結婚式に行く場合にはお祝いを持っていく。こ
れは当然です。ただ乗り込んでいく人はいないで
しょう。これは常識だと思ふのです。どなたか
がお亡くなりになれば、これは香典を持ってい
く。これも常識だと思ふのであります。ところが
が、上司になって税務署長になったり、そういう
人たちが若い人たちの職場に行くと、何人も何
人も結婚される。それは全部ポケットマネーであ
るということになります。そうすると、二つの問題
があるわけですね。一つは、そういう費用を出すた
めに旅費を出す。これが空出張の原因になる。も
う一つは、あなたがたとえどこかの税務署に行
けば、あなたが接待しなければいけません。接待は
した後で話しますが、接待しなくちゃならぬ。そ
うすると、その費用はどこから出るかというと、
これも出場所がない。結果的には、税務署長を一
週間も出張させておいてその旅費をまるまるそれ
に振り向ける、こういうことが行われているわけ
であります。ところが、事業の場合はこの因果関
係は不鮮明でありますけれども、事業の場合で部

下の場合は原則として控除になっていきますね。ところが、友だちの場合に果たして控除になるのかならないのか、こういうこととの関連性が今回の空出張とかそういうものを生み出した一つの原因であると思います。

私も昔官庁に若干いましたから、その実態を知らないわけではありませんが、いわゆる食料費、交際費というものは一銭もない。そういう状況の中でどうやって捻出するかといえ、結果的には出張旅費で生み出すか、あるいは結果的にはその他の方法で生み出すか、どちらかしかないのではありません。だから、改めて予算の中である一定限度、正式なものとして交際費というものを認めていくという考え方はないのかどうか、これは全然別な問題で、必要ではないのかどうか、これはこの点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○河野政府委員 官庁の接待費、交際費というものの御質問でございますが、私も財政局として考えておりますが、官庁の交際費の性格という点から申し上げますと、この交際費と申しますのは、各省各庁の長その他の職員が、国またはその機関を代表して行政を遂行するに際しまして、必要な場合に儀礼的、社交的な意味で外部者に対して支出する経費だ、かように観念いたしておられます。私もそのように観念いたしておられます。私どもは、このように交際費の予算は、経費の目的とか性格にかんがみまして、中央官庁、それから外局、地方官庁等の機関のいわばランクに応じて計上はいたしておるところでございます。その具体的な執行につきましては、各省、各庁の責任で行うということになっておりますが、ただいまお話しがございました交際費というものの計上をもう少し拡大するということにすべきではないか、こういうお話でございますが、私も私どもは、現下の厳しい財政事情等にかんがみまして、行政経費の節減合理化というふうなことに取り組んでおるところでございます。そういう点から、交際費というものの予算計上をふくらませるということとはなかなか

むずかしい、こういう状況にあると考えております。

○沢田委員 交際費という名称もきわめてあいまいな言葉なのでありますが、ふくらませるとかふくらませないとかではなくて、正しい姿にしていこうとどうにかということに言っているわけですか。だから、いまままで言われているような全員に空出張を出すとかなんとかというところは論外として、一般的に通常現在行われているそういう他官庁とのつき合い、あるいは地元市町村とのつき合い、そういう場合におけるつき合いという言葉を、これまたあいまいなものがありますが、世上儀礼的なものの範囲というところにもなりますが、そういうものすら自分のポケットマネー以外に出しようにないというのが現実でしょう。こういう状況が正しい状態かどうかというのを聞いていたわけですね。そういう費用が末端までいつておりますか。

○河野政府委員 確かに、行政を行います場合に、そういう対外的なおつき合いと申します儀礼的なものが必要になる点はございます。しかし、これがどの程度に必要になるのかというの、率直に言いますと、なかなか確信はつかみにくい面がございます。そういう点で経費の節減合理化という観点からこれをなかなか増額しがたいというのを私も申し上げたわけでございます。

それでは先生のお話のことでございますが、予算上私どもが見ております中央官庁、それから地方官庁につきましても、わずかでございませうけれども、ずつと見ております。中央官庁はもちろんでございませうけれども、ブロック官庁あるいはその次のランクに属するものにつきましても、若手の交際費は計上いたしておるところでございます。

○沢田委員 きれいごとを言われているようでありますが、私はそういうきれいごとでは実際には済まされないのではないかという気がするから、もっと明朗化をしていくという立場で言っている

わけなのです。やみからやみへ金を動かしていかなければ運営できないということに、それはきちんとして、きちんと明朗化をして会計検査院の監査を受けられる、そういうシステムの中に置いた方がかえっていいのではないかとこの意味で言っているわけですね。だから、空出張をやったりいろいろな形で捻出して、そういう形をとるよりは、もっと明確化した方がいいのではないのか、その方が職員もやりやすいのだ、そしてその範囲内でやっていると、次から次へとやみじやないがこたわっている、これはどうやって現在のよう出でますよ。これはどうやって現在のよう生活条件の中ではないやおうなしに出る。学校の場合は、後援会とか何かあるから校長さんは後援会の費用から持っていけるからいいかもしれぬけれども、そういうものがないところではきわめて厳しい条件だと私は思いますよ。念のため申し上げて、次へ参ります。

KDD事件を初めとして、接待という言葉がよく使われております。税法上の接待というものは控除になるのかならないのかということが疑問になります。これもまた私は調べてきました。接待というのは「人をもてなすこと」もてなし。あしらい。「仏家の布施の一。路上に湯茶を用意し、往来の人に施しふるまうこと。信者の篤志によっても行われた。接待茶、門茶。」というふうに行われているのです。税法上で言う接待とはどこまでのものを接待というのか、それから一般的な企業の場合の接待の解釈はどういうふうな理解をされて考えておられるのか、この点ひとつお答えをいただきたいと思います。なお念のため、接待というのはお茶以外のことはないんですね。公職選挙法みたいなもので、接待とはそういう解釈なんです。が、税法上どう解釈されているか。経費の控除の対象となる部分の接待とは何か、一応お聞かせいただきたいと思います。

○矢島政府委員 正しいお答えができるかどうかわかりませんが、税法上の交際費は、先生も御承知のように「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。」ということでございます。

そこで税法上接待の意義ということが問題になるかと思いますが、接待行為の費用が交際費として限度計算の対象になるかどうかという判断を行う場合の問題として出てくると思いますが、税法上の交際費は、いま申し上げましたように、「接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する」費用をいうということでございます。その「その他」の中には、直接法人の営む事業に關係のある者だけではなくて、間接にその法人の利害に關係のある者も含めるということで、かなり広いものになっていきます。

次に、今度民法の相続分の改正があるようでありまして、それに伴いまして若干お伺いいたしますが、これも同僚議員の聞いた部分は除きます。配偶者のものについては一応重複しますから省略いたしますが、長男、次男、三男、長女もあるでしょうけれども、三人いると仮定いたしました場合、三分の二をそれぞれ三分の一に分割するというのがいまの民法であります。ただ家業を継ぐ者がそれぞれその家業を継ぐに当たって、次男であるか三男であるかわからぬが、そういう人たちがお父さんなりお母さんと同居しながら家業を継いでいく者も同じ条件で相続をしていくということが必要なのかどうか。家庭の中におけるいわゆる寄与率というものを考える必要があるのではないかと。たとえば農業なら農業にしてみても、長男が農業を継ぐか次男が継ぐかわかりませんが、いずれにしても長男なり次男が継いでいく場合には、嫁としゅうとの問題も含め、あるいは農業に従事するということも含めて、相続になったならばきようだといふ一緒である、こういう論理は社会の常識ではなかなか理解

いますか、いまの段階で老親扶養控除並みの控除を設けるということは考えておりません。

○沢田委員 時間の関係で、冷たい話でありますから、もう少し温かみを帯びた生きた政治を期待してやみません。

ありますけれども、その辺はどのように解釈されているのか、あわせてお答えをいただきたいと思っています。

料も資本金別には出ておりますけれども、資産別には出てない。ところが、資本金と資産とは雲泥の差がある。そういうような状況でありますから、その点を含めて再評価による帳簿記載、こういうものを考えていくという道は開けないかというところが一つです。

こういふことにならうかと思ひます。その個別具体的な問題につきましては、事実を調べてみないとちよつとわからないと思ひます。

では、ふえる方でありますが、免税団体、これは学校法人もありまして、特殊法人もありまして、いろいろ公益法人もあると思うのであります。そういう団体における事業外収入は当然確定申告を行つ義務を持つものだらうと思ひます。たとえば体育館を貸しました、運動場を貸しました、そういういわゆる事業外収入によつて得た収入分、あるいは運動会のお祝いをもらいました、こういうようなものは事業外収入となるのではないかと申す方が多いと思ひます。そういうものは、どういふ法人であらうと申すか、当然確定申告をする義務を負つておられるし、また、当然確定申告をしていられると思うのであります。その点は税務当局としてどういふ対応の仕方をされておられるか、お伺いをしたいと思ひます。

もう一つは福祉年金です。これはきわめてわかりやすく言うと、千二百五十万円でもの家の家を売りました。おばあちゃんとおじいちゃんがおりました。そのときに、千二百五十万で家を売つて千三百五十万で家を買いましたといった場合に、これは六百萬以上の所得があるということになつて、結果的には今度は二万二千五百円の福祉年金が一年間停止される。これは福祉年金という制度の考え方からいって、税法では家の買いかえは三千万までは一応認めていくわけですね、だから、認めていく税法上の特典はやはり福祉年金に及ぼすべきものではないのか。たとえばダイヤモンドを買つたとか、ほかのものを買つたんだというふうな、そのために換金した場合は別です。ただ、家を買いかえたという場合は、特例措置が税法上認められていられるのであるから、その点は福祉年金について、所得があつたものとみなさない、こういうことが考えられしかるべきではないかというところが一つです。

最後に申し上げますが、これは自動車損害保険だけですが、昭和四十六年に七十一万人の負傷者、死亡者がおりました。昭和五十二年には五十五万人に減りました。ところが、医療費だけは二千百四十何億に達して三千百億と、死傷者が減つたにもかかわらず六割も膨大にふくらんでいくのです。これはいわゆる自賠償の関係をどうとらえて見てもあります。また、この衆議院の予算委員会に配付された捕提率につきまして見まして、まだまだ医師の優遇税制というものはわれわれ庶民の不信感をぬぐい切れるものではない、そういう実態にあると思ひます。いまの自賠償の中身の問題だけでもひとつ解明をしていただきたい。なぜ負傷者なり死亡者が減つたにかかわらず保険金だけ六割もふえていったのか。全部のカルテを調べてみてもらつて、その中身を明確にしてもらいたい。そうしなければ国民はこれは納得できないと私は考えます。どうかその意味において、これはあえてお答えをいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○禿河政府委員 ただいま御質問がございましたのは、福祉年金の支給の場合に、家屋を買いかえたような場合はそれを停止することがないようにすべきではないかというところでございますが、老齢福祉年金等につけられておりますいわゆる所得制限と申しますのは、こういう年金が全額国費で支弁されておるといふところから、一応生活にゆとりのある方々にはその受給を御遠慮願ひ、こういう趣旨のものでございます。その場合の基準といつして用いておられますのが、一般の所得税法上の一般の所得というものを基準として用いておられるのでございます。ただいま御指摘がございました居住用財産の買いかえの場合、現在三千万まで特別控除というものが認められておられるのでございます。それをそのまま適用すべきではないか、こういうお話でございますが、この特別措置は税制の上におきまして特別の政策的な配慮に基づいて実施されておられるものでございまして、福祉年金の受給を御遠慮願ひかどうか、こういうふうな基準を考へます場合に、社会保障の観点以外のそういう特別措置の考へ方、配慮というものを直ちに持つてくるということが公平の観点等からやはり問題はあるのではないかと、こういう感じもいたします。それからこの税法上の特別措置は、買いかえの場合だけでなく、その収入が手元に残つておられるような場合にも適用されるものでございます。先生はその中で買いかえの場合だけ

○沢田委員 時間の関係で、冷たい話でありますから、もう少し温かみを帯びた生きた政治を期待してやみません。

ありますけれども、その辺はどのように解釈されているのか、あわせてお答えをいただきたいと思っています。

料も資本金別には出ておりますけれども、資産別には出てない。ところが、資本金と資産とは雲泥の差がある。そういうような状況でありますから、その点を含めて再評価による帳簿記載、こういうものを考えていくという道は開けないかというところが一つです。

こういふことにならうかと思ひます。その個別具体的な問題につきましては、事実を調べてみないとちよつとわからないと思ひます。

では、ふえる方でありますが、免税団体、これは学校法人もありまして、特殊法人もありまして、いろいろ公益法人もあると思うのであります。そういう団体における事業外収入は当然確定申告を行つ義務を持つものだらうと思ひます。たとえば体育館を貸しました、運動場を貸しました、そういういわゆる事業外収入によつて得た収入分、あるいは運動会のお祝いをもらいました、こういうようなものは事業外収入となるのではないかと申す方が多いと思ひます。そういうものは、どういふ法人であらうと申すか、当然確定申告をする義務を負つておられるし、また、当然確定申告をしていられると思うのであります。その点は税務当局としてどういふ対応の仕方をされておられるか、お伺いをしたいと思ひます。

もう一つは福祉年金です。これはきわめてわかりやすく言うと、千二百五十万円でもの家の家を売りました。おばあちゃんとおじいちゃんがおりました。そのときに、千二百五十万で家を売つて千三百五十万で家を買いましたといった場合に、これは六百萬以上の所得があるということになつて、結果的には今度は二万二千五百円の福祉年金が一年間停止される。これは福祉年金という制度の考え方からいって、税法では家の買いかえは三千万までは一応認めていくわけですね、だから、認めていく税法上の特典はやはり福祉年金に及ぼすべきものではないのか。たとえばダイヤモンドを買つたとか、ほかのものを買つたんだというふうな、そのために換金した場合は別です。ただ、家を買いかえたという場合は、特例措置が税法上認められていられるのであるから、その点は福祉年金について、所得があつたものとみなさない、こういうことが考えられしかるべきではないかというところが一つです。

最後に申し上げますが、これは自動車損害保険だけですが、昭和四十六年に七十一万人の負傷者、死亡者がおりました。昭和五十二年には五十五万人に減りました。ところが、医療費だけは二千百四十何億に達して三千百億と、死傷者が減つたにもかかわらず六割も膨大にふくらんでいくのです。これはいわゆる自賠償の関係をどうとらえて見てもあります。また、この衆議院の予算委員会に配付された捕提率につきまして見まして、まだまだ医師の優遇税制というものはわれわれ庶民の不信感をぬぐい切れるものではない、そういう実態にあると思ひます。いまの自賠償の中身の問題だけでもひとつ解明をしていただきたい。なぜ負傷者なり死亡者が減つたにかかわらず保険金だけ六割もふえていったのか。全部のカルテを調べてみてもらつて、その中身を明確にしてもらいたい。そうしなければ国民はこれは納得できないと私は考えます。どうかその意味において、これはあえてお答えをいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○矢島政府委員 お答えいたしますが、突然の御質問でございますので十分なお答えはできないと思ひますが、公益法人の場合あるいは人格のない社団の場合があると思ひますが、そういう場合におきましては、収益事業に当たる場合には先生お話しのようにやはり法人税が課税されるということになります。それは法人税法施行令五条にそういう規定がございまして、ただしここに規定がございまして、つまり掲名されているような業をやつておられない限りは収益事業に当たらない、

に限ってでもやるべきではないか、こういう御提言だと思ひますが、現在税法上もそういうふうな形になっておりますので、こういう売却収入というものを、それを福祉年金の所得制限から除外をするということにつきましては、どうしても私も現段階ではなはだ問題があると言わざるを得ない、こういう感じでございます。

○高橋(元)政府委員 私からお答えするのは二点だと思ひますが、最初に不動産その他の固定資産の再評価の問題があると思ひます。現在、御案内のとおり商法上固定資産は取得価額によつて簿価に計上をしてそれをふやすことを認めていないわけでございます。固定資産の増価、評価がえを認めていないという現在の商法の禁止をまずどういうふうに解除するか。それに見合つて資本準備金を立てるわけでございますが、資本準備金に対する課税ないしその処分をどうするか。それから、そのふやした場合に減価償却がまたふえていくわけでございますが、それをどうするか等々さまざまな問題がございます。第一に、企業会計上現在の資産再評価が相当であるかどうかという問題との関連で、証券局にきょうのお話を伝えまして、よく検討してもらいたいというふうに考えます。

それから第一点は、これは政務次官からお答えがあるわけでございますが、その前に申し上げますと、現在自動車賠償責任保険による診療行為は社会保険診療報酬の外に置かれておりまして、これは実額課税でございます。青色申告または白色申告、いずれにいたしましても収入額を税務上は個別に把握をして課税をいたすわけでございますが、その内容が乱にわたっているのではないかと、いう点につきましては、ただいまの御意見をまた厚生省によく伝えて遺漏なきを期してもらいたいというふうに考えます。

○小泉(純)政府委員 医師の社会保険診療報酬特別措置であります、いわゆる政治的に医師優遇税制は典型的に取り上げられたものであります。五十四年度の税制改正において、そのような意見

を取り入れながら七二%から五二%まで段階的に改定したばかりでございますから、当分の間その結果を見守りたい、そう思つております。

○矢島政府委員 ただいまの件についてちょっと補足説明させていただきたいと思ひます。企業が地方公共団体とか公益法人に負担金とか寄付金の名目に出された場合に、性格上純然たる寄附金で地方公共団体に対するものであれば、それは全額損金ということで法人税法の三十七条三項で規定がございます。それから個人が支出するものについては一定の限度内で特定寄付金、これは所得税法の七十八条にそういう規定がございます。所得から控除するというところでござい

ます。それから企業の経費としての性格を有するものにつきましましては、一時的な経費に充てられるものにつきましましては、その支出のときの損金または必要経費に算入する。それから宅地開発に伴ひまして支出するものにつきましましては、その実態が違ひと思ひますが、実態に応じまして資産の取得価額または繰延資産として計上する、こういうことにならうかと思ひます。

○沢田委員 時間がないですから、これで終わります。

○増岡委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 今日の課題でありますこの財政再建でございますが、いろいろ議論されておりますが、残念ながら確実なものが立つたと言えない現状ではないかというふうに私は思ひます。そこで、財政の原則であります入るをはかつて出るを制するという点については御議論はないかと思ひますが、きょうはそういう予算の歳入の中で基本になります税金の問題について、昨午政府が税の世論調査を行つております。私はこういうものを持つておりますが、「税金に関する世論調査」五十四年十一月、これは総理府でやつてお

うでございますが、内容は大蔵省の方で提供してあるようでございしますからお答えを願ひたいと思ひます。まずこの世論調査を行つたのはなぜか、そして

その理由をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○伊藤田政府委員 税金に関する世論調査は、昭和五十四年八月に行われております。われわれといたしましては、適正かつ円滑な税務行政の執行を図るためには、税務当局といたしましては納税者各層の税意識の動向をできるだけ的確につかんで、これに對して絶えず適切な施策を講じていくというものが本来あるべき姿かと考えられておりますので、それにつきましまして努力したわけでござい

ます。ただ、この調査を実際に行ひましたのは御承知のとおり総理府でございまして、われわれといたしましては過去数度行われておりますが、本年度分につきましても国税庁から今後の税務行政に関する各種施策の参考とすべき調査項目とか質問内容、そういうものについて意見、御要望を申し上げたものと承知してあります。

○田中(昭)委員 この世論調査は衆議院の総選挙前の八月に行われたようでございしますから、ある意味においては時宜を得た調査であつたらう、こういうふうには敬意を表するわけでございしますが、この調査の目的を讀んでみますと、この調査の結果を参考とする、そういうふうに行われておるわけでございます。参考とする、当然参考としなければならぬわけでございますが、その手順といひましようか、参考としてどういうふうに進めていくか、その手順なり順序なりがわかつておれば教えていただきたいと思います。

○伊藤田政府委員 税金に関する世論調査の結果につきましましては、われわれといたしましてはこれをできるだけ有意義に使用させていただきたい、このように考へて行つてございします。そしてまた、今回のような世論調査は過去にも数回行われておりますが、今回は税だけに集めたものでございまして行つたものはございしませんでしたので、その結果についてもわれわれとしては非常に興味深く受けとめて

いる次第でございします。

実際にこれをどういうふうに扱つていくかというところでございします。一つには、部内の各種会議やあるいは部内広報、そういうものを通じまして部内あるいは税務署の職員の間端に至るまで周知徹底を図るということを行つております。それからもう一つは、御承知のとおり関係部課長会議が局あるいは庁等によつて広く行われておりますが、こういう会議においてまたその内容をできるだけ反映させるべく検討あるいはそれについての討論等も行つておる次第でござい

ます。ただ、申し上げたいことは、この種の世論調査は、この調査結果から具体的にどういう施策を講じたかという点の直接的なつながりは非常に薄い調査は、このような調査の結果全体をわれわれとしてはよく理解し、それを踏まえて施策を講ずべきものと考えておりますので、具体的にどう施策につなげていくか、つながつたかというふうな点については非常に御答弁がいたしにくい、このように考えている次第でござい

ます。○田中(昭)委員 いまの御答弁を聞いておりますと、確かに内容をどうするかということについてはむづかしい面もあるかと思ひますが、この調査の目的にもありますように、「税金についての国民の意識と行動を調査し、税務行政の執行及び施策の参考とする」とあるでしよう。ですから、いまおっしゃつておられることは、むづかしいからとかそういうことで話が直接つながらない。むづかしいことはわかるけれども、世論調査は世論調査だといふような受け取り方には私は聞いたので、それと、いまあなたが申し上げた中で一つ思ひますことは、この問題を税務行政を行う方の立場だけで使おうというふうな答弁に聞こえた。実際税金を納めるのは国民ですから、国民にそれをどうかたえていくか。この世論調査の結果、国民の期待にこたえていくということと税務行政が一致しなければならぬ。昔の代官の税金取りみたいなことは困ると私は思ひます。そこで、もう一遍もう少しわかりやすい言葉で――

内部に周知徹底することはいいでしよう。周知徹底をどういうふうになさるか、私はいまから見ておきます。

それから、何回か行ったと言うが、私もちょうど十年くらい前に大蔵委員会という議論したのですが、私の手元にあります、九年前の四十五年、わが党が税制総点検を行ったのがその前の年ですが、その翌年に一回世論調査を行っております。その後四十六年にも一回行っております。それから三回目だといふのは認識しております。前の世論調査との関係もいまからお尋ねしていきますが、まず、前段で私が申し上げましたことに對してもう一回お答えをいただきます。

○伊藤田政府委員 まず世論調査の回数について申し上げますが、私の方にございますデータによりますと、三十九年二月税務職員の応接態度等に関する世論調査、四十五年一月税金に関する世論調査、四十六年一月税金に関する世論調査、四十八年八月税金と予算に関する世論調査、そして今回、五十四年八月の税金に関する世論調査、このように出ていますと承知しております。

それから、世論調査は世論調査、税の施策は税の施策で別々に動いているから、それと結びつけていくという趣旨で私は申し上げたわけでは決してございまして、結びつけるべく非常に努力を重ねるわけではございません、世論調査の内容が若干抽象的な問題がございまして、具体的な結びつき方を後で御説明することにはなかなか困難だということございまして、観念的には結びついていて私は考えております。

○田中昭委員 それでは少し内容に入ってから議論しましょうか。

ずっといろいろな項目があるわけですが、この項目は国税庁の方でつくったと私は聞いておりますが、大変いろいろ工夫してつくったと思えます。私の持つておる中で、九ページに「税金についての考え方、負担感、対処行動」という中の「税金についての考え方」の表七の三、「誰も脱税しな

かったら、税金はもっと安くなる」という問いを出しておりますね。それに対する答えは「そう思う」という人が過半数というように出ております。

そこで、この設問自体がどういう意味なのかも聞きたいのですけれども、その表の下に「税金をとられると思うと働く意欲がなくなる」という設問は国税庁がつくったのですか。

○伊藤田政府委員 私の方は、総理府がこういう調査をやるということについてこちらの御要望を申し上げた程度でございまして、設問一つ一つにつきましては、必ずしも私の方でつくったと申し上げられるような内容のものではございません。

○田中(昭)委員 総理府に聞くとそう言わないのです。総理府に聞くと、内容は全部国税庁からもらいましたと言いますが、きょうは総理府に來てもらっておりますから、これは次にしましょう。

政府次官、私は税金を取られるなんということ、は言うべきでないと思うのです。大平総理大臣も、就任当初NHKの「総理に聞く」のときにそういう言葉を使っておられますけれども、十年前から注意するのだけれどもまだ頭の中には税金を取るといふ感覚が根底にあるようですね。これは直していかなければならないと思います。税金は納めてもらうものなんです。

○小泉(純)政府委員 税金は取られるというのは確かに適切な表現ではないと思います。納めるというのがより適切な言い方だろうと私も思いますが国民の中にはやはり税金は取られるものだと思

じている人もいます。私は否定できないと思ひます。ですから、その設問がけしからぬけしからぬは別問題で、いまだ納める以上に取りられるという観念を持つていられる層もあるのだという気持ちからその設問を設定しているのじゃないか、別にかぬ、いけないという問題でもないと思ひます。

○田中(昭)委員 その議論はまた後でしまし

いまの「誰も脱税をしなかったら、税金はもっと安くなる」、こういう人が大半ですね。これを政府はどう受けとめられますか。

○伊藤田政府委員 脱税をしなかったらという言葉をわれわれがどういうふうにとらえますと非常にむづかしくなりますけれども、われわれの調査において把握していないところに、あるいは申告されていないところになお脱漏の所得が仮にあったら、われわれの調査深度なり調査の仕方、さらには充実していくことによってこういう問題をできるだけ少なくしていきたい、このように考える次第でございします。

○田中(昭)委員 これはひとつ主税局長、政務次官もお答え願いたいと思ひます。国税庁は確かに答えにくいと思うのです。政務次官のよう

な、通説で言われるような脱税ということ、脱税そのものに余り意味を置かなくて、「誰も脱税しなかったら、税金はもっと安くなる」という問いに對して過半数の人がそう思うと言っている、それをどう受けとめられますか。

○小泉(純)政府委員 私もそう思ひます。脱税をされる方がいなかったらばもっと税収は上がってくるでしょうし、当然ある面においては税金が安くなってくるかもしれない。犯罪を犯す人がなかつたらば警察官も必要ないででしょうし、法律を守る人がすべてだったらこの世の中はもっとよくなる、そういうふうには思っている。そういう点からして、脱税する方がいなかったらばもっと税金は軽くて済むのじゃないかと思ひ国民がたぐさいるというのには私は当然じゃないかと思ひます。

○高橋(元)政府委員 公平と申しますのは執行と制度と両方にわたっております。制度上の公平を幾らやりましても、執行面で公正が期せられないというところではまさに国民の側からの税に対する御不満になってくるのは当然だと思ひます。ですから、そういう意味で、一定の税額をどういう税法で上げていくかというのが私の方の税制の仕事でございしますけれども、その場合に、もし執行が

または捕提がよくできておって、一定の税額を達するに——一定の税額が必要だという前提で申し上げているわけですが、執行面でよりたくさん

の税収を得てくるならば、それは税率なり何なり、そういう面でも当然出てくるだろう。そういう意味では、制度を考えていく上でも執行ができるだけ公平にできるような制度を考えてまいらなければならぬというのが私の立場からの答えでございします。

○田中(昭)委員 政務次官、私はあなたの発言には大変敬意を表します。

そこで、これは国税庁ちよつと答えられるかどうかからぬけれども、いま政務次官は脱税をしないようにしたらもう少し税収が上がるだろう、こういう発言ですね。率直に、勘でいいが——あなたたちの勘は大体当たるのです。所得税で、法人税でどれくらい増収できるかな、法人税にしまししょうか、どうですか。

○伊藤田政府委員 ちよつとそれに関するデータもございせんし、私の頭の中でもどの程度というところが全然出てまいりませんので、御答弁をお許し願いたいと思ひます。

○田中(昭)委員 本当はあるけれども、言わないでしよう。それは段階的にありますから。それじゃ私の方から言いますか。あなた資料がないと言われけれども、きょう調べてきてないのであつて、よく調べればあるのです。まず法人企業実態調査というのがあるでしょう。これから見てみると、法人がどれだけ脱税しておるかすぐわかる。一ページに書いてあるじゃないですか。五十二年対五十三年は法人企業実態調査の一ページのところに、これは政務次官聞いてください、あなた、大変増収になるというところだから、私が教えますから。五十二年と五十三年でわずかな法人を調べただけで三十三億増収になつてい

のです。これは間違いないでしょう。

○矢島政府委員 御質問でございしますが、法人企業の実態調査は手元にございせんのでわかりませんが、あれはたしかサンプル調査でござい

す。私の記憶では、あるいは間違いがあつたら訂正させていただきますが、公表された決算をもとにして税務上の是否認を行った計数というふうな考へております。したがって、必ずしもその差額が即脱税であるというふうには言えないと思ひます。

それから、蛇足でございますが、たとえば私どもが調査しました個人の所得税でございますが、所得税の調査実績を見ますと、調査対象者の九〇%の申告漏れがあるというふうな状況にはなつております。しかし、こういうもので即脱税が計算できるかということになりますと、これは私どもがチェックいたしました、これならば出るといふようなものを重点的に調査した結果でございますので、こういうような資料をもとにして即脱税の額云々というふうなことを調べることはできないし、また推測の方法もちょっとむづかしいのではないかと考へるわけでございます。

○田中(昭)委員 わからぬような答弁をするなら出てこぬでいいですよ。何を言っているかわからぬじゃないですか。ちゃんと指摘しているじゃないですか。サンプル調査であらうと何であらうと、法人企業実態調査をちよつと読んでみましようか、政務次官。実地調査等により増加した本税額は二千七百九十八億円となつております。前年度は二千四百三十二億円でした。これに比べて一五%の増であります。加算税が二百六十五億円、前年度では二百四十六億円で、八%増です。この差額を加えると、三千六十三億円になるのです。

そこで、いま脱税をしなかつたら税金があるというふうなことで、国税庁が一年間努力して、本当にこれだけの調査をするのには相当の努力があるのですが、その結果がいま法人企業ではそうなんです。五十三年度は企業が大変好景気に恵まれました、また国税職員の努力によりまして脱税はふえました。法人企業実態調査によつても、いま言つたように、これは脱税等の一部判明せるものであります。その一部だけで前年より三千六十

三億円増収になった。やはり政務次官の思つておることは正しい。しかし、この額は全企業の九・五%を調べたものでしかない。この調べた内容は、たとへて言えば百社の中で七十八社も不正、申告漏れによる増収であります。百社のうち七十八社が不正、申告漏れをしておつた金額であります。だから、全企業を全部調べるといふことは無理でしょうけれども、大いにがんばつてもらつて、こういう財政が大変なときですから、これは言へばできないと言ひながらもしれぬけれども、できないと言へば何でもできない、だから、仮に三割くらいでも調べてみれば、九千二百億から一兆円近くの追徴、増収になるという政務次官の御期待のとおり数字になるわけです。だから、この脱税がなかつたら安くなるだろう、こういう国民の感情があるわけです。これは推定分も入つていますが、どうですか。

○伊藤田政府委員 御指摘のように、私の承知しておりますところでも法人税におきまして実調率は九・五%という数字を持っております。いま先生のおつしやいました、そのうち約八割弱のものについて不正申告と申しますか、あるいは申告漏れと申しますか、そういうものがあつたということも承知しております。ただ、それならば三倍の三割について調査をすれば直ちに三倍の三割の増が期待できるかどうかという問題になりますと、先ほどちよつと直税部長が申しましたように、大きなものは、局所管法人につきましては約二四、五%の割合まで調査を行つております。そういういろいろの問題がございしますものですが、三倍の調査をやれば直ちに三倍だけ増収ということとは非常にむづかしいのではないかと思ひております。第一点。

それからもう一点は、是否認の中に完全な計上漏れの場合と、それから翌期認察という期間損益の問題と二つございしますので、必ずしも例年通じてそういうふうな形になるかどうか、これは別の問題かとも思ひております。以上であります。

○田中(昭)委員 言いわけをするなら徹底的に言いわけをしなければだめですよ、中途半端では。結局、それだけの脱税がないということと、言ひ、調べが足りないということだ。ですから、それは必ずしも九千億あるか一兆円あるかわかりませんよ。それから、いま答えておる次長さんでも自分が全部調べたわけじゃないのです。あなたは調べた者の報告を受けていま言つておるだけだ。そういうことでは私に對しての言いわけにはなりません。

それで、もう少し脱税について申し上げますと、脱税を専門に調べておられます学者の先生がいらつしやいます。その方は、歳入予算額の三%くらいあるだろう。歳入の三%と言へば、本年度でいっても一兆二、三千億はある。そういうことを専門に調べて発表しておられる学者もおられます。

それから、私は最近のいろいろな疑獄事件等では思ひますけれども、これは大蔵省でも一遍問題になつたと思ひますが、会社の使途不明金、これにはもう少し重課した方がいいと思ひます。細かいことは省きますが、一億円以上の大企業を全部調べれば大体千四百億くらいあるという数字が国税庁の調べた数字で出ております。ですから、これに重課していけば一千億くらい取れるだろうという数字も出てきますが、これを五年間追徴すれば五千億。

それから毎年滞納がございしますね。法人企業で一番大きい滞納と個人で一番大きい滞納は幾らですか、聞かしてください。

○田中(昭)政府委員 滞納は、税額で申し上げますと、十二月末現在でございしますが、一億円以上ものが三百五十人おるわけでございします。

○田中(昭)委員 まあいいでしょう。質問を通告しておつてもちゃんとあれもしないし、質問するとうわからぬというふうなことで困ります。専門家だからそつちは情報はいっぱい持つておるんだから。こつちは少ない情報の中で言つておる。まあいいでしょう。

それで、滞納金なんかというのは、悪いことをした上に税金を納めないのだから、全部取つた方がいいですよ。全部取らなければいけません。四千億くらいあります。そうしますと、これだけのおおよそ二兆円ですよ。ですから、政務次官もまた大臣になつたらあれですが、よくこういうこともある。あなたは、脱税がなかつたら税金はもう少し取れると言ひのだから、その取れるものは、いま私の乏しい資料でも——確実な国税庁の調査によつてやつたものでもそれだけある。それは国民も当然期待するものだと思ひます。この世論調査にあらわれているとおりです。ですから、ひとつとめておいていただきたいと思ひます。

そこで、これから問題なのです。私は、国民を代表して、いわゆる不明朗な黒い金、ブラックマネーといひますか、アメリカ、ヨーロッパ等でも地下経済というものが相当あるらしいのですが、こういうものにまで課税するような方向でいかなければいけない、こういうふうな思ひです。そこで、これは与党の先生方には大変耳にさわるかとと思ひますが、金権体質と言われるのはやはり政府・与党です。総裁選挙、いろいろなことが言われました。また選挙における汚い莫大な資金、それからまた、いろいろな政府の事業が行われて海外にまで行つた金が逆流してくるといったような資金、小さく言えば、ばくち等の金も黒い金と言われるでしょう。そういうものがまず挙げられなければならぬ。こういうものに、いまのうちにきちつと歯どめをとつておかないと、国民総生産の二割も三割も地下経済で運営されるようなことになる、これは大変なことになるといふことでございします。そのほかいろいろ暴力団の不法所得、総会屋等もありましよう。それから、いまはやりのいろいろな、入学に際して親が、子供が反対していやがつてゐるのに裏口入学の資金を使つとか、こういう不正な寄付金。次は、やはり不法利得、黒い金ですね。私は、こういうものをいまのうちにきちつと手だてをしておかなければいかぬと思ひますが、このことについての御見解

はいかがですか。

○伊藤田政府委員 言われているブラックマネーその他につきましても、わかるどころとわからないところとございませうけれども……(田中昭)委員「わかるかもしれない」と呼ぶ)恐縮でございませう。私として理解できるものと理解を超えるところとございませうが、いずれにしても、個人所得税及び法人税につきましては、所得のある限り課税をするということとわれわれとしては全力を尽くしております。

○小泉(純)政府委員 当然、適正な納税をしていく人のためにも、そういう違法、不法な脱税といいますが、いま言われたブラックマネーに對しまして、そういう行為が行われないような防止措置というのはいくらも検討していかねければならぬというふうに考えております。

○田中(昭)委員 政府は、国民の税金で動かされておる以上は、その方向はきちっとしておかねければいけない。断固としてその方向でやりますと御回答いただきます。

○小泉(純)政府委員 不正に對しては断固たる措置をとる、これは当然の責務だと思ひます。

○伊藤田政府委員 ただいま政務次官のお答えになつたのと全く同じでございませう。

○田中(昭)委員 問題が脱税になりましたから、そこでちょっとついでに聞いておきますが、いまはやりの公費天国で空出張とか空超勤とか出ますね。これは国税庁はきちっとやっておるでしょうね、総括的なあれだけでもどうですか。

○矢島政府委員 出張の事実とか超過勤務の事実がないにもかかわらず使用者から出張旅費とか超過勤務手当として金銭が支給されておる場合につきましては、そういう名称とか支出方法に關係なく、返還されないものであれば、所得税法上支給を受けた個人の給与に当たるといふに解されまゐります。所得税の源泉徴収が必要といふことになりまゐります。一般論として申し上げますと、昨年来空超勤といったようなものがあるといふ出でございませうが、これにつきましては、使用者におきまして

本来の給与に計算して所得税の源泉徴収を行つてゐるのが通常でございませう。ただ、空出張旅費につきましても課税漏れとなつてゐるケースも十分考えられますので、そういう課税漏れが想定されるような場合には、その実態を把握いたしまして、確定にその是正処理を行うようにしておるところでございませう。

○田中(昭)委員 さあ、どうか。これは急にはいかぬことでしようけれども、やはりよほど慎重に對処しないと、いまの答弁でいけば源泉徴収義務者、たとえば悪いけれども、税金を集めなければならぬ税務署がそういうことがあつたならば、その機関の長、税務署長がその課税漏れをしておつた源泉徴収所得税を納めなければならぬといふ、大体そういうことを説明されたわけですか。いいですか。空出張なんかやつておつて、それでその空出張に對する源泉徴収所得税の納税義務は税務署長にある。税務署長はその金はどこから持つてくるかという問題がある、まさか予算でそういうものはつてないと思ふのですよ。そうすると、それは後で各人から取るというたものの、その課税漏れになつておる源泉徴収所得税を税務署長は国民の税金で納めなければならぬ。自分のポケットマネーで納めるわけじゃないでしよう。

そこで、いま空出張と空超勤のことを区別なくして言われたから、強いて私はここに、最近報道されておる中から――まあ、空超勤というのは案外そういう正式な税法上の手続をしてゐる、こういうふうには善意に見ます、中には漏れておるのがあるかもしれないけれども、問題は空出張です。空出張も会議等に使つたから、個人に渡つていないからそれでいいとか悪いとか、その辺も問題でしよう。公文書偽造なんか予算委員会に言われた。これはわれわれの時代から考えれば本當に何と言つていいか、こういうことが問題になること自体、さきの委員も質問してましたけれども、やはりもう少し考えなければならぬと思ひます。

きよりはここで空出張だけについて申し上げておきます。事實はまだ多いかもしれませう。内容が省きますが、「総理府 観光出張」でやみ。防衛庁はもちろん空出張はありますね。それから「環境庁 カラ出張」「外務省 接待予算の水増し請求 海外へのカラ出張」「大蔵省 カラ出張で裏金づくり」これは先ほだ出ておつたような問題でしようね。「主税局員の「ただ旅行」 税務署のカラ出張 税務署の調査旅費の均等配分」これはあるかも知れぬ。私も過去におりましたから、やっぱりあるでしよう。それから「文部省 カラ出張で裏金づくり 大学教官のカラ出張 高エネルギー物理学研究所のカラ出張」「厚生省 カラ出張 社会保険庁のカラ出張」農水省、通産省と、これはずつと言へば切りがないです。そのほかに、今度は公団ですね。有名な鉄建公団、国鉄、それから地方自治体、東京都、その東京都も何々局、何々局、こう出ていますね。これは各地方自治体でもずつと出ています。こういうものは昨年のいろいろあつたように問題になつて、お役所だけがじめられるというやうな感覚じゃいかぬと思ふ。そうじゃなくて、やはりこういうものについて税金の面はどう取り組んでいくかというところは考えなければならぬ。民間の納税者というのは、そんな税務署の調査をされたら、本當に調査された方は死んでしまふやうなことがあるのですよ。そういう特別な権限を持つて調査をし、厳正を期しておる官庁側がいま指摘されるやうなことじゃ私はいかぬと思ふ。これをいまの段階でどの程度やつてゐるのか、今後どうしようと思つてゐるのか、わかればお答え願ひたいと思ひます。

○矢島政府委員 先生御指摘のやうに、いろいろな新聞紙上で報道されてゐることは承知しておりますが、最近いろいろな官公庁とかあるいは公社、公団におきまして空超勤とか空出張、あるいは鉄建公団も含めましていろいろな問題が出ております。経緯にかんがみまして、私どももいたしまして、今後は官公庁に對する指導というものを積極的に行うという方針を打ち出してあります。具体的には、官公庁とか公団、公社といったようなものを対象といたしまして集合指導をやるといったやうな方向とともに、自己監査を行わせるといったやうなこと、あるいは必要に応じて臨戸指導とかあるいは源泉単独調査を行うというやうなことによつて、調査あるいは指導を充実していくという方向を打ち出してゐるわけでございませう。もうすでに一部の地方公共団体等につきましては調査とか指導を行ひまして、そういうものは是正を行つたといふふう聞いておるところでございませう。

○田中(昭)委員 どうもはつきりしませんが、それじゃもう一つこの世論調査の内容に戻りまして、世論調査の内容を見てみますと、税金が高いとか安いとか、これに回答したものが、これはまた政府にとつては大変痛い話ですが、残念ながら高いと答えた人がやはり大半なんです。これは政務次官、資料持っておりますか。見てください。――それを見たつてわからぬな。

それじゃ、おおよその話でいませう。大体高いと答えた人が、ここに数字が出てゐるのは五八%ですけども、これは税金のことが何かよくわからない、高いか安いかわからないという人を含めるとすれば、そういう結果になる。そのわからない人を除けば六七%ぐらいになる。約七〇%、六〇%から七〇%近い人が高いと言つてゐるのです。

私はなぜそれを問題にするかといひますと、実は税金に關する世論調査を四十六年の分をとりまして、四十六年にやはり調査したときには、ここでは重いか低いとかといふことになつておりましたが、いわゆる重いか低いとかいふことには置いて置かえて、低いといふことは安いといふことに置きかえれば、大体八年前、四十六年の調査のときよりも高いと答えた人がぐつとふえておる。五〇対六七ぐらいになつておるのです。それで、低いと言つた人が今度逆に減つてゐるのです。これは余り細かい数字を言つてもあれですから、感

だけはやりやすということがあるれば述べてもらいますし、政務次官からはその決意のほどをひとつ聞かせてもらいたい。

○小泉(純)政府委員 当然、国民の税に対する不公平感をなくすために適正な税制のあり方を検討していくのは、これから大切であります。特にこうやって財政逼迫の折、どういふ点について国民が不公平感を持っているか、また、公平というものの尺度は社会の推移によって違ってくると思いますから、その公平の尺度という大方の合意はどこにあるか、物差しというものはどこにあるかというのを常に配慮しながら、より適切な納税を期待できるような環境を政治がして政府が今後とも積極的に努力していかなければいけない、そう考えております。

○高橋(元)政府委員 税制を担当しております者として、いわゆる不公平税制と言われているものの中で政策税制と申しますか、所得のいわばエロージョンでございますが、それをできるだけ減らしていくという事でずいぶん努力してまいりましたつもりでございますが、これから先も、時々経済の情勢に応じてこの合理化に努めてまいりたいと思っております。

それと同時に、先ほどもほかの委員から御質問があったことでございますが、法人なり個人の所得を組み立てておりますその組み立てのやり方、これがいわゆる法人税の基本的仕組みと言ったりしておりますものでございますが、そういうものにつきましても非常にわかりにくい、それがまた不信の原因になっておるといふ面も多々あるかと存じますので、今度税制調査会で御審議をいただく過程を通じて、こういう税の仕組みの中で国民の御理解がしやすいような説明というものにも努力をしていただきたいと思います。

○田中(昭)委員 私の求めておるものは、まだもう少し具体的に求めたわけでございますが、一応政務次官の決意表明を多として、また主税局もいままです以上税制の改正については正しく納税者にこたえられるようにやっていただくと同時に

に、いまだ私が申し上げるようなこともひとつ約束いただければ、こう思います。ですから、いまま政府が考えていることの成果といえますか、その具体的なものを納税者、国民が深くわかるように理解と認識を与えなければいけない。先ほど、このことを税務署に周知徹底すると言われれば、税務署だけに周知徹底するのではなくて、国民にもよく理解され、認識され、そしてそういうものがなければ国民の合意は求められない、いまま政府が考えたような大衆課税、弱い者いじめの一般消費税等はこういうことがなければ実施すべきでない、私はこういうことを強く申し上げたいと思うわけでございます。

言わんとするところが足りないところがあつたかと思ひますが、最後に、その大衆課税は、こういうことがきちっと国民の合意がなければやれませんという御決意をひとつお聞きしたいと思ひます。

○小泉(純)政府委員 税に対する国民の関心が非常に高まっております。しかも選挙の結果を踏まえて、一般消費税はもとより、できるだけ増税を避けて今回組んだのが五十五年度予算であります。ですから、今後ともできるだけ歳出の削減に努めて、できるだけ増税しないような努力というものは、政党として、また政治家として、また政府として、私はやっていかなければならないことだと思ひます。

ただ、ここで将来に向かって、あれはやらないう、これはやる、これはやらないうというのをはつきりと断定できる状況かどうか。実情を見ながら、税というものはあくまでも国民の理解と納得を求めて行われるものだといふことを強く念頭に置きながら、今後の情勢を見て、税に対する国民の理解を深めるような努力をしていきたい、そういうふうに考えております。

○田中(昭)委員 大変時間が短うございましたけれども、誠意ある答弁なり、また、いま私が言ったことの中でのいろいろな問題点もあらうかと思ひますが、皆さんの御答弁に感謝しながら、きょう

の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○増岡委員長 正森成二君。

○正森委員 所得税法の一つの大きな眼目は、利子配当分離課税を五十九年から総合課税にするというところでございますが、その一つの手段として、グリーンカード制度の導入ということになっておるところでございます。これが非常に国民の関心をおこしておると同時に、一方で危険の念を抱いておられる方が多いわけでありまして、そこへ、これまでに二、三の同僚委員が詳細に御質問になりましたので、できる限り重複しないように質問したいと思ひますけれども、話の順序で重複してくる点も出てまいるかと思ひますので、答弁者側としても大変だろうと思ひますが、御容赦をお願いしたいと思います。

それでは、順序を追って伺つていきたいと思ひますが、国税庁では、マル優の限度オーバー貯蓄というのほどの程度の件数で、かつ金額はどういうぐあいになっていると見ておりますか。また、現行の本人確認や名寄せの制度はどういうぐあいになっておりますか、簡潔に、念のため答えてください。

○伊藤田政府委員 具体的な件数につきましては、ただいま数字を出しておりますが、全体のチェックをやるには大変大きな手間がかかります。したがって、若干の、スモールサンプリングというほどではございませんけれども、一部検討、チェックを行いますことによつて、全般に対する波及効果を求めつつ現在の執行を行っているというのが実情でございます。

○正森委員 伊藤田次長から非常に抽象的な答えが返つてきたのですが、ここに全国税務労働組合がつくりました「税金酷書」といふ書物があります。また、私が個人的に伺つたところでも、国税庁でサンプルを選んで調査したところ、一七％ぐらいがどうも超過しておるとかいうような数字が出たところがあるというように承知しておりますが、いまの答弁でも明らかのように、限度オーバーの

貯蓄がどの程度の件数、金額になっているかというところを直には答弁できないようでありまして、まさにそれこそ、結局総合課税をする場合に必要となる対象ではないかというように思ひつているわけでありまして。

そこで、税務署に提出される非課税貯蓄申告書というものは、税調の資料で見ますと約一億七千万件というように数字を見ているわけですが、正確には一億六千九百九十四万件のようにあります。が、名寄せの作業をせずに、税務署では全く放置されていると聞いているわけですが、それはそのとおりですか。

○伊藤田政府委員 ただいまの御質問は、非課税貯蓄申告書の枚数並びにその処理に關してだと思ひます。数字につきましては、ただいまおっしゃいましたように、銀行その他の金融機関取り扱ひ分が一億六千四百三十四万件でございます。それから証券会社扱ひ分が五百六十万件でございます。合計いたしました上で、ただいま先生がおっしゃつたような数字になっております。

それから、非課税貯蓄申告書等につきましては、完全にやつていないといふことでもございまして、これはただいま申しましたように、特定の署を選びまして、その署につきまして一定の区域に限る等の方法によりまして悉皆的に調査を行っている事例がございまして。

○正森委員 これも他の議員が恐らくお聞きになつたことであつたと思ひますが、念のために伺ひますが、グリーンカードシステムでは、経常年度でどれぐらゐの費用がかかり、実施までの開発及び準備のための費用は幾らだと見ておりますか。

○伊藤田政府委員 実は何遍も申し上げておるうちに、この問題につきましては、制度の詰めと並行して数字を固めてまいらるべき性格のものと考えておりますが、先般当委員会御報告申し上げましたように、おおむね経常年度で現在の貨幣価値において二百億前後、これは本当に約といひますか、めんど御承知願ひたい、そういう数字を申し上げております。

それから、そこに至るまでの期間についてどの程度のところにつきましては、これはいろいろ問題がございまして、必ずしも具体的に計数をたてた段階で申し上げられる段階にないと思ひますが、決して、その経常年度の計数に比べまして数倍に及ぶというふうな性格のもの、あるいはそういうけたのものではない、これぐらいは申し上げられることができるのではないかと思ひます。

○正森委員 五十三年九月に税調が資料として出しましたものによりますと、全国民付番制度というのでやれば、開発費用が百億円で、初年度が六百五十億、千五百億、経常年度は二百億ないし三百五十億、こうなっております。それから所得者付番制度の場合には、開発費用が二十ないし二十五億、初年度百五十ないし三百五十億、経常年度百五十ないし二百五十億、こういうふうになつてゐるわけですね。そうすると、いまの伊豫田次長の答弁では、全国民付番制度よりはやや所得者付番制度に近い開発費用なり経常年度の費用なり、あるいは初年度の費用が必要であると見ておる、こう理解してもいいのですか。あるいは、まだそうとは言い切れないのですか。

○伊豫田政府委員 実は、当時考へておりました所得者付番制度と申しますのは、納税申告書を出す者、あるいは支払い調書を発する者、こういう納税者、発する者といふか、本人について支払い調書のある者、こういう納税者につきまして付番をするといふことでございまして、今度のグリーンカードの趣旨としております少額貯蓄を行つてゐる者についての付番とは全く食い違ひ話でございまして、この問題は一応外してお考へ願へば、このように考へております。

○正森委員 いまの答弁は非常に持つて回つた言ひ方ですが、所得者付番制度というのは制度が違ふからこれは除外して考へたい、だから、どちらかと言へば全国民付番制度というのは数が一億一千万になる、今度のグリーンカードの場合にはいままでの答弁ではおおよそ六千万といふこ

とだから、全国民付番制度よりは安く上がると思ひますが、比較するとすれば、全国民付番制度に比較されるべき開発費用なり経常費用に要する、こういうふうに答へられたんだと受け取つていいわけですか。

○伊豫田政府委員 必ずしも比較していただくことが適当かどうかについては私もこの席でお答へ申しかねますけれども、もし比較するとすれば、そちらの方だといふ趣旨とお受けとめ願ひたいと思ひます。

○正森委員 グリーンカード制度実施による増収見込み額はどれぐらいでございませうか。これは年度によつて違ふから大要をさしのことだと思ひますが、ある年度をとつて一定の前提を置いて答へて下さい。

○高橋(元)政府委員 現在、租税特別措置による減収額という資料で御提出をいたしてございませうが、利子配当の分離課税その他で減収になつておられますのは六百億円にございませう。そのほかに分離を選択いたしますと住民税が除外になりますので、その分が地方税として九百億円にございませう。なお、そのほかに先ほどお尋ねのございましたマル優の限度枠をオーバーしてゐるといふのが実際あるのかもしれない。そういうものは当然課税として税収に上がつてくると思ひます。

○正森委員 いまの答弁は、確実なものとして国税段階で入つてくるのは最低六百億であるといふ答弁だつたと思ひます。

そこで、ここにいま言ひました「税金贈与」といふのがあるのですが、その百八十三ページには、「具体的に調べてみると、利子非課税制度の利用口数は、銀行関係で一億六二一九万口、郵便貯金二億八二九万口、計四億四五一四万口になります。かりに郵便貯金分まで名寄せに含めるとして、年間に名寄せに必要とする人員は、二〇〇〇人以下でこれに要する人件費は五〇億円をこえることはないでしょう。」云々と、こう書いてあるのです。私はもちろん税務行政については全くの素人でありませうから、こういう説が正しいかどうか

かといふことはわかりませんが、少なくとも税務に従事してゐる労働組合が書いたものであるから、一定の根拠を持つておるだらうというふうに思われるわけでありませう。

そうしますと、はるかに開発費用や経常費用が——もちろん同じように事務がカバーできるといふようにには思つておりませうけれども、できるものについてはなぜそんなに高い開発費用なりあるいは経常年度の費用を投入してグリーンカードを実施するのであらうかという疑問が起つてくるわけですね。といひますのは、経常年度を伊豫田次長は二百億と言はれました。そして主税局長は国税では最小限度六百億を下らないといふことになりました。費用対効果の点を考えると、他の議員に對する答弁では大体国税の費用対効果は百円の税収を得るのに一円五十銭であるといふようなことを言はれたのが本当であるとするならば、今度の制度によつて総合課税をとることによつて得られる利益とその他のために費やされるコンピュータ導入等々の費用との費用対効果といふのは、百円の税収を得るのにおおよそ三十円かかるという計算にならざるを得ないのです。もちろん、主税局長が言はれたように、地方税の問題とかあるいは非課税貯蓄で逃げ込んでゐるところとかプラスアルファはあると思ひますが、これは少なくともけたが違ふんじゃないかといふ気がするわけですね。その点について国税庁はどういうふうに考へてゐるんですか。

○伊豫田政府委員 ただいま委員のおっしゃいました五十億円の算出根拠等については承知をいたしておりませんが、私が申し上げられることは、今度の制度を導入いたしませんと、名寄せはできても確認が実際問題としてできないという問題がございませう。したがひまして、架空名義等の混入した支払い調書等につきまして、いかに名寄せを行ひましたも結果はあらわれてまいりませう。その点については、今度のグリーンカード制度がどうしても必要だといふことは御理解賜りたと思つております。第一点でございませう。

それから第二点の徴税費の問題でございませうが、五十四年度、先生がおっしゃいました一円五十銭といふのはちょっと一、二年古いかとも思ひますが、毎年非常に変動しておりますが、私の記憶では一円四十一銭が今度の予算に基づきましてわれわれが一応計算した金額でございませう。一円四十一銭が二百億上積みをしたとしますと、大体一円五十銭になる。しかし、一円五十銭そのものは徴税費全体として見るときには必ずしも高い数字ではないと思ひますが、ただいま委員のおっしゃいますように、その限界的な部分をとらえますと、百円の収入に對して二十円あるいは三十円とおっしゃいましたが、私ちょっと暗算をしておりませうが、恐らくそのとおりだと思ひます。しかし、この問題は単に一定の徴税費の範囲内においてさらに財政収入をふやすといふ問題だけではなく、納税者間における負担の公平、あるいは現実の問題として所得税の累進構造が緩和されるようになつてゐる、こういう問題を本来の形に総合課税に改めるといふ全く別途の見地から要請されてゐる、そういう面もある、このように思つております。

○正森委員 いま伊豫田次長がそういう面もあると言つて、議事録には残らないのですが、非常にアクセントを強めたわけですね。そのところに注目したいと思ひます。つまり、総合課税に移ることによつて得る税収の額だけから見れば明らかに通常の徴税費用よりは高くつくわけですね。これは伊豫田次長もお認めになりました。十倍以上に高くつくといふことは非常にびっくりしているのです。したがつて、それ以外の税の負担の公平とかあるいは不正な手段に逃げ込まないとか、国民に對する一定の税に對する信頼感を与えるとか、それ以外のプラスアルファの効果を加味する場合に、全体としての徴税費から見れば百円当たり一円五十銭以内におさまるから、そう高いとは言へないのではないかと、そこで正当化されるといふことになるんだらうと思ひます。ただ、しかしそうとはばかり言つておられるんだらう

うか。伊豫田次長あるいは主税局長を初めとする国の台所を預かる人は、それだけの抽象的な効果だけでこれだけの多額の費用を投入されるのであろうか。それ以外にもっと実効的な効果をねらっておられるのではなからうかという気がしてならないわけであります。

そういう問題も含めてこれから残された時間聞いてまいりたい、こう思うのです。

そこで、その問題を聞く前に国税庁の方に伺いたいんですが、グリーンカード制度をやらないければ、名寄せはできても、たしか私の聞き方が間違っているわけでは、本人確認ができないとおっしゃいましたか。というように言われましたが、しかし、総合課税に引かかってくる人は全部で千四百万円非課税の貯蓄や公債を買えるわけですね。その中に入っている人の中で総合課税をしたら税金を納めなければならぬという人もあるでしょうけれども、たとえば株を何百万株持つておるとか、預金を何億円持つておるとかいうような人は、わざわざこれで三百万円、こっちで五百万円というようにグリーンカードを使ってそのほかにまだあと十億円預金がありましたというようにするとで預金をするのでなしに、そんなものどっちにあつても大したことがないというので、初めからグリーンカードなんか使わないでほんとに預金したり株を買ったりなさる方だつて世の中には多数あると思うのです。したがって、本当に総合課税の実を上げようと思えば、実はグリーンカードで把握される大部分の方は、総合課税をしようにも特別制度によって課税できない人であつて、むしろそれ以外の人をしっかりと何らかの形でつかまえる方法を考えなければ、実が上がらないのではないかという気がするわけであります。

そこで伺いたいわけですが、一定額以上の資産家には、名前はよくわかりませんが、財産明細書というのですか、あるいは財産精算明細書というのですか、何かそういう名前があつて、あと限り国税庁に出させるようにしているのと同じく、きょう午前中にもたしか同僚委員から

質問があつて、一定のお答えがあつたと思ひます。それは、一定限度以上の資産家は七万七千人であるというような答弁があつたやに私も伺つておりますが、その点について、財産明細書というのですか、後で正確に言つてもらひますが、それはどの範囲の納税者に対して出させておられ、その把握率というのはいくらあるのでしょうか。

○伊豫田政府委員 正確な名前は、財産債務明細書ということに規定上なつております。これは所得金額二千円超の者のみが提出することになつてゐるわけでございます。それから、本来提出すべき者のうち八〇〇程度の者が現在提出を行つてゐるという状況でございます。国税庁といたしましては、さらに提出をよくするように努力を續けてゐる状態でございます。

○正森委員 いま御答弁がありましたように、二千万以上の所得のある者について提出させておると、その数字はお答えになりましたが、七万七千人というように午前中たしか答弁になつたと思ひます。そして、その八〇〇を把握してゐるということなんです。そうすると、総合課税をやる場合に、最も把握しなければならぬ者について二〇〇抜けてゐるわけでしょう。そしてこの二〇〇は、今度の制度を行つたからといつて、必ずしもグリーンカードの交付を受けるとはいひがたいわけですね。あなた方が、たとえば全国民付番制度とグリーンカードと制度との最も根本的な違いは何かと言へば、全国民付番制度というものは強制的にやるのでございまして、今度のものは自発的に非課税にしてほしいという人だけをやるのでございまして、非常にその違いを強調されて、だから、御理解をいただきたい、こう言つてゐるわけでしょう。そうすると、いまの答弁で言ふと、財産債務明細書を出さない二〇〇の確認というのはいくらあるにやらないですか。

○高橋(元)政府委員 預金の取引をする、または利子配当を受領する、こういう場合には、所得者は告知をすることになつております。その告知

は、今度審議をお願いしております法案では、グリーンカードを提示なさつて交付番号を確認をしましてもらつて、交付番号を預金証書ないし証券類に書き込むというところでもよろしいわけでございます。もしグリーンカードをお持ちでない方であれば、恐らく戸籍謄抄本、住民票、それから法人の登記簿等、御本人であることがわかるような書類をもつて御本人であることを示して告知をしていただくということになると思ひます。

○正森委員 いま主税局長がお答えになりましたように、すべてがグリーンカードを利用することにはなつてゐないわけですね。住民票でもいいと言ひ。その住民票が果たして自分のものであるかどうかといふと、これは非常に多額の収入のある者が、おれがやれば総合課税で高くなるから、ちよいと名前を貸してくれぬかといふことを仮にしたとしたり、あるいはそれは罰則で処罰はすることができるかもしれないけれども、グリーンカードのように一元的には管理はできないということにやはり依然としてなるのではないかと、いろいろに思ひます。

私が非常に危惧をもちますのは、このグリーンカード制度でばつちりと管理をされる大部分、恐らくは九〇〇以上というものが総合課税に縁のない人であつて、むしろその一〇〇ぐらいの人及びグリーンカードをそもそも申告してこない人をいかに把握するかといふところに、利子配当分離課税をやめて総合課税をやつた場合にすべての税額を把握できるというこの根本問題があると思ひます。それはわれわれの方でいろいろ研究をしてみましても、そういうことになつてくると思ひわけでございます。

そこで伺いたいと思ひますが、いま支払い調書、その数は大体どのぐらいになつておりますか。私の承知しているのは約千二百萬枚となつておりますが、それでよろしいか。

○伊豫田政府委員 おっしゃるとおり、利子が約千萬枚、配当が二百萬枚と承知しております。

○正森委員 これが総合課税に移行しますと、い

ままで源泉分離に行つてゐたのが全部入つてきまうから、三千二百萬枚ぐらいにふえるのではないかと、いろいろに聞いているのですが、そのとおりですか。

○高橋(元)政府委員 前にも御答弁申し上げました源泉分離でどのぐらいの所得者数になるかといふことは、推計でございまして、推計をいたした結果、三千二百萬枚ということをお答えしたことはございまして。

○正森委員 そこで、これは私が全国税の労働組合の諸君に直接会つて聞いたのですが、この三千二百萬枚を、利子配当分離の源泉の徴収を、いま三五％ですか、これを五〇％というように仮に上げるとすれば、これは相当数減つてくる、恐らくその数は二〇〇ぐらい、約六百萬枚強ぐらいになるのではないかと、推計をしてゐるわけでありまう。そうだとすれば、そういうようにしてこの六百萬枚について一定の人数を動員して名寄せと確認を行つたといふことは、コンピュータを導入しなくても可能なことであり、しかも、そのことによつて、総合課税をした場合に税金を納めるべき人々を最も把握することができるようになるのではないかと、いろいろな気もするのですが、いかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 これは一昨年、昨年の税制調査会の御審議の模様から申し上げるわけでございますけれども、総合課税といふことを理論的にまた制度的に完全にやる方法といふのは二つしかないと思ひます。

一つは、七五％という所得税の最高税率で源泉徴収をしてしまつて、そして自己名寄せをしていただいて、自分でこれは私の預金です、払い過ぎになつてゐますから還付を請求します、そういう申告をしていただくといふことが一つでございまして。この場合には名義の問題、名寄せの問題、全部納税者が御自分でなさることになります。

もう一つは、納税者番号制度だと思ひます。これは強制付番でございまして、すべての預金取引について納税者番号の行使を必要とするわけ

ございます。

ただし、前の方法がなぜいけないかといいますが、これは一億人おいでになるとすれば、恐らく九千九百万人という方が還付の請求においでになる。現在、医療費の還付その他で年間四百万人が三月十五日前後になりますと税務署においでになりますので、税務署は、そういうことは言っておられないわけですが、非常に窓口がふくそうして納税者の方々に御迷惑をおかけする。そこへまた源泉徴収税額の還付という形で一億人近い方がおいでになるといふことを考えますと、税務の混乱はこれに増したものはない。したがって、現実的にはこれは無理であろうということになります。

そこで、源泉徴収税率、いま三五でお願いしているのを五〇にしたかどうかという御提案だと思ひますけれども、これはたしか五十二年であつたかと思ひます。違つておりましたら後ほど訂正いたしますが、分離を選択いたしました場合に、源泉徴収税率を三〇から三五に上げたわけでございます。その結果起こつてまいりましたことは、源泉分離から非課税の預金、これはマル優もございまして郵貯もありました。それを名指しで申すのは大変気が進まないわけでございますが、そういう非課税の貯蓄へどうやら逃げられたらしいというところでございまして。当時の民間、それから政府、それぞれの貯蓄の統計から見ますと、明らかにそういう傾向があります。

そこで、そういう形で、かえつて三五％納税していただいたものがゼロの方へ行つてしまつたというところでは、これは何のために源泉徴収をかけたかわからない、そういうことから、源泉徴収税率を上げれば支払い調書が減るということになるのかもしれない。その減つたことは歳入の減少でございまして、税の公正を乱す結果にもなるというところで、私は、そういう御提案であるとするれば、それはとり得ないことではないかと考えております。

○正森委員 主税局長の三〇％から三五％に上が

つたときの例を引いての危惧というのは、それはそれなりに私としては理解できると思ひます。しかし、それだからといって、私がいま五〇％説を言った場合に直ちにそれもそうなる、これまた言いがたいものであつて、私どもはなお多くの研究すべき点があるのではないかとこのように思つてゐるわけでありまして。

次に、別の問題に移らしていただきますが、グリーンカードをやる場合に、種々の問題が起こつてくるわけでありまして。他の議員もお聞きになりましたが、郵貯との関係について念のために伺つておきます。

郵政省来ていますね。郵貯の預入に当たつては、本人確認の方法は何か義務づけられているのですか。

○小倉説明員 ただいまの御質問でございまして、現在郵便貯金法におきまして、預入の際に本人確認をするという明文の規定はございません。しかしながら、御案内のように、郵便貯金は、一般の郵便貯金につきましては一人三百万までというふうな預入限度額が設けられております趣旨を徹底しますためには、正しいお名前と預金をしていただくという必要がございまして、それを窓口で徹底するように努めてゐるところでござい

ます。

○正森委員 いまの答弁でも、結局預金者側の道義的な自覚にまつというところになると思ひますね。そうすると、架空、架空名義の預金というのは実際上はなかなか防ぎ得ないのではないですか。どのくらいあると見ておりますか。

○小倉説明員 郵便貯金の場合、窓口で、あるいは外務員が預金者のお宅に訪問いたしまして預金を集めます際、いま申し上げましたように本人確認に努めておるわけでございます。この本人確認につきましまして、たとえば郵便局側でその預金者にお宅を訪問することによりまして、住所氏名が明確であるというふうな場合を除きまして、正しい住所氏名がわかりません場合は、そういう本人

確認に必要な、たとえば身分証明書でございまして、運転免許証でございまして、か、そういうふうな確認ができるような資料の御提示を求めまして本人確認に努めてゐるところでございまして。

ただ、そういうことで本人確認資料の提示を求めるわけでございますが、たとえばそれを御持参でない場合がございまして、これにつきましまして、その後一定期間内にそういう確認資料を持参してきていただきたいということにしておるわけ

でございますが、なお御持参のない場合には、たとえばあいつをその方に発送する、そういうしまして返戻されてくれば若干問題があるというふうなことも、いわゆる未確認であるということ

が言えるわけでございます。そういうふうなことで、あいつを発送する等いたしましたして確認に努めてゐるところでございまして。

そういたしましたして、さらに返戻されてきましたあいつ等につきましても、さらにたとえば集配をやつております郵便職員に聞いてみるとか、さらに重ねてあいつを発送してみるとか、いろいろの方法で再調査をしておるところでござい

ますが、なお再調査いたしましたもその後未確認状態が残つてゐるものも若干数ございまして、これがいま申しましたように架空であるか——そういうことはわれわれに思つておられますけれども、未確認でございまして何とも言えないわけ

でございますが、五十四年十二月末で、これは当委員会でも先日お答えいたしました、そういうあいさつ状が返戻されてまいりました、まだそういう未確認状態が残つておるものもおおむね七千件程度あるというふうな状態でございまして。これ

はいま申し上げましたように未確認ということでございます。即ち架空ということにはならないと思ひますが、そういうふうな状態で現在本人確認に努めておるところでございまして。

○正森委員 いま非常にまじめな態度でお答え

何か十手でも持つて御用だ御用だと走つてゐるような、そういうアンバランスを感じざるを得ないのです。だから、このところをやはりきちんと整理していく必要があるのじゃないか。今度のグリーンカード制度についてぜひ大蔵省もお考えになったのでしうけれども、郵貯との関係がいろいろの意味で抜け穴になつてゐるというふう

に思わざるを得ないのです。

いろいろありますが、まとめて一つだけ聞いておきますけれども、改正法案の経過措置の第三条の二項で、五十八年十二月三十一日までに預入された郵貯については以後もなおその効力を有する、こうなつてゐますね。そうすると、通帳や証書へのカードの交付番号の記載は五十九年一月以降ということ、それ以前の預金についての洗

いがえといふことは行われぬことになるというふうに理解するのが当然ではないかというふうに思

うわけでありまして。そういたしますと、これから五十八年十二月までの間に現在民間の金融機関にある限度オーパーやあるいは家族名義の非課税預金、郵貯の名寄せ体制の不備を見込んで移動し

ていくといふことになるのではなからうか。しかも、郵貯の定額預金というものは十年間可能であり

ますから、十年間の利子について課税を逃れることができるのではないか。しかも、いまお答え願つたような江戸時代の牧歌的なやり方では

名あるいは架空名義を確かめることができないといふことになるれば、そういうふうな方法での貯金

というのでも可能になるのではないか。これは課税さるべき利子配当所得にとつて大きな抜け道であり、グリーンカード制度がこのような非課税貯蓄への逃避を防ぐことも一つの目的として実施されようとしてゐるのに、この抜け道を防がないといふことになれば、これはその意味が非常に大きく減殺されるのではないかとこのように考えざるを得ないわけでありまして。それについて郵政省側は独自に何か考えておりますか、それとも大蔵省と御相談なさつておりますか。

○高橋(元)政府委員 五十九年一月一日以後は新規の預入の際に、郵便貯金も非課税の適用を受けようとして、カードを提示して交付番号を証書に書いていただくということがありますから、預金の商品としての性格は若干違いますが、民間の貯蓄と政府に対する貯蓄との間に利子課税上の取り扱いの差というものはないわけであり、それまで経過期間中に預けられた預金についてお話しのような危惧があり得るかということとでございます。これは郵政省から御答弁あるべきことかと存じますが、国の金融機関でございまして、しかも法律上一人について三百万円という預入限度が総額制限がございします。しかも疑わしい場合には本人の氏名を受け入れ郵便局として確かめるという方法もあるわけでございます。私は、私は郵政省でお進めになっておられるオンラインのコンピュータシステムとか、そういうものの整備がだんだんこれから進んでいくわけでございますから、また郵政省と私どもの方の課税官庁とそれぞれ国の官庁の間でその辺は相談をしながら、そういう好ましくない事態が起こらないように努めてまいらなければならないと思いますが、詳細は郵政省からお答えがあると思います。

○小倉説明員 郵政省といたしまして、本人確認の一段の徹底に資するために、現在御審議いただいておりますところのこのグリーンカードの制度を郵便貯金につきましても当てはめてまいるといふふうに考えておるわけでございます。この制度が実施された場合にはさらに一層の本人確認の徹底が期せる、このように考えておるところでございます。また、現在私どもでは従前の手作業によります事務処理にかえましてオンラインシステムを用いました総合的な機械化を進行中でございますが、この中でいわゆる限度額管理のための名寄せ作業等につきましてもコンピュータ処理に切りかえていく等いたしましたに正しく迅速で、また効率的な限度額管理というものに心がけておるところでございます。

が、このカード制度が実施されます間にございしても、先ほど私いろいろと現在郵便局でやっております本人確認の方法等を申し上げました。銀行の方でも類似のような方法を現在としておられるのじゃないかというふうな推測しておりますけれども、さらにそういうものの一層の厳正な運用を図りまして十分な本人確認の体制をとり、御懸念のないように努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○正森委員 郵政省からオンラインというように近代的な言葉も出てまいりましたので、コンピュータ関係についてこれからしばらく質問させていただきます。関係官庁においていたしております。お待たせして非常に申しわけございませんでした。

今度のカードの発行枚数は約六千万枚ということになっていくわけですが、これは従来政府がコンピュータにインプットした枚数としては非常に大きなものであろうかというふうに思われるわけであり、これは大体納税者の何割、何割の何割を含んでいるか、あるいは逆で多いのか、少ないのか。

○伊藤田政府委員 この数字につきましてはいろいろ試算に試算を重ねまして行われましたものでございまして、ただいま言われましたように、一義的に納税者の何割、何割の何割というものは考えておりません。全体として考えております。○正森委員 それでは私どもの方で見えております別の数字をまた後ほど申し上げたいと思っておりますが、各省庁ではそれぞれの必要からコンピュータに導入しておると思うわけであり、昭和四十五年ごろ、統一コードに基づく一元的な管理ということがあるわけであり、そのときに世論がいろいろ沸騰したために実施はされませんでした。が、そのときの国会における議事録等を見ておると、当時非常にホープとして先頭を走っておりまして、これは社会保険庁のコンピュータでありまして、これを中心にしているものをいれたいというふうな答弁があったと思うわけであり

ります。社会保険庁としては現在の程度コンピュータにインプットしております。

○萩原説明員 現在、社会保険のデータで個人のものを保持しておりますのは年金に関する個人記録でございます。これは厚生年金、国民年金、それから小そうございしますけれども船員保険がございします。これには大きく分けて被保険者の記録とそれから受給者の記録とございします。現在電算機で持っておりますのは、被保険者で、過去、制度の発足以来払い出した被保険者番号、これは必ずしも一人に一つというわけではございせんが、これがコンピュータに入っております。約一億三千万件、受給者記録にいたしまして厚生年金、国民年金合わせまして大体一千万人分というふうな考えでおります。

○正森委員 警察庁に比べてもらっていると思いますが、警察庁は主として運転免許証の登録であると思ひます。そのほか犯罪等についてもインプットしておると思ひますが、それはどのぐらいの数でございするかと。

○伊藤田説明員 まづ運転免許の関係でございします。免許台帳が四百五十万人、それから免許不適格事由台帳、これは違反などの台帳でございしますけれども、四千七百万件でございします。それから犯罪関係では約五百万件でございします。

○正森委員 きょうは複雑になりますので来ていただいておりませんが、そのほか法務省が出入国管理関係で五十四年の調べでは約千五百万、運輸省が車両登録の関係で五十五年一月では約三千万、四百万というふうなインプットしております。労働省も労災及び雇用保険関係で幾つか持っております。こういう個人データがいろいろ管理されておるわけですが、その秘密といひますか、あるいはプライバシーといひますか、そういうものが保護されるということは近代的な国家にとって非常に大切であると思うのです。

そこで、こういう問題を扱うのは行政官庁ではないかと思うのですが、報道によればOECDでもこういうプライバシーの保護についてのガイドラインが近く出るということだそうであり、外務省に聞きましたら、この近くというのがどうも年内でもどうかというふうな可能性もあるというふうには聞いておりますが、いずれはこれを受けて国内で一定の基準をつくらなければならぬというふうに思ひます。行政官庁は昭和四十五年当時は統一コードをつくったことと非常に積極的であつたわけですが、そのときに当時の記録を見ても一番欠けておりましたのは、行政上の能率、能率と、少ない費用でいかに住民に対してサービスするかというふうなことは、それが議論されておつて、そのことによつて住民のプライバシーを侵害することはないであろうか、それを保護するためにどうすればいいであろうかという議論がほとんどとつていひはど欠落しておつたというのが非常な欠点であつたと思ひます。OECDでもそういうガイドラインというふうな考えが出てきたわけですが、行政官庁は他の省庁とも協力しながらこれについてどういふような段階にあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉村説明員 ただいま先生のお話にございましたように、OECDがガイドラインを出すという情報は従来から入っております。ただ、いづころになるかというところにつきましては、先ほどお話しがございましたように目下のところ不明というところでございます。そういうことで、現在の行政機関におけるプライバシー保護についての問題でございますが、行政官庁といたしましては、御承知のように四十五年度から個人統一コードの研究というのをやりましたけれども、その後その研究は中止しておりました。現在では統一コードというものは一切検討もしてございませんし、今後検討する予定もございません。

また、昭和四十九年に行政監視委員会に諮問いたしました、行政機関における電子計算機利用という面についてのプライバシー保護について諮問をいたしました。五十年に中間報告を得ておりま

す。また昭和五十一年には事務次官等會議の申し合わせ事項ということでデータ保護管理準則というものを決めまして、各省庁にこの準則に基づいて規則をつくっていただくということで推進しておりますし、またこの方針は自治省からも通達をお出しになりまして公共団体にもできるだけその線に沿ってやっていただくという方向で努力しております。その後、行政管理局といたしましてOECD等の動向も踏まえまして関係各省を集めます會議を開催するというようなことで、できるだけプライバシー保護を推進するという方向で努力しております。

○正森委員 いま行政管理局から御答弁になりましたが、統一コードをつくるようなそういう考えは全くないということをお前提に言われたんですが、それについては若干疑問がございますので、後でもう一遍伺わせていただきたいと思ひます。しかし、保護管理準則とありますが、規程というものは各省庁でも出して通達をしておると思ひます。

いまここに社会保険庁の年金保険部長というのが昭和五十五年一月二十二日に都道府県知事に出した「新しい事務処理方式の実施に伴うデータの保護及び管理について」という通達のようなものがあります。これはきょういただいたばかりですから、多分間違いないものであらうというように思ひますが、たとえばその中を見ますと、「社会保険事務所におけるデータ提供の基準」というのが書いてあるわけですね。それを見ますと、法令の規定に基づく場合や本人や家族の照会に対して答える場合とか、あるいは本人の承諾のある場合とかいろいろありますが、同時に「上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない場合であつて、データを提供することにつきやむを得ない事情があるものとしてデータ保護管理者が承認した場合」という規定が入っているわけですね。これは一部の新聞は、データ保護管理者というのは即社会保険事務所長であるというように考へて書いています。記事がございましたが、この通達をよく拝見した

しますと、データ保護管理者というのはそうではなくて、本省の社会保険庁の計画課長と業務一課長と二課長であるというように読めるわけですが、そうですか。

○森原説明員 先生のお読みになりましたとおり、データ保護管理者というのは本省の課長というふうにいたしました。実際にお出しする場合に地方の社会保険事務所の判断では出せない、中央まで上げていただきまして、そこで事情を判断した後、社会保険事務所長から出していただくというふうな仕掛けにしております。

その他の明らかに文章で書いてあります事項につきましては、社会保険事務所長限りで出してよろしいという仕組みになってございます。

○正森委員 そのやむを得ない事情というのはどういうぐあいに考へておられるわけですか。

○森原説明員 たとえば生活保護受給の場合に、通常の場合でございまして、保護を受給される方の本人の御承諾を得まして、私自身の年金額が幾らかお調べいただいても結構ですというかつこうで福祉事務所の方から社会保険事務所の方に御照会があるというところを想定しておりますが、生活保護の中には職権の保護開始みたいな、保護を受ける御本人が精神障害であるとか、あるいは意思能力をほとんど失つておるというような場合がございします。このような場合にございましてどこまでそういう状態が許されるかということでございますが、典型的な場合としては、やはり職権保護開始に伴うそういう福祉事務所からの御照会については、場合によつてはやむを得ないというふうに判断することもあるというふうに考へております。

○正森委員 事実を確認しておきたいわけですが、一々出所の新聞の名前は申しませんが、新聞報道によりますと、社会保険庁が一月から始めた年金オンラインシステムでは、各地の社会保険事務所の窓口の受像機にボタン一つで加入者の職歴や収入歴を映し出す、非常に便利なものであるというふうになっているのですね。ところが、こう

いうものについて別の新聞によりますと、警察が刑事事件容疑者の現住所調べにデータを使った例があるというふうに言われているわけですね。そうしますと、これもやむを得ない事情に当たつてそういうことが行われておつたのかどうか、警察庁にも来ていただいておりますから、両省庁で御答弁を願ひたいと思ひます。

○森原説明員 一般的な犯罪捜査に關しまして御照会がありました場合には、個人のプライバシー保護という点から基本的にデータの提供には応じないこととしております。ただし、年金の詐欺のようには社会保険庁が事件の直接の当事者であるというふうな場合には、捜査に御協力するという意味からデータを提供する場合もあり得る、そういうふうに考へております。

○正森委員 警察庁、よろしいか。

○加藤説明員 ただいま御指摘ございました事実につきましては、実は私もまだ承知いたしておりません。ただ、考へられますのは、ただいまお答えございましたように、年金詐欺関係やあるいは年金手帳の盗難というふうな場合に、そういう犯罪事実そのものを確認するというものためにそういう問い合わせをすることはあり得るというふうに思つておりますが、一般の犯罪捜査の場合につきましては、その被疑者、容疑者の住所調べのために社会保険庁に問い合わせるということとは私ども考へておりませんし、またそういうふうなこともないと思つております。

○正森委員 恐縮ですが、自治省も来ていただいていると思うわけですが、各地方自治体が、多分住民票だと思ひますが、それをコンピュータにインプットしている数が年々非常に勢いでふえておるというふうに聞いているわけでありまして、そこで、その現状について御報告をいただきたいと思ひます。

それと、時間がなくなつてまいりましたので、これも新聞の報道するところによりますと、東京都の目黒の区役所でコンピュータから打ち出された二十万人分の選挙人名簿が郵便局に渡され

て、保険の勧誘に使用された例があるというように報道されておるのですね。こういう事実があったのかどうかということもあわせて御報告を願ひたいと思ひます。

○小野寺説明員 市区町村におきまして、大体七百四十一市区町村が電子計算機を導入して業務の処理をやっております。住民税、固定資産税、それから最近におきましては、御指摘のとおり住民記録等のものが非常にふえてきております。全地方団体の二六・四％が電算機によつて住民記録を処理いたしております。

○岩田説明員 お答えを申し上げます。昨年、目黒の選挙管理委員会の手から選挙人名簿の抄本そのものではございませんが、抄本と同じものが郵便局の方の要望、つまり短い時間に選挙関係の書類、それから入場券、そういうものの頒布をするために必要であるからという要請に基づきまして郵便局に渡りまして、それが他の保険業務のために用いられておつたということが後になってわかつたというケースがございました。

それにつきましては、事態がわかりましてから選挙管理委員会といたしましては直ちにそれを返してもらいましたし、また都の選挙管理委員会といたしましては、区や市の選挙管理委員会を集めましてそういったようなことが起こらないようにという意思統一もし、それなりの研究もしているようにでございます。

御承知のとおり、現在選挙人名簿の登録そのものは公開されているものではありませんけれども、それはまた名簿の本来の目的のためのものでありまして、他の業務のために用いられるということとはわれわれとしても大変遺憾なことだと思つておりますし、こういうことのないよう今後とも指導してまいりたいと思つております。

○正森委員 伊藤田さんに伺ひたいと思ひます。これは、たしかこの審議の当初の段階で島田委員の質問に対してお答えになったこととございしますが、グリーンカード制度を行いましたときに、当然のことながら、グリーンカードの交付を受け

コンピュータにインプットされた方が死亡なさることもあれば、他の市区町村に転居なさる場合もある。これを確実に整理しなければ十分な目的を達せられないわけですね。この点についての島田委員の御質問に対して、たしか国税庁側はこう答えておるのですか。「その点につきましては、役場の方に選別していただくことは非常に困難かと思ひます。ただ、先生のおっしゃいましたところと若干違ひますのは、ただいまのコンピュータは非常に進んでおりまして、そういう機械的作業につきましては、時間的にもあるいは経費的にもそう大きなものではございませんので、むしろ地方公共団体においてこの住民についてはグリーンカードの交付申請がすでに行われたということ

を常に表示、あるいはイヤマークしておいていただくという手間に比べまして、はるかに全体の情報を一度入れまして、セレクトのみに使わせていただくというの方が事態は簡単でございませう。」「こう言っておるのですか。これは解釈の仕方はいろいろありますけれども、とりよつては住民票の記録を一応国税庁の方でインプットしておいて、そしてその中からいろいろな異動等を使つてもらう、あるいはグリーンカードのあるものは選別して使うという方がかえつて時間的にも経費的にもいいんだ、こう読めば読めるんですね。そういうふうに読んでいいのですか。もしそう読んではいけないと言つてほしいし、そうでないならもう少し誤解のないように説明をしてほしいのです。

○伊豫田政府委員 お答えいたします。現在のわれわれの考へております制度のもとで必要なのは、グリーンカードの番号を持つていらっしゃる方の記録でございます。それにつきまして、それ以外のものをあらかじめいただいております、それをインプットしておいて新たにいただいたものをそれからセレクトするといふのでなく、私がそこで申し上げました趣旨は、グリーンカードの方のデータだけが現在インプットされてい

る、それに加算したときにはね出す

ことができるという意味でございまして、あらかじめデータをいただいておりますね出すというところではございせん。したがつて不要になるわけではございせん。ですから、入れましてインプットしてございませう。情報の劣化を防ぐために必要な範囲において使用させていただくだけでございまして、その後、ナンバーの振つてないような住民登録についての記録がインプットされたまま残るようなことはございせん。そのように考へております。

なお、若干その後いろいろ検討いたしました点を補足させていただきますが、確かに市町村の方にあらかじめデータを差し上げておいて、向こうでセレクトしていただくのは、これはとても困難でございませう。これは間違ひございませう。ただ、私の方へいただきましたものにございまして、そのセレクトを機械でやることももちろん簡単なんです。機械でセレクトするためのインプットをするのになかなか暇がかかるわけではございませう。そういう意味で、手作業でやるかということも現在検討中ではございませう。これをつけ加えさせていただきます。

○正義委員 また大臣のおられるとき聞かしていただきましたが、時間が参りましたので、話の途中なんですが一応切らしていただきたいと思ひます。

私がいま非常に技術的な問題あるいは各省庁にまたがる問題を少し長い時間をかけて聞きましたのは、いまコンピュータが非常に普及してございまして、政務次官もお聞きいただきたいのです。が、各省庁で何千万という数がある。そのほかに地方自治体がある。きょうは時間がありませんから申しませんが、民間もある。そしてその民間と大蔵省とが、ある意味ではオンラインで情報交換をしておるという面もあるやに聞いておるわけでありませう。そこで、そういうものがオンラインされて、統一コードで一元化されるということにもなりますと、これは個人のプライバシーにとつては大変な問題になってくるわけであり

ます。

諸外国の中では、アメリカやあるいはECなどで非常にコンピュータが進んでおるところもあつて、そういうところでは、おおむねプライバシー保護に関する立法が行われて、そして実施をされておるわけなんです。ところが、日本の場合には、ある意味ではそれが文明国の中では最もおくれつておる国であると言つても過言ではない、こう思われるわけですね。そこで、このたびのグリーンカード制というのは、自分の方から非課税にしたいんだと言つて申し入れた人だけに交付するのだ、そしてそれをコンピュータに入れるのだということにはなつておりますけれども、六千万という数は大変な数なわけですね。すると、一たんインプットされたら好むと好まざるとにかかわらずそこにある情報が入つてくるということになり、それがほかのものとオンラインされて一元的に管理されることになり、自分の知らない間に、それが、いまちょっと聞いただけでも何やら勧誘に使われたとか、いろいろなことが出てくるわけですから、もしそうなる

と大変なことであるというところで聞いたわけでありませう。

その私の危惧を倍加させるのは、本年の三月五日に予算委員会の第一分科会で、同僚の議員といひますか、社会党の横路先生が質問をされたわけですね。その最後の段階で、行管庁の宇野国務大臣がこう答えておるのです。「なおかつ情報の管理におきまして、やはり徹底した一元化を図つていかなければならぬ目的も到達されない、かように考へまして、十二分に各省庁とは協議を重ねる所存であります。」こう答えておるのです。これは四十五年以来最も問題になった個人コードで情報を一元化するという方向に進むとそれかぬない発言なんですね。そうすると、一番新しいコンピュータ化を今度大蔵省がやるんだ、その数は六千万からあるんだということになると、これをひとつ利用してやろうというやうなことをもしこういふ方面の一つの責任者である行管庁が考へ

ておるといふことになれば大変なことになる、二百億の費用をかけて六百億の税収を上げるといふやうな利益にとどまらない非常な不利益を国民がこうむることになる。そして、もし私が人悪く考へれば、相当勘定高い国税庁と主税局が六百億の収入を得るために二百億からの金を毎年かけるのは、まああるほどこういふやうに情報一元化して国のお役に立てようというためなのか、それならこれだけの費用をかけるという意味がわかるというやうに、これは何とかの勘ぐりではありませうが、考へざるを得ないことも起こつてくるのでございませう。この宇野行管庁長官の発言は実に重大なものでございませう。横路先生も気がつかれたのでございませう。そこで時間が終わったものだから、大変な発言だとか何とか言ひながら終わったということになつておりますので、私が横路先生にかつての間での質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いま御懸念のやうなことがあり得ないといふことを担保いたしますために、御審議をいただいております所得税法の第十一條の二という新しい条文中に、「少額貯蓄等利用者カード及びその記載事項については、少額貯蓄等利用者カードの交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない。」といふふうに明記いたしますとともに、所得税法の第二百四十三條を改正いたしまして、「所得税に関する調査に関する事務又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」といふこととしておるわけでありませう。財産に関する税務の調査といふのは一般的にかなり立ち入つたプライバシーの侵害をするわけでありませうから、たびたびお答えをしておりますやうに、税務職員

わけでございます。所得の調査に關して、一般的に普通の公務員であれば守秘義務は一年でございませうけれども、二年という守秘義務を課しております。それは所得の調査に關して知り得た事務だけではなくて、このたび御提案申し上げておりますカードの交付番号そのものについても重い守秘義務を課しております。これはどういふふうに官庁の情報交換ということができていくかわかりませんが、けれども、所得税ないし法人税その他税の調査に關する一般の考え方として、そういうものとドッキングをして広いネットワークを組むことはできないというふうに考えておりますし、今後ともこの考え方は変わらないと思ひます。

○吉村説明員 行政管理局長官の答弁に關しまして私から釈明をいたしますのもちよつといかがかと思ひますけれども、当時の議事録を読みますと、行政管理局長官はその前段におきまして、今後プライバシーの保護には全力を挙げたいと思ひますという一段がございまして、それを受けて発言された言葉の中にや疑問の残る点があつたかと思ひます。その趣旨は、各省の公文書の管理等が必ずしもきちんとして行われていたとは言えない、そういう問題を通的な基準のもとに整備を図るといふような問題がある、あるいはプライバシー保護について政府内部の共通的な認識が要る、そういうものを統一あるいは一元化というような言葉で長官が述べられたというふうに理解しております。各省庁の情報を集中的に管理するとか、個人情報コードの統一を図るとか、そういう趣旨では全くございませんとおぼしめてございませう。ぜひ御了解いただきたいと思ひます。

○増岡委員長 午後七時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後六時三十一分休憩

午後七時十分開議

○増岡委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

引き続き質疑を続行いたします。伊藤茂君。○伊藤(茂)委員 午後とも質問をさせていただきますが、大臣が見えませんでしたから、四点お伺いをさせていただきます。その一つは、先ほど物価問題に關する関係閣僚會議が大臣も出席をされて終わったようでありまして、閣議をして一、二お伺いをしたいと思ひますが、いずれにしても国民がこれからの物価動向はどうなるのか非常に心配している、またこれからの経済動向についても最も重要なポイントであるということ、幾つかの項目についてお決めになったと思ひます。その中では特に財政、金融、公共事業の運用などを含めて大蔵省が施策として注意をしなければならぬ問題も幾つかあるわけでありませう。

土地の問題はまた後で別にお伺いしたいと思ひますが、きょう、先ほどお決めになった閣僚會議の項目に基づいて、特に大臣、大蔵省として特段にどういふ努力を重視をされますか。たとえば公共事業の執行についても、五十五年度予算成立後の執行計画について慎重な配慮が必要だと思ひます。それから、上半期、下半期、年度を含めてしかるべく目標を早急に定めて対策をとるといふことも含まれているようでありませう。これらを経済動向を見ながらどのようにおやりになるという気持ちでございませうか。

それから金融政策の問題があるわけでありまして、さらに引き締め基調を堅持する、またマネーサプライの状況の監視などの問題があるわけでありませうが、それらの基調をどう持つていくのかという点と、ちよつと心配なのは、金融に關係をして中小零細企業の問題ですね。やはり中小零細企業にとっては、マクロの立場から見ても金融引き締め政策がとられるというところはあるわけでありませう。いろいろな個別の業者が苦しくなると、一面では金融引き締めで金繰りが苦しくなる、また一面では物価の値上がりによって原材料の値上がり、製品価格にそう転嫁するわけにもまいらな

い。確かに今年度予算では中小企業対策費は五、五%の伸びしかないという財政面では非常に弱い対策しか組まれていない。政府金融の面では一八%くらい系統金融が伸びているというところはありますけれども、現実に業者にとっては非常に問題だと思ひます。こういう金融引き締め基調の堅持という中で、経済の弱い面については特段の対策をとる、何か配慮をしながらやっていくというところも必要なのではないか。

幾つか申し上げましたが、先ほど大臣も御出席で決まった物価問題閣僚會議の決定に關連をしてお伺いをしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 いま帰ったばかりでございますが、「当面の物価対策について」、いわゆる総合物価対策でございます。

今度、一連のものをみますところ、先ほど委員御指摘のような物価等到大変警戒を要するという前提のもとに立つて適切な総需要の管理、便乗値上げの防止、海外要因による価格上昇等の影響を最小限にとどめる、そして六、四%程度の政府見通しに沿つて全力を挙げて物価の安定に努める、そうして、この際、生産性の向上が物価安定に欠くことのできない要件であることにかんがみ、各界が一層の生産性向上に努めることを期待するといふ前文のもとに、先ほど御指摘になりました公共事業等の施行についてまず書かれておるところであります。

物価動向に細心の配慮を払うものとして、五十五年度予算成立後の執行についても別途早急に目標を定めて、当面、抑制的な事業施行を図るものとする、こうなされておるわけでありませう。この点につきましても、かねてから政府内部で検討しておるところであります。そうして率直に申し上げて、各公共事業担当省ともいふいわばヒヤリングに入っているところでございます。従来は予算が成立しました翌日、このおおよその数字を発表するといふのが先例になっておりましたけれども、今度、もしそれまでに予算現額が完全につかめて、そしてヒヤリングが終了したら、予算成立前に

もあるいはお許しを得てこの計画を発表しなければならぬかな、そういうふうに考えておりますので、抑制的な基調ということできょうのところは終わっておるところであります。

金融政策につきましては、いま御指摘のように、引き締め基調を引き続き堅持するとともに、マネーサプライの問題を監視をいたしまして、金融調節に当たっていく。特に公定歩合が最高に引き上げられて、これでもって天井感というものが出ることによって物価の安定にいい意味における影響が出ることを期待しておるといふような状態にあるわけでありませう。

特に最後にお聞きになった中小企業の問題でございますが、確かに委員御承知のように倒産もふえております。したがって、いまのところ金融面におきましては、いわゆる相互銀行、中小企業金融専門機関ばかりでなく、都市銀行等の一般金融機関にもどちらかといえば中小企業に対しての融資というふうな傾向がふえておるといふ情勢ではございませう。いま決定したわけではございませうが、いづれ金利というもののいろいろな形において影響を及ぼすならば、当然これに対しては一層きめ細かい配慮をしていかなければならぬといふようなことがいまの物価會議で論じられた内容でございませう。

○伊藤(茂)委員 次の話題に入ります。

午後もお伺いをしていただくのですが、昨年来、一般消費税、総選挙の結果その他ということで、何か最近の国民の関心、世論調査なども税金についての関心あるいは相談というのが非常に多いことが特徴的になっておる。それだけにいろいろの不満も不安も高まっているといふことでもあると思ひます。また、これから八〇年代、参加の時代とか言われませうけれども、そういう中でより一歩前向きの努力をして改革をしていくことが非常に求められているといふことではないかと思ひます。午後主税局長や政務次官にも御答弁を願ったのですが、税制と民主主義というところについて大臣の御決意のほどを伺いたいと思ひます。

正月の「フィナンシス」を見ておりましたら、大臣が「七難八苦を乗り越えて」というタイトルで、これから広く国民の理解と協力を求める謙虚な態度をもってという文章をお書きになっておりました。大臣が「お書きになったのかどうか、大臣の名前でですか」というお気持ちではないかと思うわけでありまして、私はその言葉は大変結構なことだと思ふのです。ただ、その方向がさうに消費税、変形一般消費税を強行しようということでは困るわけでありまして、今日の状況の中で税と国民社会、そういうものについて近代社会としてあるべき一つの方向づけがつけられていくということが時代の流れとしても非常に大事なことでありまして、私は思うわけでありま

え、非常によく聞く耳を持つという姿勢を今日までは貫いてきておるつもりでございます。したがって、私自身、いわゆる税の問題、税と民主主義というような問題については、すなわち納税者、国民の理解をいかにして得ていくか、これはきょう伊藤さんと私とが問答することも大きな国民との理解の媒体となることとも思ふます。そういう意味において、まさに本院の御決議にございまして、広く国民各界各層の意見を聞いて、歳入、歳出面から財政再建への手法を選べ、そういう御趣旨に沿ってこれからは私も姿勢を貫いていかなければならないと思ふます。

そこで、具体的な御提案としての税制調査会の問題でございますが、私はその構成という点については、まさに三十人の枠内で消費者、婦人、労働関係者を含めた各界各層の学識経験者をもって構成されると思ふます。一、二度出させていただいてもそういう感じがいたしますし、また、かつては労働界の代表であった人がいまや国会に議席を持つて税制調査会等のことを想起しながらいろいろな御質問もいただくという状況でございますが、ただ、要は運営の問題であると思ふのであります。したがって、これは大蔵省の会議室の中の議論であつて、国民にもっと開かれた理解を求める一つの手法として、いま伊藤さんの御提案の公聴会を開く問題でありますとか、そういう問題については、そういう御意見があったというのを率直に税制調査会長に御報告申し上げて、そして運営の基にそれらを考へていただけるようにお願いすべき課題ではないかというふうに理解をいたしました。

いますか、大胆にといひますか、国民の参加と民主的な意見を求めてやっていく、いままでの延長線ではないのだという、また大胆に政府の意見も取り入れる、大臣がいまおっしゃられたような方向でぜひ具体化をしていただきたいというふうに私は思ひます。

それからもう一つ、これは急にお伺ひして恐縮なんです、私はこれからそういう参加民主主義の税制というのを考えますと、国の財政が赤字になったから税負担をお願いする、増税をお願いするということの理解というのは、率直に言へば非常にむずかしいだろう、地方の時代と言われれば、地方の方に役立っているのかという面からすれば、地方の方をむしろ強化をする、これは直接に身近でやはり意見が通るわけでありまして、また、ここで、時間がございますから、地方制度調査会の十七次に及ぶ答申あるいは今日十八次をスタートしてごたごたしている状況などは申し上げませんけれども、そういう視点、総理も地域の時代とか、田園都市構想とか言われておりますし、また地方の時代ということもいろいろ言われている、そういう時代の目指す方向を、何かさつき午後の質問の中でも、ちょっと城山三郎さんの「男子の本懐」で井上蔵相のことなんかを読んだ感想なんかを含めて申し上げたのですが、そういう時代の方向を目指すというふうな視点も非常に大事ではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○竹下国務大臣 地方制度調査会でございますが、等々に移りますと、私も直接の立場ではございませぬが聞かされております。そうして、地方の時代とか田園都市構想とかいろいろの議論をするたびに、地方自身が持つ財源というものをどう強化すべきか、こういう意見もあることは事実であります。また一方、私の関心をもちまして調べてみましたのは、昭和五十二年の国税がどのように都道府県に還元されておるか、そういうことを見ますと、東京都が全部で所得税、法人税

等をもとより含めて九・八％還元されておる。それだけ言つてみれば担税力がある。私の島根県が五倍返つてきておる。これが一番貧困である。担税力がないという意味でございます。そういう意味において、地方の時代というのはそういう形における一つのものもやはりあらねばならぬかな、こういう印象も持ちましたけれども、私自身いまの御指摘等を十分踏まえてこれから対応してみたい。ただ、「男子の本懐」というような時代とは、若干、私違ふと思ひます。その意味においては、まさに国会の構成も、大政党が二つあるという状態ではなしに、いろんなニーズが多様化して多党化時代を迎えておるというふうな状態でありまして、国民のニーズもまさに多様化しておりますので、その調和点をどこに求めていくかというふうな考え方もやはり政治の上で大きな必要なエレメントじゃないかな、こういうふうにも考えております。

○伊藤(茂)委員 もちろん私も井上準之助大蔵大臣がたどられたようなことを竹下大蔵大臣に期待しているわけじゃありません。ただ、気魄というのか何というのか、そういうことを読んで感じましたので申し上げたのです。それから、次に移りますが、いままでのこの法案の審議の中でちょっと気がかりなことは、直間比率というところについての大臣の御答弁です。そこいらつしやる坊さんが大蔵大臣のときに議論したことがございまして、元大臣の坊さんは、直間比率のどれがどういうウエイトがいいのか悪いのかというところはもちろんアブリオリに決められるようなものではないというのを言われておりましたし、先ほど主税局長もそういう御答弁をいただいたわけでありまして、最近はその話の中に「しかし」という言葉がございまして、何か国際経済時代に伴つてどうであるとかというお話も前にありまして、それから、これからどうしても消費一般に着目するという視点は必要であるというふうな意味でのお話もございましたし、私は、そういうのを聞いておりますと、何がイージーに一般

消費税と同じような繰返し返しが考えられているのではないかという気がするわけであります。理論的には所得税が最も理想的な税制であるということとは各界から言われることでありますから、そのとおりであります。その辺のことをちょっと明確にしたいです。

○竹下国務大臣 確かに、誤解があつてもいいけませんので、やはり財政再建に対応するところの今後税制の問題のあり方につきましては、あの総理の言葉をかりますならば、国会決議というものはぜひ注意してつくられた決議文であるというふうに理解をしております。すなわち、あくまでもいわゆる一般消費税(仮称)という前提において消費税一般を対象とする税制そのものを否定することとは、これは税制上問題がある、したがつて、最終的には国民各界各層の意見を聞いて蔵入、蔵出両面にわたつてその手法を模索しろ、こういうことになつております。そこで、当然のこととして、やはり私は、直間比率というような問題については、きょうの議論も通じ、またいろんなマスキを媒体としたりしながらも、これは国民との問答の中にあるべき姿というものが模索されていかなければならぬ問題ではないか。確かにアメリカは直接税が大変に高い。そして他の先進諸国と言われるところは、日本に比べれば間接税の占める比率が非常に多い。また最近のイギリスで見れば、直接税を減らし間接税を増収を求める。いろいろな手法がとられておるわけでございますので、そういう一方に余り偏ることのないような形の方が――それぞれの長所、短所を生かしながら国民の理解と協力を得ていくべきものであると私は思ふのであります。したがつて、この問題こそ、いまい何対何の直間比率が適当でありますという結論などを申し上げるほど私もうぬぼれてもおりませんし、それこそ国民との問答の中に理解と協力を得ておのずから模索し、適切なものが決まってくるべきものであるというふうに理解をいたしております。

○伊藤(茂)委員 土地の問題について一、二お伺

いしたいのです。午後も議論をさせていただいたのですが、いまの直間比率に關係をして、消費税的なものについてワン・オブ・ゼムとかいろいろな議論が前からございまして。私は午後の議論の中で、そのゼムというのは幾つあるのだというお話をしたわけでありまして、土地政策こそ、こういう税制の持つ意味、しかもその中で譲渡税の持つ意味というものは、土地政策あるいは住宅政策の中で文字どおりワン・オブ・ゼム、そのゼムの方はたくさんあるのだという感じがするわけでありまして。

昨年も提案され、ことしも提案され、しかもその効果ははっきりしないという状態が続いています。しかも、地価の問題の状況にいたしまして、三大都市圏、特に東京圏は異常という状態に近づいて、そういう状況にあるわけでありまして、私には、たとえば閣議でこういう法案を提出することを決める、そんなときに、まあ大蔵大臣としては、期待するところでは、土地問題がいよいよと非常に大変な状況にあるときにこんなことだけ出してくるのでは困る、総合的な、しかも効果のきちんと出るような思い切った総合対策を土地についてはとるという必要があるのではないかと、このことを大いに強調されるべきではないだらうか。

先ほど御決定になつた総合物価対策の中にも、三行ほど土地の問題は含まれているようでありまして、どうも私は見詰めるだけに終わるのじやないかという気がするわけでありまして。もちろん、これは大蔵大臣の所管よりも、むしろ建設省、国土庁の方がウェイトが大きいかもしれせん。しかし、閣内での重要なポストでございますから、そういう立場から、総合的な対策を強化をしていく、しかも、それを早い時期にやらなければならぬというふうな見解を持って努力をされるべきではないだらうかと思つておりますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 大局的に申しまして、私も同感

でございますので、いわゆる土地に關しては、完全な私有財産とは別の物の考え方を持つていいではないかなどという議論が、いわば自由主義経済学者の中から出てくるような国でございまして、ただに、この総合土地政策ということにつきますと、私もいつもそういう感を深くいたしております。

したがつて、きょう決まりました当面の地価の安定の問題につきましては、「投機的な土地取引を防止するため、国土利用計画法の確な運用、地価動向の監視強化」、これはどちらかと言へば国土庁の問題でございますが、私の方に關連いたしますものでは、「土地取得関連融資の自粛の徹底等の施策を推進する」と。

確かに、銀行局長通達によりまして、また半期ごとに土地関係融資に対する報告を求めておりますので、逐次減つてきておることは事実でございます。しかし、一方、税制面では、私はいつもこの土地税制というものを議論していただく中で思ふのでありますが、まさに土地政策の補完的意味を持つだけのものであつて、これそのものが決ま手にはならぬ。しかし、範囲を広げますならば、それこそ切り売りしておつた、その切り売りの面積は広がつて、それだけの供給というものは期待できると思つておりますけれども、税制面のみでも土地政策というものを律することはできないという感をいつも深くいたしております。したがつて、あくまでもこれは政府を構成する一員といたしまして、土地政策については総合的な対策が必要であるということは、いつも私も身も感じておるところであります。

○伊藤(茂)委員 最後に一問だけ。大臣がおっしゃる通りに、文字どおり土地政策全体からすれば補完的なものだけと思ひますし、それから、税制全体でも、保有税その他いろいろなものを含めてもつと折り入つた検討があつてもしかるべきだらうという気がするわけでありまして。

いろいろな土地関係のものを、外国のものやそ

の他を讀んでおまして、ちよつとのんびりした気分であるほど思つたあれがあるのですが、しばらく前の「エコノミスト」に「土地政策は上滑りしている」というある評論家の文章がありまして、「土地野成金氏の生活と意見」というのがあります。「東京の近郊に居住する平均的農家」「名前は、土地野成金としておきましょう」というようなことで、その中にも、一体農民の心理として、土地税制と農地を売るかどうか――結論としては、「いまの土地税制の下では、」ちよびちよび必要な分だけ必要になつたときに売るだけであつて、「農地は農地のままで保有し、少しづつ切り売りするのが最も効率のよい財産運用となる」という気持ちであらうと。私は、建設省、国土庁あるいは大蔵省の世論調査とかいろいろな議論が昨年末もあつたようですけれども、こんなことだらうと思ひます。

総合対策が必要だということを大臣も言われました。私は、ひとつ提案をしてぜひお願いしたいと思ふのは、三大都市圏の中でも特にこれは東京圏が異常な状態にあるわけでありまして、關係省庁の横断的なこれらについての議論をし、対策を御研究になる、同時に、地方公共団体、關係する県の知事、さらに下まででも結構ですが、そういうところも、公共団体のあり方、いまの土地政策をめぐつて非常に困つてゐる面も多いわけでありまして、そういうものでも含めて総合的な対策を半年以内とか少なくとも秋までとか立ててみるとか、そういうことを、補完的なことだけ押しつけられてゐるというのか出されてゐる大蔵省の側から御提案になつて努力をなさつたらいかうだらうかというふうに思つておりますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 確かに、補完的役割りしか果たさないという感じのする税制の問題におきまして、あめだけではなくて、やはりむしろ一緒にやらなければならぬという感じは私もしみじみと感じております。そうしてまた、その総合的な土地政策の中では、私は田舎の育ちでございますが

政策の中では、私は田舎の育ちでござい

ら、大都市圏だけの感覚は当初はありませんでした、しかし、関心を持てば持つほど、いわゆる首都圏周辺のかつての農家の方々の物の考え方とかいうようなものに対しては、われわれもやはり考えなきやいぬなという面をよく感じます。したがって、税制のみならず総合的な土地政策の推進というところにつきましても、もとより所管としては国土庁でございますが、私どもも、期限を切つていつまでに出せというほどの自信は私にもございせんけれども、そういう考え方を進めていく下支えの役割りでも果たささせていただければ、こういうふうな考へております。

○伊藤(茂)委員 質問を終わります。

○増岡委員 田中昭二君。

○田中(昭)委員 大蔵大臣、連日御苦勞さまでございます。

きょうは何か物価問題等の関係会議が行われたようでございます。そこで物価の総合対策、七項目が決まったようでございます。そのトップに財政、金融という問題があるようでございますが、その所管であります大蔵大臣はどういうふうに取り組みを具体的に考へておられますか。

○竹下(昭)委員 失礼いたしました。もう一つ決まったので落としましたのは、電気が五〇・八三%、それからガスが四五・三四%、これが消費者物価に影響いたしますのが、電灯で〇・七%、ガスで〇・三%、特別なこととしたしましては、生活保護世帯ないし社会福祉施設については九月三十日まで料金据え置き、そういうことが決まっております。これは報告することを落としておりました。

そこで当面の物価対策につきまして、今度は七項目ということにいたしましたわけでございます。その中の「財政・金融政策の運営」でありまして、公共事業等の施行という問題、当然のこととして物価動向に細心の注意を払いながら、御案内のように五十四年度にあつては五%留保させていただきます。もうきょうの日にちになりますと、この五%留保というのは、結果的には来年

度への繰り越しということになるかと思うのであります。したがって今年度も五%留保したままに越年するわけでございますので、そうすると、そこでそれを含めたものの予算の現在額というのが早急にかめるのではないかと。そこで協議いたしまして、できることならば表現としては「抑制的な事業施行」、こう申しておりますが、一般的に公明党でよくおっしゃる後ろ倒しというふうな形になるのではなからうかと思ひますだけに、数字をあるときドラステックに出すというのは心理的效果もあるような気がいたしまして、若干国会の方と相談をさせていただきながら、もしそれができることならば、予算の成立前にでもそういう数字でもってまさに抑制的な事業施行の実態というものが御理解を願うようにしようかなと思つておるところであります。

金融の問題につきましては、もとより引き締め基調を引き続き続けるわけでございますが、まさに九%という公定歩合の引き上げでございます。これは本当に狂乱物価のときと一緒でございますから、これで天井感が出ないようでは、まだまだだめではないかという不安感を与えるようでは、心理的にもよく言われましたインフレーションといふものを刺激するような形になつてもいけませんので、着実にその効果を見ながら、まさに弾力的な運用をしていかなければならぬということをはしと痛感いたしておりますのであります。

○田中(昭)委員 その七項目の中に、私が間違つて見たのかもしれませんが、もう一つ公共料金を極力下げるという項目があつたかと聞いておりますが、それに対する大臣の御見解はいかがでございますか。

○竹下(昭)委員 確かに、「公共料金の取扱い」というところに(1)と(2)がございまして、(1)は「経営の徹底した合理化を前提とし、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して、厳正に取扱う。」これはまさにきょうの電気、ガスに対する姿勢のようなきがいたします。それから二番目の「公共料金の一部については、その引下げを図る。」こ

れは括弧内では考えられておりますのは、「夜間遠距離通話料金等」というものが考えられております。

がなくなれば確かに税金は安くなる、同感だといふようなことでもその話は終わったわけですが、そこで否定はされなかつたのですが、大蔵大臣としては、その問題について、税制がなくなればもう少し税金が安くなるという国民の期待に対して、どう対処しようと思はれますか。

○田中(昭)委員 現時点ではやはり物価の問題が大変問題であらうと思ひますし、政府のとられた施策は多とるところでございますが、今後さらに一緒にいきたいと思います。

○竹下(昭)委員 いま田中委員御指摘のとおり、本当に苦痛は感ずるが、法律で定められているから納めなければならぬ、いわゆる納税義務意識というふうなものは大変高いわけでありまして、にもかかわらず、所得税が高いと思ふとか安いと思ふ、そういう点においては、高いと思ふという人が徐々ながらふえていつておる。要は、税というものを対しては公平感の問題が一番大切なことではないかと思ふのであります。そういう公平感を持たす意味において、税そのものの執行におきましては、もとより脱税等々はあつてはならないこととでありまして、それに対して厳しい検査等も行つと同時に、また申告制度そのものの存するゆゑもさることながら、技術的な方法のPRを絶えずやつていかなければならぬのではないかと。私個人のことを申し上げてみましても、二千万円超になつた場合の財産の公開がございまして、どういふふうな形で公開すべきであるかという初歩的知識すらなかつたわけでございます。そういうようなことを考へてみますと、広報活動も必要だ、そして一生懸命で国税当局もやつておる、指導も強化しておる、そういう理解がないと、不公平感をぬぐい去ることはできないのではないかと。そういう心構えでその衝に当たつていかなければならぬ課税であるといふふうな考へます。そしていまおっしゃいましたいわゆる使途不透明金等々の問題につきましまして、今度でございました小委員会でございますか、そこで法人税制の仕組み全体についての御議論をいただく中で、当然のこととして貴重な御意見をわれわれは報告するわけですから、審議の対象にしていただけるものであると考へております。

それは括弧内では考えられておりますのは、「夜間遠距離通話料金等」というものが考えられております。

○田中(昭)委員 政府の重立った方の中に、特に

大蔵省出身で代議士になっている方の中には、税金というのはかすめ取るのだ、直接税の所得税なんかではめんどくさくて税金が余り上がらないから、そういうものでなくて税金とはかすめ取るものであると言われるというようなことが報道されておるのです。まさか竹下大臣はそうではないと思ひますけれども、総理もそれに似たことをちよつとおっしゃったことがあるのですが、大臣はどうですか、税金は取るのですか。

○竹下国務大臣 税金はやはり国民の皆さん方の納税に対する義務意識というものをいかにして定着させていくかということがまず第一にある者の基本的な政治姿勢であらねばならぬ問題であると思ひております。

○田中昭委員 ちよつと大臣、私の質問に対する答弁になっていないようでございますけれども、あなたもこの間数年前の税金をまた修正申告されましたね。ああいう目に遭いますと大変だと思はれると思うのですが、しかし、内容はどういうふうになっておるか私存じませんが、税金の問題は大事な問題でございますから、ひとつ慎重に国民の期待に沿うようにがんばってもらいたい、こういうふうに思ひます。

これは注意すべきかどうかわかりませんが、本会議で税収の見積りについて五十三年度が少し見積もりが低かったのじゃないかという質問に対して、あなたは過去には二割くらい低過ぎたこともあったとか何とかという御答弁をされたことがありますが、覚えておられますか、記憶ありませんか、なかったら、今回ここに持つてきておられますからお見せしてもいいのですが、それは大体いふことです。

○竹下国務大臣 これはたまたま勉強しております、要らぬことを言ひまして、四十八年が増減割合がプラス二〇・六というのがございます。それから五十年がマイナス二〇・七というのがございます。したがって、昭和四十年からずっと見ておきますと、一番的確であったとでも申しましょるか、五十一年の〇・九というのが一番低うござ

います。二番目が五十三年度の二・二でございますが、大体ざつと見ますと、九とか一〇とか七とかというのが平均値になるものかな、特に増減割合が大きかったのが四十八年度の二〇・六のプラスと五十年の二〇・七というマイナス、それを覚えておったもので、それからもうお答えをしたわけでありまして、その見込みが狂うのはいいことだなどとは決して思ひておりません。

○田中昭委員 それは、後の方に言つておられますからわかるのでございませう、結局お役人さんがつくったものをそのまま読まれるからそういうことになると思ひます。勉強のせいじやないと思ひますよ。四十八年と五十年はそれぞれの理由があるわけですね。五十二年、三年はこれだけ安定成長のときに、そんなことは私に言わせれば言いわけにはならない、こういうことだけ申し上げておきます。

そこで、時間も余りございせんから、次にもう一つ別な問題をお尋ねしておきますが、それは行政改革の問題でございます。これは大蔵省が大変力を入れなければならない問題で、行政改革の中で大蔵省の目玉とも言われます財務局の統合の問題です。私、九州でございますが、九州は二つを一つにするというところで、いま大変な問題になつておるのです。これはもうある述べてなくても竹下大臣は大体九州のことはおわかりいただいておると思ひますが、余りにも常識はずれのことをしますとこれは大変なことになる、こういうふうには思ひます。大体そのきつかけは、おたくの事務次官さんが各県に行かれましたね、熊本県と福岡県、それぞれ行つて、この行政改革の財務局の統合問題については白紙委任をしてください、

そういうことを言われたということが報道されました。それから毎日、新聞報道は南の熊本に北九州は統合されるのだという記事がたくさんございす。これは私は事実であればそれでいいと思ひます。けれども、ちよつと異常ですね。南北戦争と言われます。どうですか、大臣、いま言われ

ないことはわかりませんが、余り非常識なこととはやらないということだけはひとつお答えいた

だいておきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○竹下国務大臣 行政改革のブロック機関の整理ということにつきましては、まず随分始めよと言われておるのが行政監察局と財務局、こういうことになつております。したがって、やはり特定してはならないという考え方で財務局全体の中でどこか一局を減らすところはないかということでは、部内ではいろいろ協議した。そうしたら、やはり同じ地方に二つあると言へば九州ではないかというところまでは一応の意見を見た。それにはやはりファッショではございせんから急激なことをしてもならぬので、したがって、地元の知事さんなり、白紙委任と申しますが、何となく考え方を聞かしていただいたりしながらひとつ意見を聞いてきたらどうか、こういうことになりました。事務次官が参つたわけでございます。したがって、私どもは、いま、まだ大蔵省へ帰つて会議する時間が全くございせんし、もう一度ある一定の時期には、会議を持たないままでも何となく決めたと言つても私もいけませんし、各般の情勢を慎重に検討しながらこの南北問題というのに対して応じよう。しかし、同じ九州でございますし、本

当に言葉も余り違ひませんし、大変仲のいい仲で御結論が出していただければ幸ひこれに過ぐるものはないなという期待と願望を持つておるということだけを申し上げておきます。

○田中昭委員 しかし、やはり大蔵大臣がきちつとした決断をされないといかぬわけですよ、立場。ですから、これは本當に申し上げますと、北も南もかえつて、事務次官が行かれたからどうというふうなことではありせんけれども、本心はどつちとも残すためにそういうことをやつてい

るのじゃないか、こういうのが大体の報道の落ちつくところですよ。こういうことじゃ、随分始めよどこか、どうにもならない。竹下大臣も九州のことを御存じのようでございますけれども、いま熊本にあるそういう機関が宮崎に出張する場

合にどういうようにしておるか御存じない点があるうかと思ひますが、きょうはそこまでは触れ

ません。しかし、大変なそういう問題も含んでおりますから、どうかひとつ常識的な決断をしていただくように要望しておきまして、終わつておきます。

○増岡委員長 古川雅司君。

○古川委員 たいだいま議題となつております阿法案から多少離れますが、関連をいたしまして二つの問題について若干質問いたしたいと思ひます。第一に、五十五年度の税制改正につきましては、これは将来の本格増税への布石であるという一つの観点があるわけでございます。ことに将来大型新税、仮称一般消費税としてこれを導入するということについては、従来大蔵省には伝統的な願望があると言われておりました。いわゆる好不況にかかわらず税収を維持することができると間接税中心主義といったものがあるわけでございます。今回の一般消費税導入論議については、これはい

はゆるゆる財政再建論を利用したにすぎないという見方があるわけでございます。いづれにいたしましても、五十五年度の税制改正が五十六年度以降において歳入の削減、増税余地が非常に狭いという状況の中で五十六年度以降の大きな課題になつていくということは、これは論をまたないと思ひます。五十六年度以降のこの一般消費税の導入につきましては、大平総理を初めといたしまして竹下大臣もやるともおっしゃらないし、やらないとおっしゃつていないわけでございます。大臣にこの点について二点御質問申し上げたいと思ひます。

第一点は、去る三月十二日、本委員会に参考人として御出席願つた税制調査会の小倉会長がわが党の宮地委員の質問に答へまして、中期答申、これはいゆる一般消費税導入が柱になつてい

るわけでございますけれども、この中期答申の改定作業に着手するといふ示唆をしていられるわけでございます。大臣としてはこれにどうお取り組みにな

す。大臣よろしく願ひいたします。

第二点は、今回一般消費税導入を断念されたという点について、これは昨年度の総選挙の結果を尊重されたものであるという受け取り方があるわけでございます。いずれにいたしましても、これが今回の五十五年度税制改正と含めて、国民の審判にたえて打ち出された政府、与党自民党としての第一次の回答であるというふうに私は受けとめているわけでございます。国民の総選挙の結果、国民審判の結果を尊重しているというのであれば、これは選挙の結果として、当然任期の四年間にわたってこの審判の結果は尊重しなければならぬはずであります。しかも、大臣はどのように御認識をしておられるかお伺いをしたいわけでございますけれども、あの選挙を振り返って、与党の公認を受けて選挙戦を戦われた方々の何人が国民に向かって一般消費税の導入に反対をしておられたか、そのことを考えますと、五十六年以降の導入云々というよりは、国民の審判の結果を尊重するという大臣の御姿勢があるならば、当然ここにはつきりと一般消費税導入断念ということをお答えになるべきではないか。国民の審判ということになれば、これは選挙というその明白な一つのセレモニーを通じてのことでございますので、この点明確に御答弁いただきたいと思ひます。

以上、二点でございます。

○竹下国務大臣 第一の中期答申の問題につきましては、主税局長から、内容にわたりますのでお答えをすることといたしまして、第二番目の、いわゆる一般消費税(仮称)の問題についてお答えをいたしたいと思います。

いま五十四年度の答申に基づきまして五十五年度これを実施するという諸般の準備を進めるといふ閣議決定に基づいて、そして諸般の準備を進めんとしておいたいわゆる一般消費税(仮称)、こういうものが私は選挙の結果、その税目そのものが否定されたと考えべきか、あるいは当時のそういう税を念頭に置く以前の問題として、綱紀の

肅正とか行政の改革とか、そういうものをすべきであるというふうな受けとめるべきか、その受けとめ方は総合的にいろいろあると思うのであります。しかし、選挙というものが冷厳な事実であるというところは私も否定するものではございません。戦術の問題で最初は私も思つてみましたが、票は減つていないんじゃないか。ただ、戦術上の問題じゃないかというふうなことも、やせがまんの一つとして言つてもみたかったのであります。が、やはり政権政党として厳しく受けとめる場合には、総合的な反省というものが必要であるという考え方にに基づきまして、五十五年度予算編成に当たりましては、財政再建といへば、直ちに導入をはかるのは外において、出るを制するところから始めようというので、二十年來初めてのことでございます。一般歳出におきましては、五・一％という低い伸び率でもって諸般のニーズにこたえていった。そして税制の面におきましては、まさにいままで不正とかいろいろ言われておつた租税特別措置の改正、そうした従来のいろいろな不正とかいう非常に批判をいただいていたような点から手をつけることによつて、そして最終的には本格的な税目によるところの増収は考えないままできたということが現実の姿であります。そこへ持つてきて、今度は本会議において両院において決議をなされたわけですね。しかし、この決議というのは、まさに苦心していただいておりますのは、いわゆる一般消費税(仮称)という処分はつてはならぬという言葉をわざわざお使ひいただいておりますのは、消費支出一般に着目するという意味での一般的な消費税、あるいは幅広く消費支出に着目する間接税というものを今後一切否定してしまへば、日本の税体系の中からそれがなくなつてしまふ、そういうことではいけないからというので、いわゆる一般消費税(仮称)という言葉をお使ひいただいたと思ひのであります。そして、その上に歳入、歳出両面にわたつて幅広い観点から財政方針を模索していけ、こ

ういう決議をいただいておりますのでありますから、まさにこの決議に基づいて私も財政再建の手だてを講じていかなければならぬ。したがつて、あのとき言われたいわゆる一般消費税(仮称)と同じ手法が五十六年度とれるという環境にあるとは全く思つておりません。

○古川委員 時間の都合がございまして、局長からお答えいただかないで、ひとつ大臣から第一点についても御所見をぜひ伺いたいと思ひます。ただいまいろいろ詳しく御答弁をいただいたわけでございますけれども、私の一番聞きたい点についてはお答えがなかったわけでございます。次にまた国民の審判を受ける選挙があるとして、そこで与党公認の皆さんが国民の皆さんに向かって、私は何と言おうと一般消費税の導入には反対ですと訴えて選挙をする。その結果また国民の審判が下るといふことは、今回のこの一般消費税導入、またその断念については何ら関係がないのか、先般の昨年度の総選挙の結果を尊重したというところであるならば、当然これは四年間にわたつてその結果を尊重し続けるべきじゃないかということをお伺いしたわけでございます。簡潔にひとつ、後の質問の都合もございまして大変恐縮ですが、お答え願ひたいと思ひます。第一点、第二点ともに。

○竹下国務大臣 それでは第一点につきまして、五十二年に中間答申をいただいております。それなりの時間がたつておりますが、まだ方向については御協議いただいていないのでございまして。したがつて、現在はまだそういうことが決まつてはいないということをお答えするにとどめてさせていただきます。

それから二番目の選挙の問題ですね。選挙というものは確かに主たる争点として日米安保是非かとか、そういういろいろな、その都府県、争点というものがあつたわけですね。今度も税制そのものも争点の一つであつたと思ひます。しかし、選挙の結果というものに応じてあらゆる政策が全部否定されたというふうな考えられるべきものではないではなからうか。したがつて、選挙の結果は数が示して、何言つたつてできないじゃないかという数が示されたときには、他の処分をもつてまた部分合意とかいろいろなことを考えていかなければならぬわけでございますが、いまの場合、選挙によつていわゆる目標数を下回つた場合、選挙に敗北したという表現は、四年間にわたつてそのときの公約がすべて否定されるものであるというふうには私は理解すべきものではないではなからうかと思ひます。

○古川委員 この点につきましては、また後日いろいろ伺うことにいたしまして、次の第二の問題点に移らしていただきます。

政府は、財政再建に当たつて五十五年度以降の行政改革計画の実施についてその大綱を昨年十二月二十八日に閣議決定をされまして、幾つかの項目を挙げその目標を示しておられるわけでございます。補助金等の整理合理化については二十九日と伺つております。ただ、こうした内容の中で根本的にメスを入れるべき問題が若干抜けているような気も、私、持つていくわけでございますが、その一つについてきょうお伺ひをしたいと思います。

これはいわゆる特殊法人、認可法人についてその事業内容、役員の構成の実態等その解明をなすことがこの行政改革の一環として大事ではないかという意味でございまして、これは当然監督業務は関係の省庁、その大臣にあるわけでございますけれども、いづれも特別会計あるいは補助金という形で国民の税金の使途が問題になるわけでございますから、その総元締めとしての大蔵大臣にこれから所見をお伺ひしてまいります。

その内容の一例でございますけれども、特殊法人から公益法人に出資する形で設立がなされる。その公益法人からまた出資がなされて民間会社の設立に寄与する。また、この民間会社というのは往々にしてダミー会社である場合が多いのであります。こういう実態を掌握をしていくべきではないかというのをこれからお伺ひしたい

と思うわけでございます。

具体的事例に触れる前に、大蔵省にまず一つ確認をさせていただきたいのでございますが、公社、公団、事業団等こうした特殊法人が公益法人という名の子会社あるいは孫会社に対して出資できる法律根拠についてであります。

各公社、公団、事業団法を見ますと、一般的に関係事業に対して投資をできるとなっているものがありますし、また投資はできても出資はできないのじやないかというふうな表現もあるわけでございまして、法律用語を見ましても明らかに解釈は違ひますし、産業投資特別会計の場合には、出資及び投資と分けて規定をしております。また、日本住宅公団法の場合には「投資（融資を含む）」となっております。日本国有鉄道法の場合には、投資とは別に現物出資はできるといふように明確に分けております。この投資と出資の違いについて、この際明確な御見解をいただきたいと思ひます。

○河野政府委員 ただいまのお尋ねは一般的な法律用語の概念と申しますか定義についての問題でございまして、実は私も財政当局として正確なお答えができるかどうかと思ひておりますけれども、私も承知しております限りで申し上げますと、出資と申しますのは「事業を営むための資本として金銭その他の財産」等を「法人等に出捐すること」、こうされております。これに対して、投資と申しますのは、通常は「利益を得る目的で事業に資本を投下すること」、こういうのが一般的な使ひ分けのようでございます。

実際に、しからば法令の上でどういふふうに使われておるかというのを公社、公団、事業団等について見ますと、実際に使われておりますのはかなり申しましたような明確な概念によつて分けられておるかどうか、率直に言ひまして若干疑問があるところでございます。投資と出資というものを明確に使ひ分けておるともども見られない、そういう関係もございまして、私もどが知る

限りで申し上げますと、国鉄とか三公社あるいは公団におきましては投資という言葉が大体使われておまして、それに対して、事業団等におきましては、その法律で出資という言葉が大体使われておるようでございます。しかし、事業団法のような場合には大体出資、それから公団、公社法におきましては投資といふふうな言葉に一般的になつておるようでございますけれども、その中身においてきつちりとした差異があるかどうかという点につきましましては、私も率直に言ひましてそうつまびらかにできない、こういう状態でございます。

○古川委員 投資と出資の意味というのは明らかに違ひがあります。混同してしまひますと、結論的に思ひます。混同してしまひますと、結論的に思ひますけれども、行政機構が民間会社において実態的に制限なく拡大をしようとする、そういう余地を残すことになるわけでございまして、これはわが行政改革のしり抜けという事態を招くおそれがあるんじゃないかというふうには私は考へます。ここで具体的な事例をこれから挙げていくわけでございます。

まず最初に、建設省所管の日本住宅公団、これは公団法第三十二条の二に投資ができるという規定がございまして、それを法的根拠にいたしまして出資をしているのが団地サービス会社、これは三十六年に設立をされております。いろいろ問題が多いところでありまして、建設委員会等でも、あるいは会計検査院からもたびたび指摘を受けているところがございます。日本住宅公団といひましても、やはり国民の税金また公団団地の入居者の皆さんの出費によるものでありますから、さきにこの団地サービス会社が三つの民間会社、団地開発KK、関西団地開発KK、宅地開発技術サービス、この三社を設立しております。これはいすれにいたしましても投資できる、その投資を出資といふふうに拡大解釈すれば問題はないわけでございますけれども、そうした拡大解釈が果たして許さ

れるのかどうか、そこに一つ問題がございまして。もう一つ、これは労働省所管の特殊法人労働福祉事業団でございますが、これは子会社である財団法人労働福祉共済会に出資をいたしてございまして、その内容、役員構成をちなみに申し上げますと、労働省から六名、大蔵省から一名、会計検査院から一名、建設省から一名、合わせて九名の天下りの方々によつて構成されております。このうち四名は労働福祉事業団と兼務をいたしてございまして、この子会社である労働福祉共済会からさらに出資をいたしまして、民間に共済商事会社を設立したてております。この役員構成を見ましても労働省から六名、大蔵省から一名、人事院から六名、労働福祉事業団から一名、このうち二名はさきに申し上げました子会社の労働福祉共済会と兼務、この共済会の会長と共済商事会社の代表取締役は同一人物でございまして、しかもこの共済商事会社につきましましては、薬品であるとかあるいは医療機械を半独占的に労災病院等に納入をしておりまして利益を上げております。支店を病院の中に置いたというところでございまして、支店を病院の中に置いたというところでございまして、こうした特殊法人、公益法人にはそれなりの社会的な意義があることも認められますし、政策目的があることも認めるわけでございますけれども、特に二番目に挙げました事例、労働福祉事業団につきましましては、その根拠法の中に投資という表現も出資という表現もないわけでございますが、これは大きな問題ではないか。

大変前置きが長くなりましたけれども、労働省においでをいたしておりますので、この点労働省と行政管理局と大蔵大臣にお伺いをしたいと思ひます。

労働省にお伺ひしたいのは、昭和四十三年七月、労働福祉事業団がこの子会社労働福祉共済会に六千五百万円出資をいたしました。この法的根拠は何かということ、これをどう処置するのか、今後の問題もあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。行政管理局、そして大蔵大臣につきま

ては、こうした特殊法人等の出資行為について今後厳重な監視であるとか、これを違法とすれば、その処置をどうしていくのかという点について触れていただきたいと思います。

○倉橋説明員 お答え申し上げます。労働福祉事業団につきましては、設立以来、労災病院の売店、食堂等の経営につきましましては、業務の付帯業務といたしまして事業団に特別事業部を設けまして、また、国からの出資金、交付金等の経理と混在しないために特別の会計を設けまして、直接これらの病院の食堂、売店等の経営に当たつてきたわけでございまして、これらの業務の合理化を図るために昭和四十三年七月一日に財団法人労働福祉共済会を設立したわけでござい

ます。設立いたしました後、従来直営で特別事業部を行つておりましたこれらの業務につきましまして、設立いたしました福祉共済会に当該業務を行わせるというようにしたわけでございまして、その際、関係の職員につきましてもすべてそのまま身分を共済会の職員に移行したというようにいたしましたわけでございます。その際、共済会設立に当たりましては、従来特別事業部が所管いたしておりました特別会計の中から、同財団にいま御指摘のございましたように約六千五百万円の出捐を事業団からいたしましたしております。私もどが知る

事業団が四十三年に行いましたこのような出捐につきましましては、従来事業団が付帯業務として行つておりました業務の一環といたしまして、財団法人を設立し、それらのものに当該事業団の業務を行わせるということから考へまして、その範囲、程度等を考へまして、法的には可能ではないかと思ひわけでございます。もちろん、事業団法その他につきましましては明定の規定はございせんが、それらの趣旨から見れば法的には許されるのではないかと考へておりますが、その後、いろいろ問題の御指摘等もございまして、私もどが知る

ましては、今後このような出捐行為については一切行わないというようなことで事業団等を十分指導し、監督してまいりたいと思ひております。

○古川委員 六千五百万円はそのままですか。

○倉橋説明員 四十三年に出捐いたしました六千五百万円につきましては、すでに出捐行為が完了いたしました。御指摘の中で委託の方法、経理の区分、いろいろな問題がございますので、私どももいたしましては、いろいろな問題を含めまして委託関係の明確化等を進める中でこれらのことにつきまして改善するよう指導してまいりたいと思っております。

○篠沢説明員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、行政管理局は国家行政組織を管理するという立場から国の行政機関、それからそれと実質的に非常に近いような法人の組織等を管理していただくことで特殊法人までを管理の対象としております。特殊法人は、御存じのとおり、特別の国家目的を持ちまして、設立行為も国以外のものがインシテチブをとることを禁じておるという法人でございますので、行管としては対象にしておりませんが、公益法人は、御承知のように、全く民法三十四条そのものによる民間法人ということになっておりますものから、行管としてはとうていそこまでタッチがしにくいということでございます。ただいま先生から特に財政管理的な結びつきということでお話があったわけでございますが、ただいまのところ行政管理局の管理の考え方としては、財政管理的な側面は視点として持っておらないことを御了解いただきたいと思っております。

○古川委員 大臣にお答えいただく前に……

これはちょっとおかしいと思えますね。先ほどの労働省の御説明もわからないのです。四十三年にやったことは法的根拠はないけれども許されると思う、だけれども今後はやらない、これは一体どういうことですか。それから六千五百万円の出資についてもはっきりならぬわけですね。これは返さないのですか。戻さないのですか。戻していいというものじゃない。これからやらないからいいというものじゃない。戻すとしても、これは十年前のことです。それこそ物価も上がりまし

たし、貨幣価値も下がっているし、なかなか返しにくいという点もあるでしょう。これはあくまでも法的根拠がなくとも間違いないかなったとはつきりおっしゃるのですか。

それから、行政管理局からのお答えもわかりません。私が申し上げているのは、あくまでも、いま税法の問題について審議をしているわけですから、国民の税金の行方を私は論じているわけですから、財政的にというお言葉をお使いになりましたけれども、こうした特殊法人からその先で法の根拠のない、あるいは法の解釈のあいまいな点について私はいまお伺いしているわけでございます。非常に時間が迫っております。最後に大臣から御答弁をいただいて、それで質問を閉じるわけでございますが、これは極論すれば天下り先への公金の不正流用だ。そういう意味では、国民の税金がこれからこうした特殊法人等を通していかに有効に運用されているか、私はあえて不正として指摘しているわけでございますけれども、財務当局の大蔵省として、その大臣としてこれは一度洗い直す必要はないか。これは労働省、行政管理局に続いて大臣にお答えをいただきまして、時間が参りましたので、私は質問を終わらせていただきます。

○河野政府委員 今後どういうふうに行うかという点につきましては、後ほど大臣から御答弁があると思っておりますが、その前にちょっと事務当局の方から簡単に御説明させていただきたいと思っております。

いま御指摘がございましたとおり、法的に明文の出資等の規定がない場合に、果たして出資ができるのかどうかという問題につきましては、やはりそれだけの根拠法に即しましてケース・バイ・ケースで慎重に検討すべき事柄であらうと思えます。その際、やはり第一義的には、その法律を所管いたします各省庁の判断によるべきところであらうかと思っております。これを一般論として申し上げるのはなかなかむづかしい面はあるかと思っております。

いま御指摘がございました労働福祉事業団、その出資の問題でございますけれども、先ほど労働省の方からの見解が示されましたとおり、これは病院関係の食堂とか売店等の経営といったような付帯的な事業に係る出資でございますので、明文の出資規定はございませんけれども、事業団法の十九条等はその業務の規定等がございます。その付帯業務というふうなことで、法的には違法な行為でないであらうということでこの出捐がなされたものと考えております。今後こういう点につきまして、労働省の方におきましても速やかに検討されるということでございますので、私どもとしてはその措置を見守ってまいりたい、かように考えております。

○竹下国務大臣 この問題は、私と行管長官と官房長官のところへ労働大臣がお見えになりました。労働福祉事業団の公益法人と、それから医療器具なんかを入れるときのトンネル——トンネル会社という表現はいけません、その種の言葉が私には適切に聞こえた法人につきましては、早速人事的な面における措置はとりました。したがって、出資等の面についても、法的な問題はいろいろありますが、改善の方向で早速検討に入りましたので、その推移を見守っていただきたいという旨の御報告がありました。

それから、これは出資そのものに、財政管理という点に対してストレートに結びつくという点については問題がございますけれども、御案内のように、先般閣議決定いたしました百一十特殊法人についても行政監察の権限を与える、こういうことになりましたので、その辺から、それに法人についても行政監察の権限を行使する、こういうことも、その本体の監査の中から当然行革の精神からすれば自ずから出ていくべき方向にある。ただ、確かに中には必要なものもあるというふうには私どもも認めますけれども、御指摘のあったような問題については、そういう方向で政治の上では歩みが進められておるといふふうに御理解をいただければ幸いです。

○古川委員 時間でございますので、終わります。

○増岡委員長 多田光雄君。

○多田委員 大臣、どうも御苦労さまです。これから短時間ですけれども、有価証券の譲渡益課税の問題についてお伺いしたいと思います。

これを取り上げますのは、実は午前中に大臣はおりませんでしたけれども、幾つかの問題について、次官を始め主税局長などに伺ったわけですから、それをちょっと概括的に申し上げて質問の本論に入りたいと思っております。

私がきょう午前中に取り上げた問題の第一は、所得税の減税措置をやってもらいたいということ。赤字財政をなくする、それをにしのぎの御旗にして国民に大きな負担をかけないでほしいという点です。私があえてそれを言ったのは、今日財政危機の解決と、それから国民生活を守るというのとは二律背反ではなくして、これは両立させなくてはならないし、またできるという確信を私ども共産党は持っておりますので、そういう立場から減税措置を求めてまいりました。

それから二番目は、法人税の問題ですが、この法人税の税率引き上げについて、いまは大きな一つの世論になっているわけですが、税調でも取り上げております。ところが、最近企業の集団である経団連から、日本の法人の税率は世界で一番高いというふうな意味の宣伝が行われているわけですが、果たして高いかというのを幾つかの点についてきょうは伺いました。ある点については大蔵省との見解が必ずしも経団連と一致してないという点も実ははつきりしたわけでありまして、そして、ぜひひとつ次年度からは法人税の引き上げをやってもらいたいということも要望したわけですが、

それから三つ目は、税務行政の姿勢といえます。それをうかがう一つの点として、いま問題になっておりますミスターK・ハマダをめぐる贈与税の有無について国税庁がどういうふうに対処するのかということについて伺ったわけですが、私

の質問の底を流れるものは、あくまでも財政再建に当たりまして、税制をとる場合にも、国民の暮らし、とりわけ低所得者を中心とする多くの国民の暮らしを守るという立場をしっかりと守ってもらいたいということが一つです。それから、税務に当たっては公平をとことん貫いてもらいたい、この二つが私の質問の中心であったわけですが、そういう立場から、いま申し上げる有価証券の譲渡益課税の問題も大臣初め皆さんにお伺いするわけです。その点ひとつ流れとして了解していただきたいと思ひます。

そこで本論に入りますけれども、今回グリーンカード制度の導入などによって利子配当所得を総合課税に移行するように提案されているわけですが、この利子配当課税の総合課税は必要でありまして、またやらなければならないというふうに私も考えておりますし、また年来それを主張してまいりましたわけでありまして、しかし、他方でも一つ、この大資産家優遇税制でありましていま放置されている株式などの有価証券譲渡益の原則非課税制度、これには今回何ら手がつけられていないわけですが、有価証券譲渡益課税がいまのままで、さる法だとするならば、利子配当所得の課税強化を免れようとして当然有価証券の譲渡の方に資産が逃げていってしまふだらうというのではだれしも予測することです。これは非常におかしいことだというふうに私も考えます。

それで、大蔵省が新しい制度の導入で利子配当の課税部分所得を押さえようとしたなら、今度は別の事実上の非課税資産に逃げ込んでしまふ。まことに矛盾しているわけですが、これは片手落ちではないかというふうに思ひます。また仏つくて魂を入れないということにもなるのではないかと、この点で大臣、第一に御所見を伺いたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 今回御提案しております総合課税の問題は、利子所得のみならず配当所得についても五十九年一月一日以降同じ扱いをするわけでございます。したがって、配当の受領につき

まして納税者が氏名を告知なさる場合にグリーンカードを原則として使っていたら、そういう意味では、利子と配当の間に差はないわけでございます。

それからもう一つ、たびたび申し上げておりますが、税制は金融資産の選択に対して中立でなければならぬ、こういう考え方でございまして、今回の制度改正につきましても、利子配当について平等に影響が及ぶようにというのが基本的な考えでございますけれども、この場合、お話にありましたように、銀行預金だと利子にびっちり課税されるけれども、株式のキャピタルゲインだと――そこはキャピタルゲインの課税される場合が五項目に限定されておりますから、そっちへいってしまふかということでございますけれども、現在の株式の取得動機というのを見ておきますと、やはり値上がり期待というのが非常に大きいわけでありまして、したがって、金融機関に預けられるような預金がいわばリスクキャピタルというものに直ちに逃げていくかどうかということになりますと、利子所得を得ようという安定資産がリスクキャピタルに全部が全部転化するという性質を持つていられるとは思ひえないわけでございますが、昭和二十八年から有価証券の譲渡益に対して例外的にいたしますか四つのケース、現在五十四年度の改正でケースが五つになっておりますが、五つのケースに対して課税をするという制度になっております。

今後とも段階的に課税の強化を図っていくというところであらうと思ひますけれども、金融資産の選択なり株式市場なり、そういうものに不測の影響を与えないということも大事なことでございまして、その辺を見きわめて逐次、申し上げたように、段階的に課税を充実していきたいという考えであります。

○多田委員 大臣の御所見を伺いたいと思ひます。
○竹下國務大臣 私は、グリーンカードシステムを導入によって利子配当課税が、名寄せ等が便利

になった的確に把握し得る、そういう方向にあるものであるとはもとより考えておるところであります。したがって、いま多田委員の御発言は、そのことが株式の売買等によるいわゆるキャピタルゲインというものが把握しにくいからそっちの方へ逃げてしまふんじゃないかという御心配のようございまして、銀行よりよきようなら、証券よきようにはというふうな状態になりはしないか。五十四年に改正されておりますね。したがって、いままさにその初年度と申しましょか、そういう推移の中で今後段階的にやられていくならば、五十九年にそういうところへ移動していくというふうな情勢にはないようになり得るではないかと、この感じが私はいましておられます。

○多田委員 あえて私がそのおそれなしとしないのは、これはすでにシャウブ勧告の中でも、ちょっと有名な言葉ですが、使われておりますので、私、もう一度述べてみたいと思ひます。

勧告の中には、御存じのとおり、あのとき課税措置をとったわけですね。ここではこういうことを言っているのです。「こうかつな租税回避者が、その利益を実現する法的形式を形成することによって」「直訳そのままのようでは何やらわかりづらいつて、」直訳そのままの形でキャピタル・ゲインに容易に変更することができるといふ点である。事実、アメリカにおける経験に徴して十分明らかであるが、キャピタル・ゲインが課税されないかまたは低率の課税しか行われていない場合には、多くの富裕な、そして抜目のない投資家が高額所得を得ながら、ほとんど課税されないで巧みにのがれることになるのである。これがそのときの勧告の一文なんです。金というものは、ときには人の心を超えて多くの利殖を求めて動き回ります。ですから、ここでもうけないという

ことになれば、水が低きに流れるように、さらに甘い汁の方に流れていくというのは、私は避けがたいことだというふうに思ひます。そして、行かないだらうということでは、行かないという断定は大蔵主税局長もおっしゃっておられないわけ

です。それからいま一つは、行くか行かないかにこだわらず、私が冒頭申し上げましたように、不公平税制を是正するという意味でもこれはぜひ実現したいということでは実は申し上げておられます。せっかくいま総合課税に踏み切るわけですから、この機会に、この時点に立つて有価証券について本格的な課税に移行するというのが必要だというふうに私は思ひます。

もう一度、これは局長に聞きますが、外国でも、すでにアメリカ、イギリス、フランスなどでは原則課税に移行しているように聞いています。西ドイツはやっていないということですが、それ、外国でできていない日本でやれないのか、その理由をもう一度明快にお答え願ひたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 アメリカの税制は、保有期間一年以下の短期キャピタルゲインというものは通常の合算をいたします。保有期間一年を超えております株式を譲渡した場合の長期キャピタルゲインというものは四〇％総合課税ということでございます。

それから、イギリスの場合には、一定の国債を除いて有価証券の譲渡所得は、他の譲渡所得と合算してキャピタルゲイン税、これは三〇％でございますが、課税をいたします。

西ドイツは原則非課税でございますが、投機売買によるもの等は他の所得と合算して通常の所得税率により課税をいたす、事業譲渡のものは軽減税率により課税をいたす、こういう制度であります。

日本の現行の制度は、さきに大臣からお答えのありましたように、本年度改正をいたしております。一つは大量継続反復の場合、俗に五十回、二十万株と言っておりますが、そういう売買をした場合、それから事業譲渡類似の場合、それからゴルフ場の会員権の売買でございますね、それから、本年度新しく追加されましたのが、一銘柄二十万株以上の株式を年間に売りまたは買った場合の譲渡

所得、こういうものが課税になっております。

税制調査会の中期答申でも言われておりますように、段階的に課税の強化を図っていくというところが必要であらうというふうに考えております。

○多田委員 それでは伺いますが、年に五十回以上かつ二十万株、これほどの程度申告があるのでしょうか。聞いたところによりますと、余りないというのを伺っているのです。

それからいま一つは、昨年一定の強化をされた、つまり一銘柄で二十万株以上ということですが、この一年間でこれがどの程度の成果を上げてきているのか。三月十五日で確定申告がありまして、一定の資料を持っているのじゃないかと思っておりますが、お聞かせ願いたいと思います。

○矢島政府委員 お答えいたします。

有価証券の譲渡による課税状況につきまして、譲渡所得全般の数字しかございませんで、私もそういう資料をとっておりませんので、わからない次第でございます。

○多田委員 そうだろうと思うのです。ですから、昭和五十三年十月ですか、衆議院の予算委員会、私もその東中議員が笹川グループの非常に巧みな脱税問題を取り上げたわけですね。あれは年五十回以上かつ二十万株ということだったので、総括注文伝票という一枚で、何回売買しても一回の回数だ、こうやっておれば——おれはというの笹川が言っているのですよ、週刊誌で。おれはこうやって何億ももっているんだ。これが取り上げられていたわけですね。こういう巧みな脱税が、しかもこれは二百萬、三百萬の年収の庶民がやっていることじゃないのです。楽しみで年に何株か買っているような庶民がやっているのじゃないのです。何億という金を使っているの資産家、投資家がこういうことをやっています。巧みに脱税して大きな利益を上げているのですよ。しかもその実態はなかなかつかめない。それはそうだと思うのです。そこで、私なおかつ——きょう証券局来ていますね。お伺いしますが、あなたのところでどなた

けつかんでおりますか、税金の網にかかっているのですか、伺いたいと思うのです。

○宮下説明員 株式売買による所得については、私の方では全然つかんでおりません。

○多田委員 大臣、このとおりなんですよ。だから、これがやはり不公平税制の一つの問題として取り上げられているんだらうと私は思います。したがって、これによって一体税金の上で減収がどれだけになるかというような問題も、恐らく税務当局によってもつかまれているのじゃないかというように私は思うのです。

そこで、大蔵大臣は先ほど課税が強化されたと言いますけれども、こういうおもしろい記事があるのです。これは大臣がまだ大臣になられる前です。すからお気づきにならなかったと思うのですが、五十四年四月七日の朝日新聞のコラム欄に出ていたのです。これはちょうど昨年一銘柄二十万株以上の強化がやられた後の記事なんです。こういうことが書いてある。

億の金を動かす投資家などザラにいる株式市場にとつて脅威かと思われたが、この改正が、

実際は「やれやれ、あの程度の改正ではっとしました」というのが証券界の反応。課税対象は増えたものの、自主申告制は変わらず、証券各社が心配していた「顧客資料の提出義務」が盛り込まれなかったため、税務当局が実態をつかむのが技術上困難、と見ているからだ。

「本気で課税する気があるんですか、といったぐらいいい。もっとも、それでいいんですかね」と、証券会社の担当者はニコニコ顔だ。さらにこう書いていますね。

証券各社がおそれたのは「二十万株以上売った人のリストを提出せよ」と、法で決められることだった。実現されたら、大量に売買してくる上客が株に魅力を失いかねないからだ。

また、これも書いています。しかし、新税も結局は申告制に落ち着いた。「我々の要望が通った」「これならば影響はほと

んどない」と証券各社は喜んだ。

こういう記事が出ています。

そこで、この問題がなかなか捕捉したいというふうな言われているのですが、その捕捉したいものを捕捉する方法は私はあると思うのです。今度皆さんが総合課税をやるに当たって、百円の税金を集めるのにその経費に三十円から使っていておやりになるの、自主申告がありながらあえてこれをやるだけのあれを皆さんが持っているならばやれることなんです。それは何かという、証券会社に対して顧客資料の提出を義務づけるということなんです。現実には証券会社は売買して知っているわけですから、私は、それをやるかどうかという問題に解決する決り手になるのではないかと、私は、この機会にこれをやる、どうでしょうか。私は、この機会にこれをやらなければ、先ほど言ったように仏つくって魂の入れないものに一面なるんじゃないか。そして、脱税を政府公認のもので、しかも大きな資産家や投資家にやらせる、こういうことになって、ますます税務に対する国民の信頼を失うことになるんじゃないか、私はこう思います。これはひとつ大臣のお答えと局長のお答えをお願いしたいと思います。

○高橋二元政府委員 五十四年度改正の御審議をいたしました際にも、株式市場から直接資料を取る、それによって課税の強化を図ってはどうかという御質疑があったわけですが、物の売買による所得でございますから、一々の譲渡にたいしてそれぞれその譲渡者から資料を取るといふところまでにはわかにいくということも問題もあらうと思ひます。申告所得税は元来良心税でございますから、良心に従って申告をしていただくというところが本則であります。そういう意味で、五十四年度改正の成果というものが三月十五日申告書が出てきたわけでございますから、その実施状況を見てさらに検討をさせていただきます。それが昨年のお答えをしておるお答えであります。

○竹下国務大臣 先ほどお話し申し上げましたように、一銘柄年間二十万株以上の株式譲渡を課税対象に加える等の課税の強化がまさに昭和五十四年度改正で行われたばかりでありまして、この改正の結果を見きわめて検討していくということであらうと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、この譲渡益をいかにして把握するかということにつきましては、不公平なく、しかも簡易に執行できる方法をどうして探求していく必要はあるというふうにも私も考えます。

○多田委員 時間もあれですから、ぜひひとつ大臣、その探求をやっていたいだきたいと思うのです。一般の勤労者の場合は、御存じのとおりにも税金天引きですから、探求も何もありません。これ以上探求されたら生活が破綻するだけなんです。やはり、税の法網をくぐっているというものは、善良な国民や勤労者じゃないのです。くぐりようがないのです。くぐれるのはやはり一定の資産を持っている人たち、それをやればともかくこの大きな利子や配当益があるという人たちが、それこそ目の色を変えてその法網をくぐっているわけなんです。ですから、私は、ここに目をつける必要があると思う。今度のカードの問題にしても、一番つかみたい人がなかなかつかめない。本当に、三百萬の貯金をして何とかつかの利子でもあれしたいという人たちが一番網にかかってくるんですよ。そこで非常に大きな被害があるとか、影響を受けるわけで、そういう側面があるという、これも私は考えておく必要があるんじゃないか、こういうふうに思ひます。これは局長、どうでしょうね。こういう問題はやはりさくばらん税調に出していただいで、そしてこの際思い切った、財政再建というのであれば、国民の本当の信をつなぐためにも、国民から大きな不信を買う、あるいは疑惑を持たれていく問題は、時を待つのでなく、できるだけ早くやるということが国民の立場に立った財政再建につながるものだと私も考えるのです。大蔵大臣はなかなか古い言葉を出されて、入るをはかり出るを制するということですが、どっちを先に言ってみたくらう、入

るをはかるためには、鼻血も出ない人から出すんじやなくて、未曽有の利益を上げていた法人であるとか大きな企業であるとか、そしてまた、課税最低限ぎりぎりの人にとつてはとても想像もできないような利子や配当を受け取っている人たちにやはいメスを入れるというのが常道ではないかというふうには私は考えるのです。私は、こういう問題も思い切つて税調にかけて、政府みずから率先してその課税を実現していくということが大事だと思ひます。それがいま総合課税に踏み切るに当たつての一つのチャンスじゃないかと思ひます。が、そういう点いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 国会でお出しいただいた御意見、またここでの御議論というものは、細大漏らさずすべて毎年度税制調査会に御報告をして、税制調査会での年度の税制改正審議の際に、出発点と申しますか、参考資料と申しますか、そういうことにしたいと思ひます。いまのお話も、当然国会が終りました後の税制調査会に報告をいたします。

○多田委員 最後に、大臣、きのうもきょうも税の専門家である主税局長や皆さんが、税の根幹は公平であるということは何度も重ねてそれを主張しておられるのですが、税の公平を圖る上で大臣がいま一番大事だと思ひことは何だとお考えになつておられますか。

○竹下国務大臣 納税者たる国民が納税を義務意識をもつてとらまえていただいております現況、徴税の衝に当たる者が絶えず公平感を失わせないという心構えが必要であると思ひます。

○多田委員 徴税官の心構えは賛成ですけれども、私は、やはり税の公平というものは、生活に困難な人たちの税というものと、それからかなり富裕な生活をしている者あるいは勤労せずして大きな所得を持つていく者、こういうものに対して公平な態度をとっていくということが非常に大事だし、これは、税のみならず政治のやはり根幹をなすものではないかと思ひます。そういう意味で、ぜひひとつ今後この株式など

の売買による益金に対する正当な課税を実現していく、そして公平な税制を圖つていく上で、一層ひとつ皆さんの努力をお願い申し上げまして、短い時間ですけれども、私の質問を終わりたいと思ひます。

○増岡委員 正森成二君。

○正森委員 大蔵大臣、いかに役目とはいへ、連日夜遅くまで御苦勞までございます。夕方一時間ほど質問いたしましたのでその続きをさせていただきますので、あるいは御理解がしにくいとも思ひますが、御理解いただける範囲でお答え願ひたいというところをお願い申しておきたいと思ひます。

今度の改正の第十一条の二の二項に、先ほど主税局長がお話しになりましたように他目的の利用が禁止されておりますが、その中で「国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない」ところなつております。そこで、「国税に関する事務」ということで、どの範囲のことを考へておられるのか御答弁願ひたいと思ひます。

○伊藤田政府委員 少額貯蓄等利用者カード制度は、利子配当所得の総合課税と非課税貯蓄の限度額の管理の適正化という目的で導入されるものでございまして、当局といたしましては、カードの記載事項につきましては、従来支払い調書について利用してきたと同様に利用することを考へております。

○正森委員 非常にくだいようですが、今度の法律案を見ますと、十一の三の四項では「少額貯蓄等利用者カードの様式は、大蔵省令で定める」ということになつておまして、肝心の問題は今後の省令で決まるわけですが、いまの問題は今後、支払い調書を利用してきたのと同じような利用をさせていただきたいと、こう受け取れる答弁でしたが、それではわかつたようでわからないこととなつて、それでは支払い調書はどういうように利用してきたかということをお答弁していただきたと思ひます。

○伊藤田政府委員 カードの記載事項を具体的に

どのように利用するかという問題につきまして、今後その制度の細目の詰めと並行して詰めていかなくてはならないと思ひますが、制度本来の目的でございまして利子配当所得の支払い調書の名寄せとか、非課税貯蓄の限度額の管理、こういうものにつきましては制度本来の目的として当然に使われるべきものと考へておりますが、そのほかたとえば利子配当所得に直接関連はいたしません。が、租税債権の管理等のためにカード番号を利用する、このようなことを考へさせていただきます。お聞きします。

○正森委員 そうすると、結局、納税申告書にも使えるし、給与所得者の源泉徴収票や異動申告書にも使えるというところは当然の結果になると思ひますが、いかがですか。

○伊藤田政府委員 カードの記載事項、具体的に番号をどういうふうに使つかという問題でございしますが、その点につきましては、ただいま申し上げましたように今後の検討にまかせていただきたい、このように考へております。

○正森委員 私として一番知りたいことが、結局今後の検討にまかせていただきたというところになつていくわけですが、そうだといたしますと、高橋主税局長が夕方の最後の私の質問に対してお答えになったことですね、罰則があるとか、あるいは十一の二も引用されたと思ひますが、それは結局まだ具体化されていないで、今後の大蔵省内部の検討を待たなければならぬということになるわけ、われわれとしては安心して、なるほど「国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない」となつていゝとか、あるいは法二百四十三条でこのグリーンカードの問題についても守秘義務が課されているとかいうだけでは、この問題についてプライバシーが守られるであらうとか、あるいは乱用がされないであらうかというところについて容易に安心することができない、こういうふうに言わざるを得ないと思ひます。

そこで、もう一点伺ひますが、夕方私が伺つた

ことでもございしますが、現在の支払い調書は千二百万枚でございしますが、総合課税に移行すると大体三千二百万枚になるというところはお答え願ひました。そして支払い調書にカード番号が記入される分が約八割というふうに聞いておりますので、そうすると、六百万枚が結局手作業でやらなければならぬものに残るというふうに思われるので、すね、私、夕方にはそう申しましたが、そうすると、この六百万枚の支払い調書等について、これを総合課税に移行して実効を上げるためには、その名寄せを徹底的にやり切らなければならぬ。それをやらなければ、今度のグリーンカードの導入というのは結局総合課税を十分実施するためには仏つて魂入れずということになる、こう思ふのですが、それを完全にやり切るといふことは、そういう決意であるのかどうか、あるいはそのための体制をどうするかということをお伺ひしたいと思ひます。

○伊藤田政府委員 ただいま委員の御質問にございしましたように、その点についての名寄せが不十分であれば、総合課税と申しましてもその点に不十分な総合課税ができてしまうというところはよく承知しております。したがって、できる限りの努力を尽くすつもりでおります。

○正森委員 その点についても、結局できる限りの努力をするという御答弁でしたが、私はまさにその約六百万枚の支払い調書等をどういうふうにか名寄せし、確認し、総合課税の実効を上げるかというところがこのグリーンカードを導入するとしても根本であつて、それができなければ実際上は総合課税の対象にならない少額貯蓄者だけをわちりとカードに入れて資産から何から管理するといふことだけに終わる、しかも国費は多額に使われるというところになると思ひます。この点について、大蔵省としてあるいは国税庁としては、やはり十分な心構えと決意が必要であるというふうに思ひます。

○高橋(元)政府委員 グリーンカードによる告知をなさらないで、グリーンカードを使わないで利

子配当の受領をなさるといふ場合には、これは先ほども申し上げたこととさせていただきますが、住民票なり法人の登記簿の抄本なりというものを示しただくわけでございます。そこには当然住民票または登記簿の住所、氏名または名称というものが書かれてくるわけでございますから、それが支払い調書に書かれて、税務署に御提出をいただくわけでありまして、したがって、そういう住民票の虚偽の住民票というものはあり得ないと思っております。住民票上の名称または住所というものによって、税務上従来よりはるかに的確に本人の確認なり税務署における名寄せというものは可能になるといふふうに思います。

それから先ほどの伊藤田次長の御答弁の中でありますやや誤解を抱かれるかもしれないと思ふ点について補足させていただきますと、少額貯蓄等利用者カードに書きますことは法律に決まっております。その者の氏名または名称及び交付番号であります。その他必要な事項を書くということになっておりますが、現在のところ省令で定めるつもりにしておりますのは、非課税貯蓄の限度額、これを金融機関の店舗ごとに書くということに予定をいたしております。大蔵省令に譲りましたのは、そのようなカードの様式をどのくらいの大さきの紙にどういふふうにかつ、という点を議しておるわけでございます。大綱は法律に明定してございます。

○正森委員 主税局長高橋さんから再度答弁がありました。それでもなおかつ、「国税に関する事務」という範囲はどの範囲であらうかという点については、私の疑念を払拭するには至らなかったと思ひます。

それからもう一つ、高橋主税局長が私の危惧に対して、夕方、質問の際に、守秘義務もある大丈夫だという意味のことを言われたのですが、それでは本当は不十分なんです。実は三月の四日に、党は違いますが私がよく存じております渡部一郎議員が、第一分科会でやはりプライバシーの問題について質問をしておられるわけでありま

す。その中で指摘しておられることはまことにこもともな意見で、つまり集めてしまったものについて守秘義務を課しただけでは、本来コンピュータを広く利用するためには不十分なのである。その前にまず収集をどの範囲で収集するかという制限を行わなければならない。記録の制限を行わなければならない。他機関とのオンラインの制限、個人番号使用の制限、データ保護措置、データ提供の制限、職員の処理状況等の公表に関する義務、職員の個人の秘密の保護に関する義務、職員の運営の適正性あるいは正確性の保持に関する義務、また個人の権利として、閲覧請求、訂正、変更、廃止等の請求の権利、審議会の設置、処理委託の制限等に関してさまざまなことを行わなければならないという意味のことが書いてあるのです。私はこの意見は非常に傾聴すべき意見だと思ひます。

また同時に、法律家でもある伊藤秋雄氏も、個人情報はその個人の同意を得ないでコンピュータに記録することはできないという原則を確立すべきである、個人情報第三者への開示は禁止されるべきである、個人に対してデータベースに貯蔵された自己に関する情報を知る権利を認め、また誤った情報の訂正を求める権利を認めるべきである、それからそのほか守秘義務の問題とか、監督機関を設けることというのを言っておられるわけでありまして、大臣、いきなり途中からの質問で非常に困難だとは思ひますが、総理府長官と行管庁の長官との間でプライバシーの保護についてお話し合いがなされたというようにも聞いておりますし、それを受けて、内閣全体で大蔵大臣も含まれて総理もお入りになってこの問題についての対応策も考えられたということを新聞紙上聞いております。私は大臣のおられないときも含めて、種々こういうようにコンピュータを導入する場合にはその前提としてプライバシーの保護についての立法が必要であり、諸外国においてはすでに十数国以上行われておるのに、わが国においては非常にそれがおくれしておるところが問題であ

るということを十分ながら指摘したつもりでございますが、この問題についての大臣の御見解と御答弁をぜひ承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 先般行管長官、総理府総務長官、それから私も入っておりますが、OECDの勧告に対応するということでも初めて議論をいたしました。国際的に見ましても、一方でいわゆる情報公開法、一方でプライバシーの保護、確かにうらはらな問題が併存したような一つの議論だ。それで、これは鋭意検討を詰めてみようということになっております。

ただ、私は、自由民主党の全国組織委員長をしておりますときに、党員名簿というのを私が責任者で全部インプットをいたしました。したがって、そのやり方等について多少は知っておりますけれども、大蔵大臣になってみて、このグリーンカードのシステムが考えられたとき、あるいは厚生省に年金のコンピュータがあります、それから電電公社にあるものと、いろいろなものを総合して使ったらむしろ効果的ではないかと最初は思ひました。しかし、それはまさにまたプライバシーの問題につながってむずかしいから、やはり大蔵省は大蔵省で厳密にプライバシーの保護というものを念頭に置きながら何をインプットしていくかというのを考えていかなければいかぬなという心算になつております。したがって、OECDの勧告にどう対処するかというような問題を含めて、大切な問題として、また私自身には幾らかの経験から興味のある問題として、これから対応してまいりたいと思ひます。

○高橋主税局長 大臣の御答弁で大綱は尽きておるわけでございますが、若干技術的なところを補足させていただきます。

グリーンカードシステムに切りかわりました後で、カードによつて、またカードを利用して国税当局が収集し得る情報の量というのは変わらないわけでございます。現在でも告知義務というのにはございますし、告知義務を履行する際に、本人で

あることが明らかでない場合には、一定の公的な資料によつて証明をしていただくことになっておりますし、支払い調書制度はこのカード以前と、現行と全く変わっておりません。そういう意味では、いわば非課税貯蓄申告書がカードへの記載というところで置きかゝる、カードを行使されない郵便貯金の預入について郵政当局から税務当局に御通知をいただく、その点だけがかわつておりますけれども、基本的には現在でも納税者から税務署が教えていただいておりますこと、また金融機関なり貯蓄の取扱者から教えていただいておりますことと全く同じでございます。

しかしながら、カードに記載されておる事柄についてのプライバシーの保護ということで、罰則を改正いたしまして、二年以下の懲役というやうな重い守秘義務を税務職員に課しておる、それから、十一條の二で他目的利用を禁止しておる、こういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 時間が参りましたので、いろいろ申したいことがございますが、終わらしていただきますが、高橋主税局長から懇切にお答えはいただいたのですけれども、私の聞いておるところでは、これまで税務署あるいは国税庁がいろいろお知りになったこと以上にインプットされまして、これは資料としてずっと残る。そうすると、誤った情報が入れたときに、これを自分が訂正する権利がないために、誤った情報がいつまでもずっと残るというやうなことがある。これは、国税庁はまだやっておりますけれども、ほかの省庁の關係では問題になっておるんです。そういう問題もございまして、なお国税庁、大蔵省で、国民の権利を守るためにいろいろ努力していただきたという要望をして、時間でございますので、質問を終わらせていただきます。

○増岡委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 非常に遅くまで本日に御苦勞さまでございます。

現在、いろいろな非常に厳しい情勢の中で、特に物価問題、そしてインフレの抑制という部分に

ついでいろいろな意見が出ています。しかし、現在の状況を考えますと、行政面あるいは財政面での措置は十分に与えられている、そういうように感じるのでございますけれども、これからガスあるいは電気、郵便料金、その他いろいろの公共料金も含めてますます上がってくる状態の中で、特に卸売物価が二月時点で二〇%をはるかに超えた状態でございますし、また原油の値上がりも非常に一方的にまだまだ上げられてまいります。こういう状態の中で特にわれわれ心配いたしますのは、本当にこのままでは日本の経済はどうなるんか、特にこの後の後半以降でございすけれども、非常に不安感を持ってまいります。

そこで、お伺いしたいのは、現在まで行政的な措置として、物価対策あるいはインフレの抑制に對してどういふことをとられたかということ、それから景気維持あるいは需要抑制という言葉も出ておりますけれども、これからやっていくにはやはり財政金融、それらの運営しかないのでないか、そういうふうな思ひでございます。

ある程度具体的には、これからの財政運営について、今年度あるいは来年度、景気の見込みともどもにどういふふうな対処をされるのか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 非常に基本的な問題でありますし、そうして当面の物価総合対策をいま決めたばかりでありますので、それなりに私としてもお答えすることがタイムリーではありますけれども、非常に抽象的になるきらいがあるかもしれません、その辺は御寛容を賜りたいと思ひます。

いま御懸念なすっております電氣は五〇・八三%、ガスは四五・三四%、そういうことで決まったわけでございます。四月一日からこれが実施に移されるわけでございます。したがって、そういうことを総合してまいりますと、一段と今後の物価動向は警戒を要するものになると考えるのが当然のことであらうと思ひます。そこで、いま、適切な総需要の管理という言葉を、わざわざ私も最初からこのことをいろいろ議論

いたしまして、いわゆる総需要抑制策というのは、過去においてわれわれの受ける印象は、ある種の不況感というものを少し感じ過ぎるのではないかと、いろいろなことからいたしまして、やはり適切な総需要の管理ということに表現としてはとどめたわけであります。そこで、今日まで実施してきたのは何かと言へば、金融政策では、今度やりましたのが第五次でございますけれども、第四次にわたつてつとつてきた公定歩合の操作というものはそれなりの効果を上げたのではないかと。その結果といたしまして、これは話が長くなりませんように早く申し上げますけれども、消費者物価の当初見通しが五十四年度は四・九%であつたわけでございますけれども、それが下方修正をして四・七%内にはおさまるといふ見込みになつたわけであります。ただ、玉置さん御懸念のように、それはなぜそこでおさまつたかという、四月・六月が三・二%、七・九が三・五、十一・十二で四・九、その後はまさに一月が六・六、二月は七・六、対前年同月比であります、これは四・七%内に見込み得る、こういうことあります。しかし、いま御懸念なすつた、後半等を特ににらんでの問題であります、ところが一方、卸売物価は五十三年度実績はマイナス二・三という大変ない成績と言へばいい成績だつたわけでありまして、それが五十四年度の当初見通しは一・六なんです。それが現実何と申しますと、いまは前年同月比では二・九、二二出ているわけでございます。したがって平均した実績見込みの当初の一・二・一というものを守ることはむずかしいと思ひます。それが波及いたしまして、いわゆる消費者物価にあらわれてくるというところは当然のことでありまして、そこで新たに第五次公定歩合の引き上げというものがあつまして、これでもつていわゆる天井感を与えることによつてインフレマインドというものを抑制していくという効果が一つございす。

それからいま一つの、今度は財政面には何をやってきたか。具体的に申しますと、適時適切な運営と申しましうか、五十四年度はいわゆる公共事業の施行の前倒しということはないで、俗に言う自然体でやってきたのです。その自然体の中でも今度御協力をいただきまして、二月の終わりでございまして、とにかく公共事業の五%分は留保させていただきます、その留保したものが、もうきょうになりまして使えつてあります。それから、いわゆるまさに繰り延べとして来年度に移つていく、それもいつでも出し得るという体制をとつておつたというのは、景気と物価両方にらみの中で、結果としては物価を重視してそのまゝ繰り越してなつてくる、こういうことでございす。したがって、今度はやがて通過成立させていただけでありますところの五十五年度予算についてどういふふうに公共事業の施行を図っていくかということになりますと、抑制的の事業施行ということにならざるを得ないと思ひのであります。しかし、その中におきましても、玉置さん、後半の景気ということになると、とても、私にはもちろんであります、専門家にもなかなか半年先のことはわからぬ、こう言う人が多いのでございすけれども、物価というものは大体三、四、五というところがピークじゃないか、正念場じゃないか。ピークというよりも正念場でございます。それに對してこの弾力的な施策を行つていかなければならぬが、しかし、いつでもまた景気の下支えをやるだけの余力は残していかなければならぬ。しかし、直ちに補正予算でも出して、公共事業でもばかんと出して下支えをするだけの対応力がないわけでございすから、したがって、選択の幅は、いまおっしゃつたように大変狭い選択の中で、本当に適時適切な施策というものを展開していかなければいかぬというのが、非常に抽象的なことも多かつたのでございすが大筋の対策である、このように御理解いただければ幸いであります。

○玉置委員 四十九年のオイルショック、その当時は非常に企業側の努力といひますが、いわゆる

いろいろな値上がり企業で吸収するという形をとられたと思ひます。ところが、その後には減量経営、減量経営ということをやつてまいりました、今回特に卸売物価を見ても非常に急上昇をしております。その値上りの原因をいろいろ調べてみますと、やはり原油の値上がり、円安の値上がりという二つがダブつてきているわけでございすけれども、特に原油に關係するいわゆる素材産業、そういうところの値上がり非常に大きい。その次に生産財産産業で、いわゆる耐久消費財とかくつておられるところについてはまだ上がつてきていない。これはタイムラグがあるわけですが、たゞえ四十九年のオイルショックには産業ベースでの吸収がある程度できた、非常に減量経営の効果が現れている。しかし、また逆に言えば非常に体質的にも苦しく耐え忍んで、そういうところもあると思ひので、その辺に對して長引けば非常に大きな影響が出てこないか、そういう心配をするわけでございす。

それと、原油が一回目、二回目とこういうふうになつてまいりますと、今回ガス、電力も上がつたということで、いわゆる変動費、その部分が非常に大きくなるということで、変動費が大きくなつてまいりますと、稼働率が上がつても利益が出てこないという状態になるわけでございす。この辺から考へて、物価を抑えるということはやはり生産価格を抑えるということにもなりますし、また、現在の雇用対策という面から考へましても、総需要抑制ばかりが先行しますと、またまた非常に雇用問題という問題が出てくるわけでございまして、雇用と景気の両にらみのような形でこれから対策をやつていかなければならないと思ひます。先ほどのお話ですと、繰り延べとかあるいは抑制しながら公共投資をやつていくということとございまして、方向としてはそんなには間違つていないと思ひますけれども、両方にらんだ場合にどういふ対策、どういふレベルで抑えなければいけないか、その辺をお伺いしたいと思ひま

す。

○竹下國務大臣 大変むずかしい問題でございますが、適切な総需要の管理という言葉を、総需要抑制といえどもまさに不況感が、オイルショック以来のそういう一つの印象が強く出過ぎたというくらいはございまして、したがって、管理ということは、これは総需要の管理でございますから、時によつてまた、前倒しだけできる力がございますけれども、弾力的な運営のできる余力を持ちつつという意味で、こういう言葉を使ったわけでありまして。したがって、いまの御議論の中に適切に表現されておる、オイルショックのとき、とにかく民間は労使が大変な良識ある話し合いの中で適正な水準を保ちながら克服したじやないか、確かにそうだと思います。私は今年度予算編成に当たつても予期せざる自然増収が出たというのは、まさにそれであつたと思つております。まあ要な言葉であります、神様、仏様、民間様というふうな言葉を使いながら補正予算を組んだのですよ。

しかし、それじゃ政府は何もしておらぬということになりますと、それもいけませんので、景気には、国民に新たな負担を求めることなく借金をいたしまして、それを公共事業の下支えに使つたということは、もちろん政府の政策も誤つておつたとは思いませんし、その政策を選択した国民自身も私は正しかったと思つております。そこで、だんだん卸売物価というものが、たとえて申しますときようななどいろいろ議論しておりますと、建設資材なんかでアスファルトなんというのはまさに油そのものでございまして。そしてガスはまさに油そのもの、電力も大変油そのものに近くて、その電力そのものの産産がまたたくさんあります。そういうものの価格に転嫁されていくというの、これは否定できません。

そこで、特に主張いたしましたのは、そんなことを言つたつて民間の生産性向上は世界一じゃないか、それ以上強制するのは無理だと言われる懸念も考えながら、あえて「生産性の向上が物価安

定に欠くことのできない要件であることにかんがみ、各界が一層の生産性向上に努めることを期待する。」という一文を盛つたといふことは、日本人のそういう慣熟した労使の話し合いの中に、今日の経済を支えてきて、いまや世界的に見ればまだ日本とドイツが底がたい動きであるといふことが指摘されておるだけに、なお、生産性の向上も労使の間において努力をしてもらおう、外的要因においてわれわれが負担しなければならぬものは、みんなが不公平感がないような形で何とか負担していただくようじゃいかという期待と念願を込めてこういう文章を書いたわけでございます。

したがって、これからの課題につきましても、私は弾力的な運営の中にその大きな、たとえ設備投資意欲が全くなくなるとか、そういう状態には立ち行かないだろう。と申しますのは、比較的優良企業は、いまいゆる資金自体は投資意欲にまでつなげてないけれども、金融の支えなくしては設備投資ができないという状態には必ずしもないというふうなことも期待しながら、本當に幅の狭い選択でございましてけれども、御協力をいただきたながら一生懸命やつてまいりたいと思つてます。

○玉置委員 いま設備投資の話が出ましたので、そちらの方にちよつと触れたいと思つておられます。五十年に設備投資が極端に低下をしたということ、五十年、五十年がもう全くとつていはいはほとんど民間においては設備投資、特に増産に対する投資がなされなかつた。その間、公害投資でありますとか、あるいは環境改善という方面の投資はありましたけれども、やはり一番大きなのは増産設備あるいは設備の更新ということとございましてけれども、ともかく減量経営ということとを一番の念頭に置いていろいろな事業計画がなされてきた。それと五十二年末あるいは五十三年、正式には五十三年に入つてからですが、民間設備投資が上向いてまいりまして、これはかなり当初は行政指導がありまして、鉄鋼でありますと

か、電力でありますとか、いわゆる基幹産業と言われる産業を中心に拡大をされるようになりまして。

いま非常に心配なのは、第五次の公定歩合の引き上げが行われまして、非常に金利が高くなつていくというところ。それと、アメリカにおきましてプライムレートの引き上げを大幅に行つた。逆に言えば、日本でもそういうことがなされますと、いわゆる機械工業といわれる産業、それに関連する産業、非常に大きな影響を与えると思うのでございまして。特に昨年一二・何％というふうな設備投資が非常に盛んになりました。ことしになつて約二％強落ちていくわけでございますけれども、ようやく上向いてきて、特に非常に不況の長い機械工業分野、そういう分野がようやく息を吹き返したこの時期に、民間設備投資が大幅な低下を行わないような措置をぜひ考えていただきたいと思つてます。これを消費者の立場で見ますと、たとえ五十四年から設備投資が抑えられまして、五十三、五十四と比較的に景気が上昇した。そういう中で、一部では五十四年度、五十五年度に増産設備を入れるところがございまして、まだ十分回復してない。設備投資においてはまだ十分ではない、そういうふうに思つてございまして。それが相続しますと、設備耐用年数、経済的には七、八年と言われておりますし、税制面でも十年前後でございましてけれども、そういう面から見て、現在使われております設備が数年たてば逆に老朽化して使えなくなるのではないかと、そういうふうに思つてございまして。ところが、変動費が上がり、固定費に回す費用が少なくなるというところになりますと、やはりどうしても借入金が多くなる。金利が高いと多少控へ目になる。これはあたりまえの事実でございまして、そういう際に、ぜひ景気を刺激するようなプライムレートの見直しというものをお願いをいたしたい。これは別に企業側に立っているわけでもなく、消費者の立場からいいますと、もし機械が老朽化

して品物をつくらなくなるといふことになれば、固定費はそのままですから、当然割り掛けで上がつてくる。だから、景気が悪いのに高い物を買わされる、そういう危険があるわけでございます。そういう心配が出てくる状況になるのではないかと、いまの条件が。そういう心配があるわけでございます。いまして、特に民間の設備投資について、あるいはそういう融資についてどういふような措置を考えておられるか、その辺についてお伺いしたいと思つてます。

○竹下國務大臣 単純な図式をいたしまして、金利が上がれば設備投資意欲をそれだけ抑えていく、これはおっしゃるとおりです。ただ、そこをどう見るかということでございます。きょうの中間指標を見ても、二月もまだその限りにおいては比較的他の先進国に比べれば、抜群という表現は少しオーバーでございましてけれども、そういう水準を保つておる。そこでどういふ状態にあるかという、いわば企業そのもののがいわゆる内部留保というふうなものについては比較的健全な状態にある。そういうことになれば、私は、いまの底がたい基調が続いていきますと、一挙に落ち込むというふうな形ではないでなからうか、それだけに金融政策においても、弾力的にそうしたものには対応していかなければならぬ課題であるというふうに思つてます。もつと長期に考えて、恐らく玉置委員のお考えというものは、きょうも通産大臣から一つの発言があつて、公定歩合というものは上げるばかりが公定歩合の操作じゃないのだ、少しでも先上がりできたから、できるだけ早期に、いわばこれは日銀の専権事項でございましてものの、弾力的な対応をして、具体的に言えば下げた、そしてそれがまたある種の金利への連動操作によつて下がつていって、景気を冷やさないようにしなければいかぬよという注意があつて発言としてありました。当面は確かに物価です。しかし、基本的なスタンスとして、物価、景気両にらみの中に、当面卸売物価への波及をいかに食い止めるかという物価政策、しかし景気政策を完全に

ネグったものではないというところに苦心したこの適切な総需要の管理というように表現で御理解をいただければ幸いです。

○玉置委員 先ほどから総需要管理というお話が出ておりますけれども、いま言いましたように、その場その場ではなくて、やはり何年か先を見越した総需要管理といいますが、そういう方面をぜひお願いしたいと思ひます。

時間の関係で次に移りたいと思ひます。

先ほどから税の不公平感というお話が再々出ておりますけれども、私自身先ほどお昼の質問におきまして、税の捕捉率という面から見ても非常に不公平感があるというお話を実際に実感として受けたわけでございます。その中でも、われわれといひますか、いろいろな勤労者の中で給与所得者と言われる人たちが、そういう人たちにきまして先ほど政務次官にも質問したのでございますけれども、同じ質問を大臣にしてみたいと思ひます。

過去数年間ということでは数字を出していただきまして、たとえば平均所得が五十二年に二百七十五万であった者が昭和五十五年に一応三百二十五万くらいになるというお話がございまして、所得の伸び率が大体年平均で七割くらいである、そして物価の伸び率は累計をしますと三〇%弱、二十数%という形になっております。その中で所得税に對して、特に給与所得関係あるいは事業所得も含めてでございますけれども、手が増えられましては四十九年まででございます、五十年以降は特に大きな税率の変更でありますとかあるいは控除額の引き上げ、そういうものがなされてない。五十二年に若干手を加えられたということだけでございます。これは実際のところ、物価が上がり、賃金も上がり、同じベースで上がりますと、要するに所得総額としては上へ移行するわけでございます、当然累進課税にひかかってくるというところで税率が大きく増加をしてみたいという。ということは、手取りが変わらないという前提で考えますと、税率が上がった分だけ実質的に

生活を切り詰めていかなければならない。手取りが減るということになります。そういう面から考へて、五十年以降なされてないいまの所得税減税、そして昨年の暮れからことしにかけてのこの異常な物価の値上がり、そういう状態を含めまして、ぜひわれわれとしては所得税減税あるいは物価調整減税というふうな形で一般国民に返せるような減税をお願いしたいと思ひます。それについて御意見を伺いたいと思ひます。

これは不公平感という言葉も入っております、そういう面から見てどういふふうな回答が出るかということをお願いしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 主税局ベースで調べまして、給与収入が七・三%、それから消費者物価指数が六・四%上昇した場合の実質手取り額、こういうことになりまして、現実問題として二百五十万円の人は五十四年価格に對して一〇〇・四、それから三百万円の人は一〇〇・三、それから四百万円の人は一〇〇・一、五百万円以上はちょうど二〇〇・〇、まあまあこういう状態が出てくるわけであり

ます。したがって、これは累進税率で、これが仮に給与所得が七・三であつて、消費者物価指数が六・四、まあ六・四といふのはいまの政府見通しでございますけれども、悲願を立てておるわけでございます、それは委員の指摘なさるような状態が出てくる。ただ、ここでいふゆる物価調整減税といふものは、財政再建の折、厳しい折でもあるという前提がもとよりございまして、要するに、わが国の所得税といふのは、課税最低限は世界の先進国に比べ、フランスとちよぼちよぼとも申しましようか、高く、そして累進税率はまた一番高く、そして平均のところでは大変低く、こういう状態になっておりますのが一つ、そして有業人口に占めますところの納税人口の比率が、これまた納税人口の方が大変に低い、こういうことですね。所得税を納めていらつしやらない方が多いという面からおきますと、にわかに物価調整減税をやる環境にはいまないじやないか。やったら

とございまして、それこそお父さんのときやら堀先生のときやら物価調整減税をやった。じやあ物価調整減税だけじゃだめじやないか。そうすると、その上に弱者救済を別の面においてやらなきゃ公平を欠くじやないか。そういう議論をいろいろやつてきまして、それはまさに高度経済成長時代でこそなし得たことであつて、いまそういう余裕はわが国の財政にはない、残念ながらそうお答えしなければならぬと思ひます。

○玉置委員 物価調整減税がなされたのは、たしか五十二年ですね、低成長に入つてからだと思ひます。それから特に私が言いたいのは、物価が上がる、たとえばことしの春闘において大体八%から七%の賃上げがあるだろう、そういうふうな予測をされますけれども、現在のところでは消費者物価が六・四%になるということで、このまま推移すれば実質的にはや賃金レベルが上がるわけでございます、税率を考えないで見た場合です。ところが、六・四%どころではなくて九%あるいは一〇%になった場合、大蔵大臣としてはどういふふうに対処すればいいと考えられますか。

○竹下國務大臣 非常にむずかしい質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、去年の四一六とかいうところが大変上昇率が低いだけに、あるいは前年同月比で比較しますと、三、四あるいは五とかいふようなところは、私はまさに——いまから予測するのはいけません、二けたといふ可能性だつてあるんじゃないかと言ふ人もあり得ます。したがって、年度平均を通じて何としても六・四%に悲願を立てて正念場としてやろうではないか、こういう意気込みでいまやっておりますので、なつたらどうするかということじやなくして、ならないように努力をしますというお答えでもって御理解をいただきたい。

○玉置委員 特に耐久消費財におきまして、あるいは素材関係もそうなんですけれども、工業製品の場合は三ヶ月タクトで上がつてくるというものが通例でございまして、次の対処までに三ヶ月余裕

があるわけでございますから、ぜひその次には生かしていただけるようなそういう対策を考えていただきたいと思ひます。

それから、特に一般大衆と言われております勤労者、そういう方々に対して非常に税負担がふえてきていることが事実でございまして、たとえば五十六年度で予定をされるかも知らないわゆる一般消費税と言われるそういう内容について、国民の理解を得ようとするならば、やはり不公平感というものをなくさなければまずだめではないかと思ひます。それと、これは二十一日にやりますのでございまして、行財政改革の積極的な促進、その効果が出てこない限りはまず無理ではないか、そういうふうに思ひます。そういう意味で、ぜひ、財政だけを考えないで、選挙のこととも考へて、物価調整減税というものを御検討願ひたいと思ひます。

時間が参りましたので、終わりたいと思ひますけれども、ともかく今後の景気の成り行きは財政金融の運営にかかつてゐる、そういうふうを感じておりますので、ぜひともみごとな運営をお願いして終わります。ありがとうございました。

○増岡委員長 次回は、来る二十一日金曜日午後五時理事会、午後五時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時四十七分散会

昭和五十五年四月四日印刷

昭和五十五年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局